

別添6

<通則>

医科診療報酬点数表に記載する診療等に要する書面等は別紙のとおりである。

なお、当該別紙は、参考として示しているものであり、示している事項が全て記載されていれば、当該別紙と同じでなくても差し支えないものであること。

また、当該別紙の作成や保存等に当たっては、医師事務作業の負担軽減等の観点から各保険医療機関において工夫されたいこと。

自筆の署名がある場合には印は不要であること。

※別紙9、10、11、15、22は欠番である。

別紙1

紹介先医療機関等名

担当医 科 殿

年 月 日

紹介元医療機関の所在地及び名称
電話番号

医師氏名 印

患者氏名	性別	男	・	女
患者住所				
電話番号				
生年月日	年	月	日	(歳)
職業				

傷病名
紹介目的
既往歴及び家族歴
症状経過及び検査結果
治療経過
現在の処方
備考

- 備考
1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
 2. 必要がある場合は画像診断のフィルム、検査の記録を添付すること。
 3. 紹介先が保険医療機関以外である場合は、紹介先医療機関等名の欄に紹介先保険薬局、市町村、保健所名等を記入すること。かつ、患者住所及び電話番号を必ず記入すること。

入院診療計画書

(患者氏名) _____ 殿

平成 年 月 日

病棟（病室）	
主治医以外の担当者名	
在宅復帰支援担当者名 *	
病名 (他に考え得る病名)	
症状	
治療計画	
検査内容及び日程	
手術内容及び日程	
推定される入院期間	
特別な栄養管理の必要性	有 ・ 無 (どちらかに○)
その他 ・看護計画 ・リハビリテーション 等の計画	
在宅復帰支援計画 *	
総合的な機能評価 ◇	

- 注1) 病名等は、現時点で考えられるものであり、今後検査等を進めていくにしたがって変わり得るものである。
- 注2) 入院期間については、現時点で予想されるものである。
- 注3) *印は、地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料）を算定する患者にあつては必ず記入すること。
- 注4) ◇印は、総合的な機能評価を行った患者について、評価結果を記載すること。
- 注5) 特別な栄養管理の必要性については、電子カルテ等、様式の変更が直ちにできない場合、その他欄に記載してもよい。

(主治医氏名) _____ 印

(本人・家族) _____

入院診療計画書

(患者氏名) _____ 殿

年 月 日

病棟 (病室)	
主治医以外の担当者名	
病名 (他に考え得る病名)	
症状 治療により改善 すべき点等	
全身状態の評価 (ADLの評価を含む)	
治療計画 (定期的検査、日常生活機能の保持・回復、入院治療の目標等を含む)	
リハビリテーションの計画 (目標を含む)	
栄養摂取に関する計画	(特別な栄養管理の必要性： 有 ・ 無)
感染症、皮膚潰瘍等の皮膚疾患に関する対策 (予防対策を含む)	
その他 ・ 看護計画 ・ 退院に向けた支援計画 ・ 入院期間の見込み等	

注) 上記内容は、現時点で考えられるものであり、今後、状態の変化等に応じて変わり得るものである。

(主治医氏名) _____ 印

(本人・家族) _____

入院診療計画書

(患者氏名) _____ 殿

年 月 日

病棟 (病室)	
主治医以外の担当者名	
選任された 退院後生活環境相談員の氏名	
病名 (他に考え得る病名)	
症状	
治療計画	
検査内容及び日程	
手術内容及び日程	
推定される入院期間 (うち医療保護入院による入院期間)	(うち医療保護入院による入院期間: _____)
特別な栄養管理の必要性	有 ・ 無 (どちらかに○)
その他 ・看護計画 ・リハビリテーション 等の計画	
退院に向けた取組	
総合的な機能評価 ◇	

- 注1) 病名等は、現時点で考えられるものであり、今後検査等を進めていくにしたがって変わり得るものである。
 注2) 入院期間については、現時点で予想されるものである。
 注3) ◇印は、総合的な機能評価を行った患者について、評価結果を記載すること。
 注4) 特別な栄養管理の必要性については、電子カルテ等、様式の変更が直ちにできない場合、その他欄に記載してもよい。

_____(主治医氏名) _____ 印
 _____(本人・家族) _____

褥瘡対策に関する診療計画書

氏名 _____ 殿 男 女 _____ 病棟 _____ 計画作成日 _____
 _____ 年 月 日 生 (歳) _____ 記入医師名 _____
 _____ 記入看護師名 _____

褥瘡の有無 1. 現在 なし あり (仙骨部、坐骨部、尾骨部、腸骨部、大転子部、踵部、その他()) _____ 褥瘡発生日 _____
 2. 過去 なし あり (仙骨部、坐骨部、尾骨部、腸骨部、大転子部、踵部、その他()) _____

<日常生活自立度の低い入院患者>

危険因子の評価	日常生活自立度	J(1, 2)	A(1, 2)	B(1, 2)	C(1, 2)	対処
	・基本的動作能力 (ベッド上 自力体位変換) (イス上 坐位姿勢の保持、除圧)				できる	できない
・病的骨突出				できる	できない	
・関節拘縮				なし	あり	
・栄養状態低下				なし	あり	
・皮膚湿潤(多汗、尿失禁、便失禁)				なし	あり	
・皮膚の脆弱性(浮腫)				なし	あり	
・皮膚の脆弱性(スキナーテアの保有、既往)				なし	あり	

<褥瘡に関する危険因子のある患者及びすでに褥瘡を有する患者>

※両括弧内は点数

褥瘡の状態の評価 (DESSIGNIR)	深さ	(0)皮膚損傷・発赤なし (1)持続する発赤 (2)真皮までの損傷 (3)皮下組織までの損傷 (4)皮下組織をこえる損傷 (5)関節腔、体腔に至る損傷 (U)深さ判定が不能の場合							合計点
	滲出液	(0)なし	(1)少量:毎日の交換を要しない	(3)中等量:1日1回の交換	(6)多量:1日2回以上の交換				
	大きさ(cm ²) 長径×長径に直交する最大径 (持続する発赤の範囲も含む)	(0)皮膚損傷なし	(3)4未満	(6)4以上16未満	(8)16以上36未満	(9)36以上64未満	(12)64以上100未満	(15)100以上	
	炎症・感染	(0)局所の炎症徴候なし	(1)局所の炎症徴候あり(創周辺の発赤、腫脹、熱感、疼痛)	(3)局所の明らかな感染徴候あり(炎症徴候、膿、悪臭)	(9)全身的影響あり(発熱など)				
	肉芽形成 良性肉芽が占める割合	(0)創閉鎖又は創が浅い為評価不可能	(1)創面の90%以上を占める	(3)創面の50%以上90%未満を占める	(4)創面の10%以上50%未満を占める	(5)創面の10%未満を占める	(6)全く形成されてない		
	壊死組織	(0)なし	(3)柔らかい壊死組織あり	(6)硬く厚い密着した壊死組織あり					
	ポケット(cm ²) 潰瘍面も含めたポケット全周(ポケットの長径×長径に直交する最大径)×潰瘍面積	(0)なし	(6)4未満	(9)4以上16未満	(12)16以上36未満	(24)36以上			

※該当する状態について、両括弧内の点数を合計し、「合計点」に記載すること。ただし、深さの点数は加えないこと。

留意する項目	計画の内容	
圧迫、ズレカの排除 (体位変換、体圧分散寝具、頭部挙上方法、車椅子姿勢保持等)	ベッド上	
	イス上	
スキンケア		
栄養状態改善		
リハビリテーション		

【記載上の注意】

- 1 日常生活自立度の判定に当たっては「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について(平成3年11月18日 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知 老健第102-2号)を参照のこと。
- 2 日常生活自立度がJ1～A2である患者については、当該評価票の作成を要しないものであること。

平均在院日数の算定方法

- 1 入院基本料等の施設基準に係る平均在院日数の算定は、次の式による。

①に掲げる数

②に掲げる数

- ① 当該病棟における直近 3 か月間の在院患者延日数
- ② (当該病棟における当該 3 か月間の新入棟患者数＋当該病棟における当該 3 か月間の新退棟患者数) / 2
- なお、小数点以下は切り上げる。
- 2 上記算定式において、在院患者とは、毎日24時現在当該病棟に在院中の患者をいい、当該病棟に入院してその日のうちに退院又は死亡した者を含むものである。なお、患者が当該病棟から他の病棟へ移動したときは、当該移動した日は当該病棟における入院日として在院患者延日数に含める。
- 3 上記算定式において、新入棟患者数とは、当該 3 か月間に新たに当該病棟に入院した患者の数(以下「新入院患者」という。)及び他の病棟から当該病棟に移動した患者数の合計をいうが、当該入院における 1 回目の当該病棟への入棟のみを数え、再入棟は数えない。
- また、病棟種別の異なる病棟が 2 つ以上ある場合において、当該 2 以上の病棟間を同一の患者が移動した場合は、1 回目の入棟のみを新入棟患者として数える。
- 当該 3 か月以前から当該病棟に入院していた患者は、新入棟患者数には算入しない。
- 当該病院を退院後、当該病棟に再入院した患者は、新入院患者として取り扱う。
- 4 上記算定式において、新退棟患者数とは、当該 3 か月間に当該病棟から退院(死亡を含む。)した患者数と当該病棟から他の病棟に移動した患者数をいう。ただし、当該入院における 1 回目の当該病棟からの退棟のみを数え、再退棟は数えないこととする。
- 病棟種別の異なる病棟が 2 以上ある場合において、当該 2 以上の病棟間を同一の患者が移動した場合は、1 回目の退棟のみを新退棟患者として数えるものとする。
- 5 「基本診療料の施設基準等」の別表第二に規定する入院患者は 1 の①及び②から除く。
- 6 短期滞在手術等基本料 3 を算定した患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者であって 6 日以降も入院する場合は、①及び②に含めるものとし、入院日から起算した日数を含めて平均在院日数を計算すること。

看護要員（看護職員及び看護補助者をいう）の配置状況（例）

急性期一般入院基本料の場合の例

【 1病棟（1看護単位）入院患者数40人で急性期一般入院料2の届出を行う場合 】

- 1勤務帯8時間、1日3勤務帯を標準として、月平均1日当たり必要となる看護職員の数
が12人以上であること。
- 当該届出区分において、月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員（看護師及
び准看護師をいう）の数に対する実際に勤務した月平均1日当たりの看護師の比率が70%以
上であること。
- 当該病棟が交代制の勤務形態であること。
- 夜間勤務の看護職員配置については、看護師1人を含む2人以上であること。
- 当該病棟の平均在院日数が21日以内であること。

(1) 看護職員配置の算出方法

- ① 各勤務帯に従事している看護職員の1人当たりの受け持ち患者数が10人以内であること。
 $(40人 \times 1 / 10) \times 3 =$ 当該病棟に1日当たり12人（小数点以下切り上げ）以上の看護職員
 が勤務していること。

- ② 月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員の数に対する実際に勤務した月平均1
 日当たりの看護師の比率が70%を満たすこと。

当該病棟の月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員の数
 が12人の場合、実際に勤務する月平均1日当たりの看護師は8.4人以上であること。

$$12人 \times 70\% = 8.4人$$

(2) 看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数の算出方法

- 各病棟において、夜勤時間帯に従事した看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間
 以下であること。

$\text{月平均夜勤時間数} = \frac{\text{当該病棟の看護職員の月延夜勤時間数}}{\text{夜勤時間帯の従事者数}}$ <p style="text-align: center;">（夜勤専従者及び夜勤16時間未満の看護職員を除く）</p>

- ① 当該保険医療機関で夜勤時間帯を設定：16時から翌朝8時まで（16時間）

- ② 夜勤時間と従事者数：2人以上の看護職員が配置されている。

16時～24時30分（看護師3人、計3人）

0時～8時30分（看護師2人、准看護師1人 計3人）

- ③ 1月当たり夜勤時間帯に従事する実人員数：23人（8人+11人+4人）

$8人 \times 72時間（夜勤を月9日） = 576時間$ (a)	} ※
$11人 \times 64時間（夜勤を月8日） = 704時間$ (b)	
$4人 \times 40時間（夜勤を月5日） = 160時間$ (c)	

※ 夜勤時間帯の中で申し送りに要した時間（24時から24時30分）
 は申し送った従事者の夜勤時間及び夜勤帯に病棟以外で勤務した

時間は夜勤時間には含めていない。

④ 月延夜勤時間数：1,440 時間 ((a)～(c)の合計)

⑤ 月平均夜勤時間数：72 時間以下である。

$$1,440 \text{ 時間} \div 23 \text{ 人} = 62.6 \text{ 時間 (小数点 2 位以下切り捨て)}$$

入院基本料に係る看護記録

入院基本料の届出を行った病棟においては、看護体制の1単位ごとに次に掲げる記録がなされている必要がある。ただし、その様式、名称等は各保険医療機関が適当とする方法で差し支えない。

1 患者の個人記録

(1) 経過記録

個々の患者について観察した事項及び実施した看護の内容等を看護要員が記録するもの。

ただし、病状安定期においては診療録の温度表等に状態の記載欄を設け、その要点を記録する程度でもよい。

(2) 看護計画に関する記録

個々の患者について、計画的に適切な看護を行うため、看護の目標、具体的な看護の方法及び評価等を記録するもの。

2 看護業務の計画に関する記録

(1) 看護業務の管理に関する記録

患者の移動、特別な問題を持つ患者の状態及び特に行われた診療等に関する概要、看護要員の勤務状況並びに勤務交代に際して申し送る必要のある事項等を各勤務帯ごとに記録するもの。

(2) 看護業務の計画に関する記録

看護要員の勤務計画及び業務分担並びに看護師、准看護師の受け持ち患者割当等について看護チームごとに掲げておくもの。看護職員を適正に配置するための患者の状態に関する評価の記録。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I に係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1	創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、 ②褥瘡の処置)	なし	あり	
2	呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く)	なし	あり	
3	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	
4	心電図モニターの管理	なし	あり	
5	シリンジポンプの管理	なし	あり	
6	輸血や血液製剤の管理	なし	あり	
7	専門的な治療・処置 (①抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、 ②抗悪性腫瘍剤の内服の管理、 ③麻薬の使用(注射剤のみ)、 ④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、 ⑤放射線治療、 ⑥免疫抑制剤の管理(注射剤のみ)、 ⑦昇圧剤の使用(注射剤のみ)、 ⑧抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、 ⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、 ⑩ドレナージの管理、 ⑪無菌治療室での治療)	なし		あり
8	救急搬送後の入院(5日間)	なし		あり
				A得点

B	患者の状況等	患者の状態			介助の実施		評価
		0点	1点	2点	0	1	
9	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない			点
10	移乗	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
11	口腔清潔	自立	要介助		実施なし	実施あり	点
12	食事摂取	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
13	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
14	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ				点
15	危険行動	ない		ある			点
							B得点

C	手術等の医学的状況	0点	1点
16	開頭手術(13日間)	なし	あり
17	開胸手術(12日間)	なし	あり
18	開腹手術(7日間)	なし	あり
19	骨の手術(11日間)	なし	あり
20	胸腔鏡・腹腔鏡手術(5日間)	なし	あり
21	全身麻酔・脊椎麻酔の手術(5日間)	なし	あり
22	救命等に係る内科的治療(5日間) (①経皮的血管内治療、 ②経皮的心筋焼灼術等の治療、 ③侵襲的な消化器治療)	なし	あり
23	別に定める検査(2日間)	なし	あり
24	別に定める手術(6日間)	なし	あり
		C得点	

注) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I に係る評価にあたっては、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき、以下のとおり記載した点数について、A～Cそれぞれ合計する。
 ・A (A 7 ①から④まで及び⑥から⑨までを除く。) については、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の点数を記載する。
 ・A (A 7 ①から④まで及び⑥から⑨までに限る。) 及びCについては、評価日において、別紙 1 に規定するレセプト電算処理システム用コードのうち、A又はC項目に該当する項目の点数をそれぞれ記載する。
 ・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱに係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1	創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、 ②褥瘡の処置)	なし	あり	
2	呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く)	なし	あり	
3	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	
4	心電図モニターの管理	なし	あり	
5	シリンジポンプの管理	なし	あり	
6	輸血や血液製剤の管理	なし	あり	
7	専門的な治療・処置 (①抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、 ②抗悪性腫瘍剤の内服の管理、 ③麻薬の使用(注射剤のみ)、 ④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、 ⑤放射線治療、 ⑥免疫抑制剤の管理(注射剤のみ)、 ⑦昇圧剤の使用(注射剤のみ)、 ⑧抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、 ⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、 ⑩ドレナージの管理、 ⑪無菌治療室での治療)	なし		あり
8	緊急に入院を必要とする状態(5日間)	なし		あり
				A得点

B	患者の状況等	患者の状態			介助の実施		評価
		0点	1点	2点	0	1	
9	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない			点
10	移乗	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
11	口腔清潔	自立	要介助		実施なし	実施あり	点
12	食事摂取	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
13	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
14	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ				点
15	危険行動	ない		ある			点
							B得点

C	手術等の医学的状況	0点	1点
16	開頭手術(13日間)	なし	あり
17	開胸手術(12日間)	なし	あり
18	開腹手術(7日間)	なし	あり
19	骨の手術(11日間)	なし	あり
20	胸腔鏡・腹腔鏡手術(5日間)	なし	あり
21	全身麻酔・脊椎麻酔の手術(5日間)	なし	あり
22	救命等に係る内科的治療(5日間) (①経皮的血管内治療、 ②経皮的心筋焼灼術等の治療、 ③侵襲的な消化器治療)	なし	あり
23	別に定める検査(2日間)	なし	あり
24	別に定める手術(6日間)	なし	あり
		C得点	

- 注) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱに係る評価にあたっては、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき、以下のとおり記載した点数について、A～Cそれぞれ合計する。
- ・A及びCについては、評価日において、別表1に規定するレセプト電算処理システム用コードのうち、A又はC項目に該当する項目の合計点数をそれぞれ記載する。
 - ・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

<一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I >

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、急性期一般入院基本料（許可病床数400床以上の保険医療機関であつて急性期一般入院基本料（急性期一般入院料7を除く。）の届出を行っている場合を除く。）、7対1入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（結核病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、地域一般入院料1、総合入院体制加算（一般病棟入院基本料、特定一般病棟入院料）、看護補助加算1（地域一般入院基本料、13対1入院基本料）、一般病棟看護必要度評価加算（専門病院入院基本料、特定一般病棟入院料）、脳卒中ケアユニット入院医療管理料並びに地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料及び特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理が行われる場合）を算定する場合も含む。以下「地域包括ケア病棟入院料等」という。）を届け出ている病棟に入院している患者であり、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者（基本診療料の施設基準等第十の三（3）及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料に係る要件を満たす場合に限る。）は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等（A項目）、患者の状況等（B項目）並びに手術等の医学的状況（C項目）について、毎日評価を行うこと。
ただし、地域包括ケア病棟入院料等については、A項目及びC項目のみの評価とし、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。
外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該病棟に在棟していた時間があつた場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。
退院日は、当日の0時から退院時までを評価対象時間とする。退院日の評価は行うが、基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院（死亡退院を含む）した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

原則として、当該病棟内を評価の対象場所とし、当該病棟以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所に含めない。ただし、A項目の専門的な治療・処置のうち、放射線治療及びC項目の手術等の医学的状況については、当該医療機関内における治療を評価の対象場所とする。

5. 評価対象の処置・介助等

当該病棟で実施しなければならない処置・介助等の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該病棟に所属する看護職員でなければならない。ただし、一部の評価項目におい

て、薬剤師、理学療法士等が当該病棟内において実施することを評価する場合は、病棟所属の有無は問わない。

なお、A項目の評価において、医師が単独で処置等を行った後に、当該病棟の看護職員が当該処置等を確認し、実施記録を残す場合も評価に含めるものとする。

A項目の処置の評価においては、訓練や退院指導等の目的で実施する行為は評価の対象に含めないが、B項目の評価においては、患者の訓練を目的とした行為であっても評価の対象に含めるものとする。

A項目の薬剤の評価については、臨床試験であっても評価の対象に含めるものとする。

6. 評価者

評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

ただし、A項目及びC項目のうち、別表1に規定する「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」（以下、コード一覧という。）を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。

7. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場合は評価できないため、A項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。A項目（A7「専門的な治療・処置等」の⑤、⑩及び⑪に限る。）の評価においては、後日、第三者が確認を行う際に、記録から同一の評価を導く根拠となる記録を残しておく必要があるが、項目ごとの記録を残す必要はない。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該病棟の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び病棟の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること。

なお、B項目については、「患者の状態」が評価の根拠となることから、重複する記録を残す必要はない。

A モニタリング及び処置等

1 創傷処置

項目の定義

創傷処置は、①創傷の処置（褥瘡の処置を除く）、②褥瘡の処置のいずれかの処置について、看護職員が医師の介助をした場合、あるいは医師又は看護職員が自ら処置を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
創傷処置のいずれも実施しなかった場合をいう。
「あり」
創傷処置のいずれかを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

創傷処置に含まれる内容は、各定義及び留意点に基づいて判断すること。

① 創傷の処置（褥瘡の処置を除く）

【定義】

創傷の処置（褥瘡の処置を除く）は、創傷があり、創傷についての処置を実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう創傷とは、皮膚又は粘膜が破綻をきたした状態であり、その数、深さ、範囲の程度は問わない。

縫合創は創傷処置の対象に含めるが、縫合のない穿刺創は含めない。粘膜は、鼻、口腔、膣及び肛門の粘膜であって、外部から粘膜が破綻をきたしている状態であることが目視できる場合に限り含める。気管切開口、胃瘻及びストーマ等については、造設から抜糸までを含め、抜糸後は、滲出液が見られ処置を必要とする場合を含める。

ここでいう処置とは、創傷の治癒を促し感染を予防する目的で、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入及び塗布、ガーゼやフィルム材等の創傷被覆材の貼付や交換等の処置を実施した場合をいい、診察、観察だけの場合やガーゼを剥がすだけの場合は含めない。

また、陰圧閉鎖療法、眼科手術後の点眼及び排泄物の処理に関するストーマ処置は含めない。

② 褥瘡の処置

【定義】

褥瘡の処置は、褥瘡があり、褥瘡についての処置を実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう褥瘡とは、NPUAP分類Ⅱ度以上又はDESIGN-R分類d2以上の状態をいう。この状態に達していないものは、褥瘡の処置の対象に含めない。

ここでいう処置とは、褥瘡に対して、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入及び塗布、ガーゼやフィルム材等の創傷被覆材の貼付や交換等の処置を実施した場合をいい、診察、観察だけの場合やガーゼを剥がすだけの場合は含めない。また、陰圧閉鎖療法は含めない。

【参考】

NPUAP分類（National Pressure Ulcer of Advisory Panel）Ⅱ度以上
DESIGN-R分類（日本褥瘡学会によるもの）d2 以上

2 呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）

項目の定義

呼吸ケアは、酸素吸入、痰を出すための体位ドレナージ、スクウィージングのいずれかの処置に対して、看護職員等が自ら行うか医師の介助を行った場合、あるいは人工換気が必要な患者に対して、看護職員等が装着中の人工呼吸器の管理を行った場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
呼吸ケアを実施しなかった場合をいう。
「あり」
呼吸ケアを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

喀痰吸引のみの場合は呼吸ケアの対象に含めない。
呼吸ケアにおける時間の長さや回数は問わない。酸素吸入の方法は問わない。
人工呼吸器の種類や設定内容、あるいは気道確保の方法については問わないが、看護職員等が、患者の人工呼吸器の装着状態の確認、換気状況の確認、機器の作動確認等の管理を実施している必要がある。また、人工呼吸器の使用に関する医師の指示が必要である。
NPPV（非侵襲的陽圧換気）の実施は人工呼吸器の使用に含める。
なお、気管切開の患者が喀痰吸引を行っているだけの場合は含めない。また、エアウェイ挿入、ネブライザー吸入は呼吸ケアには含めない。

3 点滴ライン同時3本以上の管理

項目の定義

点滴ライン同時3本以上の管理は、持続的に点滴ライン（ボトル、バッグ、シリンジ等から末梢静脈、中心静脈、動静脈シャント、硬膜外、動脈、皮下に対する点滴、持続注入による薬液、輸血・血液製剤の流入経路）を3本以上同時に使用し、看護職員が管理を行った場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
同時に3本以上の点滴の管理を実施しなかった場合をいう。
「あり」
同時に3本以上の点滴の管理を実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

施行の回数や時間の長さ、注射針の刺入個所の数は問わない。
2つのボトルを連結管で連結させて1つのルートで滴下した場合は、点滴ラインは1つとして数える。1カ所に刺入されていても三方活栓等のコネクタで接続された点滴ラインは本数に数える。これら点滴ラインを利用して、側管から持続的に点滴する場合は数えるが、手動で注射を実施した場合は、持続的に使用しているといえないため本数に数えない。
スワンガンツカテーテルの加圧バッグについては、薬液の注入が目的ではないため本数に数えない。PCA（自己調節鎮痛法）による点滴ライン（携帯用を含む）は、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ本数に数える。

4 心電図モニター管理

項目の定義

心電図モニター管理は、持続的に看護職員が心電図のモニタリングを実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
持続的な心電図のモニタリングを実施しなかった場合をいう。
「あり」
持続的な心電図のモニタリングを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

心電図の誘導の種類や誘導法の種類は問わない。
機器の設置・準備・後片付けは含めない。心電図モニターの装着時間や回数は問わないが、医師の指示により、心機能や呼吸機能障害を有する患者等に対して常時観察を行っている場合であって、看護職員による心電図の評価の記録が必要である。心電図の機器による自動的な記録のみの場合は心電図モニターの管理の対象に含めない。
心電図検査として一時的に測定を行った場合は含めない。ホルター心電図は定義に従い、看護職員による持続的な評価の記録がある場合に限り含める。

5 シリンジポンプの管理 項目の定義

シリンジポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をしなかった場合をいう。
「あり」
末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。
携帯用であってもシリンジポンプの管理の対象に含めるが、PCA（自己調節鎮痛法）によるシリンジポンプは、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

6 輸血や血液製剤の管理 項目の定義

輸血や血液製剤の管理は、輸血（全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等）や血液製剤（アルブミン製剤等）の投与について、血管を通して行った場合、その投与後の状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
輸血や血液製剤の使用状況の管理をしなかった場合をいう。
「あり」
輸血や血液製剤の使用状況の管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わないが、腹膜透析や血液透析は輸血や血液製剤の管理の対象に含めない。自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合は含める。

7 専門的な治療・処置

項目の定義

専門的な治療・処置は、①抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）、②抗悪性腫瘍剤の内服の管理、③麻薬の使用（注射剤のみ）、④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、⑤放射線治療、⑥免疫抑制剤の管理（注射剤のみ）、⑦昇圧剤の使用（注射剤のみ）、⑧抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）、⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、⑩ドレナージの管理、⑪無菌治療室での治療のいずれかの治療・処置を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

専門的な治療・処置を実施しなかった場合をいう。

「あり」

専門的な治療・処置を一つ以上実施した場合をいう。ただし、①から④まで及び⑥から⑨までについては、評価日において、コード一覧に掲載されているコードが入力されている場合をいう。

判断に際しての注意点

専門的な治療・処置に含まれる内容は、各定義及び留意点に基づいて判断すること。

なお、①から④まで及び⑥から⑨までについては、内服薬のコードが入力されていない日に当該コードに該当する内服を指示した場合や、事前に処方や指示を行っており内服当日には当該コードが入力されていない場合等は、評価の対象とはならない。手術や麻酔中に用いた薬剤は評価の対象となる。また、検査や処置等、その他の目的で用いた薬剤については、E F統合ファイルにおけるデータ区分コードが20番台（投薬）、30番台（注射）、50番（手術）及び54番（麻酔）の薬剤に限り、評価の対象となる。

① 抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

③ 麻薬の使用（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑤ 放射線治療

【定義】

放射線治療は、固形腫瘍又は血液系腫瘍を含む悪性腫瘍がある患者に対して、病変部にX線、ガンマ線、電子線等の放射線を照射し、そのDNA分子間の結合破壊(電離作用)により目標病巣を死滅させることを目的として実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

照射方法は、外部照射と内部照射（腔内照射、小線源治療）を問わない。放射線治療の対象には、エックス線表在治療、高エネルギー放射線治療、ガンマナイフ、直線加速器（リニアック）による定位放射線治療、全身照射、密封小線源治療、放射性同位元素内用療法を放射線治療の対象に含める。

外部照射の場合は照射日のみを含めるが、外部照射の場合であっても、院外での実施は含めない。

外部照射か内部照射かは問わず、継続して内部照射を行なっている場合は、治療期間を通して評価の対象に含める。

放射線治療の実施が当該医療機関内であれば評価の対象場所に含める。

⑥ 免疫抑制剤の管理（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑦ 昇圧剤の使用（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑧ 抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑩ ドレナージの管理

【定義】

ドレナージの管理とは、排液、減圧の目的として、患者の創部や体腔に誘導管（ドレーン）を継続的に留置し、滲出液や血液等を直接的に体外に誘導し、排液バッグ等に貯留する状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

【留意点】

誘導管は、当日の評価対象時間の間、継続的に留置されている場合にドレナージの管理の対象に含める。当日に設置して且つ抜去した場合は含めないが、誘導管を設置した日であって翌日も留置している場合、又は抜去した日であって前日も留置している場合は、当日に6時間以上留置されていた場合には含める。

胃瘻（PEG）を減圧目的で開放する場合であっても定義に従っていれば含める。

体外へ直接誘導する場合のみ評価し、体内で側副路を通す場合は含めない。また、腹膜透析や血液透析は含めない。経尿道的な膀胱留置カテーテルは含めないが、血尿がある場合は、血尿の状況を管理する場合に限り評価できる。陰圧閉鎖療法は、創部に誘導管（パッドが連結されている場合を含む）を留置して、定義に従った処置をしている場合は含める。

定義に基づき誘導管が目的に従って継続的に留置されている場合に含めるものであるが、抜去や移動等の目的で、一時的であればクランプしていても良いものとする。

⑪ 無菌治療室での治療

【定義】

無菌治療室での治療とは、移植後、白血病、再生不良性貧血、骨髄異形成症候群、重症複合型免疫不全症等の患者に対して、無菌治療室での治療が必要であると医師が判断し、無菌治療室での治療を6時間以上行った場合に評価する項目である。

【留意点】

無菌治療室とは、室内を無菌の状態に保つために十分な体制が整備されている必要があり、当該保険医療機関において自家発電装置を有していることと、滅菌水の供給が常時可能であること。また、個室であって、室内の空気清浄度が、患者に対し無菌治療室管理を行っている際に、常時ISOクラス7以上であること。

無菌治療室に入室した日及び無菌治療室を退室した日は評価の対象とする。

8. 救急搬送後の入院

項目の定義

救急搬送後の入院は、救急用の自動車（市町村又は都道府県の救急業務を行うための救急隊の救急自動車に限る）又は救急医療用ヘリコプターにより当該医療機関に搬送され、入院した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプター以外により搬送され入院した場合をいう。

「あり」

救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターにより搬送され入院した場合をいう。

判断に際しての留意点

救急搬送後の患者が、直接、評価対象病棟に入院した場合のみを評価の対象とし、救命救急病棟、ICU等の治療室に一旦入院した場合は評価の対象に含めない。ただし、手術室を経由して評価対象病棟に入院した場合は評価の対象に含める。

入院当日を含めた5日間を評価の対象とする。

B 患者の状況等

B項目共通事項

1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
3. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果をもとに「患者の状態」を評価すること。動作の確認をできなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「自立」とする。
4. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、各選択肢の留意点を参考に評価する。この場合、医師の指示に係る記録があること。ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「自立」とする。
5. B10「移乗」、B11「口腔清潔」、B12「食事摂取」、B13「衣服の着脱」については、「患者の状態」と「介助の実施」とを乗じた点数とすること。

9 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作であ

る。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。

「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

医師の指示により、自力での寝返りを制限されている場合は「できない」とする。

10 移乗

項目の定義

移乗時の介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。

ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。

「一部介助」

患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る必要がある場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が必要な場合をいう。

「全介助」

1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が必要な場合をいう。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具の使用が必要な場合は「全介助」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行うことができている（力が出せる）場合は「一部介助」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されている場合は「全介助」とする。また、介助による移乗も制限されている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。

11 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、1人でできない場合に看護職員等が見守りや介助を実施したかどうかを評価する項目である。
一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。
口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「要介助」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

医師の指示により、自力での口腔清潔が制限されている場合は「要介助」とする。また、介助による口腔清潔も制限されている場合は、「要介助」かつ「実施なし」とする。

1.2 食事摂取

項目の定義

食事介助の必要の有無と、介助の実施状況の評価する項目である。
ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。
食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部に介助が必要な場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助が必要な場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要する場合は「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行う必要がある場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行うことができる場合は「自立」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等を行う必要がある場合は「一部介助」とする。

。医師の指示により、食止めや絶食となっている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「実施なし」とする。

1.3 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱について、介助の必要の有無と、介助の実施状況の評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりすることができる場合をいう。

自助具等を使って行うことができる場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が必要な場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げる必要がある場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助する必要はないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示を行う必要がある場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が必要な場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行うことができても、着脱行為そのものを患者が行うことができず、看護職員等がすべて介助する必要がある場合も「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。

通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。
靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

1 4 診療・療養上の指示が通じる 項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」
診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。
「いいえ」
診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。
医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

1 5 危険行動 項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。
ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」
過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。
「ある」
過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。
認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。
他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

C 手術等の医学的状況

C項目共通事項

1. コード一覧に掲載されているコードについて、評価日における入力の有無及び当該コードに係る手術等の実施当日からの日数によって判断すること。
2. 各選択肢の判断基準に示された手術等の実施当日からの日数については、実施当日を含む日数であること。

1.6 開頭手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から13日間の場合、「あり」とする。

1.7 開胸手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から12日間の場合、「あり」とする。

1.8 開腹手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から7日間の場合、「あり」とする。

1.9 骨の手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から11日間の場合、「あり」とする。

2.0 胸腔鏡・腹腔鏡手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から5日間の場合、「あり」とする。

2.1 全身麻酔・脊椎麻酔の手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から5日間の場合、「あり」とする。

2.2 救命等に係る内科的治療

選択肢の判断基準

①から③の各項目について、評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る治療の実施当日から5日間の場合、「あり」とする。

2.3 別に定める検査

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る検査の実施当日から2日間の場合、「あり」とする。

2.4 別に定める手術 選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から6日間の場合、「あり」とする。

<一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱ>

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟、結核病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、地域一般入院料1、総合入院体制加算（一般病棟入院基本料、特定一般病棟入院料）、看護補助加算1（地域一般入院基本料、13対1入院基本料）、一般病棟看護必要度評価加算（専門病院入院基本料、特定一般病棟入院料）、脳卒中ケアユニット入院医療管理料並びに地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料及び特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理が行われる場合）を算定する場合も含む。以下「地域包括ケア病棟入院料等」という。）を届け出ている病棟に入院している患者であり、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者（基本診療料の施設基準等第十の三（3）及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料に係る要件を満たす場合に限る。）は評価の対象としない。また、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）についても評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ（以下「必要度Ⅰ」という。）における記載内容を参照のこと。

3. 評価対象時間

必要度Ⅰにおける記載内容を参照のこと。

4. 評価対象場所

必要度Ⅰにおける記載内容を参照のこと。

5. 評価者

B項目の評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

6. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、A・B・Cの各項目の共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

A モニタリング及び処置等

1. 評価日において、各選択肢のコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合を「あり」とする。ただし、A 8「緊急に入院を必要とする状態」については、評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合に、入院当日を含めた5日間を「あり」とする。なお、地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料においては、当該コードを評価対象に含めない。
2. 内服薬のコードが入力されていない日に当該コードに該当する内服を指示した場合や、事前に処方や指示を行っており内服当日には当該コードが入力されていない場合等は、評価の対象とはならない。
3. 手術や麻酔中に用いた薬剤は評価の対象となる。また、検査や処置等、その他の目的で用いた薬剤については、E F 統合ファイルにおけるデータ区分コードが 20 番台（投薬）、30 番台（注射）、50 番（手術）及び 54 番（麻酔）の薬剤に限り、評価の対象となる。
4. 臨床試験で用いた薬剤は評価の対象となる。
5. A 3「点滴ライン同時3本以上の管理」及びA 6「輸血や血液製剤の管理」で共通するコードが入力されている場合には、それぞれの選択肢において評価の対象としてよい。

B 患者の状況等

必要度 I における記載内容を参照のこと。

C 手術等の医学的状況

必要度 I における記載内容を参照のこと。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
A 1 創傷処置 (①創傷の処置 (褥瘡の処置を除く))	14000010	創傷処置 (100cm2未満)	
	14000010	創傷処置 (100cm2以上500cm2未満)	
	14000010	創傷処置 (500cm2以上3000cm2未満)	
	140000910	創傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)	
	14001010	創傷処置 (6000cm2以上)	
	14003010	熱傷処置 (100cm2未満)	
	14003210	熱傷処置 (100cm2以上500cm2未満)	
	14003220	熱傷処置 (500cm2以上3000cm2未満)	
	14003610	熱傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)	
	14003610	熱傷処置 (6000cm2以上)	
	14003830	凍傷処置 (100cm2未満)	
	14003830	凍傷処置 (100cm2以上500cm2未満)	
	14003830	凍傷処置 (500cm2以上3000cm2未満)	
	14003830	凍傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)	
	14003830	凍傷処置 (6000cm2以上)	
	14003930	凍傷処置 (100cm2未満)	
	14003930	凍傷処置 (100cm2以上500cm2未満)	
	14003930	凍傷処置 (500cm2以上3000cm2未満)	
	14003930	凍傷処置 (3000cm2以上6000cm2未満)	
	14003930	凍傷処置 (6000cm2以上)	
	A 2 創傷処置 (②褥瘡の処置)	14004810	褥瘡処置 (100cm2未満)
		14004810	褥瘡処置 (100cm2以上500cm2未満)
		14004810	褥瘡処置 (500cm2以上3000cm2未満)
		14004810	褥瘡処置 (3000cm2以上6000cm2未満)
		14004810	褥瘡処置 (6000cm2以上)
		14005610	褥瘡処置 (100cm2未満)
		14005610	褥瘡処置 (100cm2以上500cm2未満)
		14005610	褥瘡処置 (500cm2以上3000cm2未満)
		14005610	褥瘡処置 (3000cm2以上6000cm2未満)
		14005610	褥瘡処置 (6000cm2以上)
		A 2 呼吸ケア (喀痰吸引のみの場合を除く)	14005810
	14005810		突発性難聴に対する酸素療法
	14005810		酸素テント
14005810	加圧閉鎖吸入法		
14005810	鼻マスク式補助呼吸法		
14006050	体外式陰圧人工呼吸器治療		
14005740	ハイフローセラピー (15歳以上)		
14006210	人工呼吸		
14002310	人工呼吸 (5時間超)		
14003950	閉鎖式経気管挿入式呼吸器使用気管内挿入酸素吸入		
14003950	閉鎖式経気管挿入式呼吸器使用気管内挿入酸素吸入 (5時間超)		
14009450	無水アルコール吸入療法		
14002350	無水アルコール吸入療法 (5時間超)		
14009650	人工呼吸 (閉鎖式経気管挿入)		
14002350	人工呼吸 (閉鎖式経気管挿入) (5時間超)		
14009650	酸素吸入 (マイクロブブラー)		
14002350	酸素吸入 (マイクロブブラー) (5時間超)		
14002150	酸素吸入 (気管内挿入に閉鎖式経気管挿入)		
14009750	人工呼吸 (非閉鎖式経気管挿入)		
14003950	人工呼吸 (非閉鎖式経気管挿入) (5時間超)		
14003950	人工呼吸 (鼻マスク式人工呼吸器)		
14003950	人工呼吸 (鼻マスク式人工呼吸器) (5時間超)		
14002150	人工呼吸 (鼻マスク式人工呼吸器)		
14002150	人工呼吸 (鼻マスク式人工呼吸器) (5時間超)		
A 3 点滴ライン同時3本以上の管理	13000410		中心静脈注射
	13001060		血管成分製剤加算 (中心静脈注射)
	15024710		精密持続注入加算 (経外膜静脈後における局所麻酔剤の持続的注入)
	15025670		精密持続注入加算 (経外膜静脈後における局所麻酔剤の持続的注入)
	15022480		自家採血輸血 (1回目)
	15022490		自家採血輸血 (2回目以降)
	15022490		保存血液輸血 (1回目)
	15022490		保存血液輸血 (2回目以降)
	15023710		自己血貯留 (6歳以下) (凍結保存)
	15023710		自己血貯留 (6歳以上) (凍結保存)
	15024710		自己血貯留 (6歳以下) (凍結保存)
	15024710		自己血貯留 (6歳以上) (凍結保存)
	15023910		赤十字血輸血 (6歳以下)
	15023910		赤十字血輸血 (6歳以上)
	15022510		交換輸血
	15022520		骨髄内輸血加算 (その他)
	15022510		骨髄内輸血加算 (臍帯)
	15036370	血管造影加算	
	15022510	血管造影加算 (A B O式及びRh式)	
	15022510	石塊摘出加算	
	15024710	H1A型検査クラス1加算 (A, B, C)	
	15027890	H1A型検査クラス2加算 (DR, DQ, DP)	
	15022510	血液成分交換加算	
	15022510	閉鎖式カテーテル加算	
	15040470	コンピュータクロスマッチ加算	
	15036640	小脳液浄化加算	
	15022520	自家製した血液成分製剤を用いた注射の手法 (1回目)	
	15027450	自家製した血液成分製剤を用いた注射の手法 (2回目以降)	
	A 4 心電図モニターの管理	16007310	呼吸心拍監視
		16010210	呼吸心拍監視 (3時間超) (7日以内)
		16016510	呼吸心拍監視 (7日超14日以内)
		16016510	呼吸心拍監視 (14日超)
		16007320	カルシオタスコープ (ハートスコープ)
		16010220	カルシオタスコープ (ハートスコープ・3時間超) (7日以内)
		16016590	カルシオタスコープ (ハートスコープ) (7日超14日以内)
		16016600	カルシオタスコープ (ハートスコープ) (14日超)
		16010280	カルシオタスコープ (3時間超) (7日以内)
		16016610	カルシオタスコープ (7日超14日以内)
		16016620	カルシオタスコープ (14日超)
	A 5 シリンジポンプの管理	13000010	精密持続点滴注射加算
		62000474	人全血液-LR (自赤)
62000475		人全血液-LR (自赤)	
62000478		照射人全血液-LR (自赤)	
62000480		照射人全血液-LR (自赤)	
62160920		濃厚血小板-LR (自赤)	
62160940		濃厚血小板-LR (自赤)	
62160940		濃厚血小板-LR (自赤)	
62160950		濃厚血小板-LR (自赤)	
62160960		濃厚血小板-LR (自赤)	
62160970		濃厚血小板-LR (自赤)	
A 6 輸血や血液製剤の管理	62219130	合成血液-LR (自赤)	
	62219140	合成血液-LR (自赤)	
	62219110	解凍赤血球液-LR (自赤)	
	62219120	解凍赤血球液-LR (自赤)	
	62172801	赤血球液-LR (自赤)	
	62172801	赤血球液-LR (自赤)	
	62172601	新鮮凍結血漿-LR (自赤) 120	
	62172701	新鮮凍結血漿-LR (自赤) 240	
	62219210	新鮮凍結血漿-LR (自赤) 480	
	62219090	洗浄赤血球液-LR (自赤)	
	62219100	洗浄赤血球液-LR (自赤)	
	62160980	濃厚血小板HLA-LR (自赤)	
	62160990	濃厚血小板HLA-LR (自赤)	
	62161000	濃厚血小板HLA-LR (自赤)	
	62172801	照射赤血球液-LR (自赤)	
	62172701	照射赤血球液-LR (自赤)	
	62160250	照射濃厚血小板-LR (自赤)	
	62160250	照射濃厚血小板-LR (自赤)	
	62160250	照射濃厚血小板-LR (自赤)	
	62160250	照射濃厚血小板-LR (自赤)	
	62160250	照射濃厚血小板-LR (自赤)	
	62160250	照射濃厚血小板HLA-LR (自赤)	
	62160290	照射濃厚血小板HLA-LR (自赤)	
	62160300	照射濃厚血小板HLA-LR (自赤)	
	62219170	照射解凍赤血球液-LR (自赤)	
	62219180	照射解凍赤血球液-LR (自赤)	
	62219190	照射合成血液-LR (自赤)	
	62219200	照射合成血液-LR (自赤)	
	62219150	照射洗浄赤血球液-LR (自赤)	
	62219160	照射洗浄赤血球液-LR (自赤)	
	62248700	照射濃厚血小板-LR (自赤)	
	62248710	照射濃厚血小板HLA-LR (自赤)	
	62115190	鉄血ペニシリン1静注用500mg	
	62115190	鉄血ペニシリン1静注用1000mg	
	62115170	鉄血ペニシリン1静注用500mg	
	62144990	鉄血ペニシリン1静注用500mg	
	62115290	鉄血クロバニン1静注用500mg	
	62115300	鉄血ペニシリン1静注用200mg	
	62145000	鉄血クロバニン1静注用500mg	
	64634003	抗Hb s人免疫グロブリン	
	62115308	抗Hb s人免疫グロブリン静注1000単位/5mL (1日)	
64634005	抗Hb s人免疫グロブリン		
62115367	抗Hb s人免疫グロブリン静注200単位/1mL (1日)		
64634042	乾燥凍結人血漿凝固剤第Ⅰ因子		
62115394	コンファクトF静注用50		
62115388	クロスエイトMC静注用250単位		
64634043	乾燥凍結人血漿凝固剤第Ⅱ因子		
64634015	クロスエイトH		
62115394	コンファクトF注射用50		
62115399	クロスエイトMC静注用500単位		
64634044	乾燥凍結人血漿凝固剤第Ⅲ因子		
64634045	乾燥凍結人血漿凝固剤第Ⅳ因子		
621154003	コンファクトF注射用100		
621154006	クロスエイトMC静注用1000単位		
62245490	クロスエイトMC静注用2000単位		
64634051	乾燥凍結D (Rho s) 人免疫グロブリン		
621154101	抗Dグロブリン静注用1000倍 (10mg)		
621154105	抗D免疫グロブリン静注用1000倍 (10mg)		
646340451	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン		

薬名	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	62115420	タナブリン筋注用2.50単位
	62115421	破傷風クロブリン筋注用2.50単位「ニチヤク」
	64634050	乾燥人血液凝固第Ⅳ因子複合体
	62115430	P S B-HIT静注用2.00単位「ニチヤク」
	64634051	乾燥人血液凝固第Ⅳ因子複合体
	64634052	乾燥人血液凝固第Ⅳ因子複合体
	62115450	P S B-HIT静注用2.00単位「ニチヤク」
	64634053	乾燥人血液凝固第Ⅳ因子複合体
	62135630	乾燥アルブミン5%静注5g/100mL「J B」
	620009135	アルブミン5%静注12.5g/250mL
	62135530	乾燥アルブミン3%静注12.5g/250mL「ニチヤク」
	62135531	乾燥アルブミン3%静注12.5g/250mL「J B」
	62135532	乾燥アルブミン2.0%静注4g/20mL「ニチヤク」
	62135533	乾燥アルブミン2.0%静注4g/20mL「J B」
	620008814	乾燥アルブミン2.5%静注5g/20mL「ベネシス」
	620008815	乾燥アルブミン2.5%静注12.5g/50mL「ベネシス」
	620009126	アルブミン2.5%静注12.5g/50mL
	62145020	赤十字アルブミン2.5%静注12.5g/50mL
	62145090	乾燥アルブミン2.5%静注12.5g/50mL「ニチヤク」
	62135607	乾燥アルブミン2.5%JMB
	620009137	アルブミンヘパリン2.0%静注10.0g/50mL
	62135740	乾燥アルブミン2.0%静注10g/50mL「ニチヤク」
	62135730	乾燥アルブミン2.0%静注10g/50mL「J B」
	62135747	乾燥アルブミン2.0%JMB
	646340528	乾燥人フィブリノゲン
	62135750	フィブリノゲンHIT静注用1g「J B」
	64634054	人免疫グロブリン
	62135760	ガンマグロブリン筋注4.50mg/3mL「ニチヤク」
	62135762	ガンマグロブリン筋注15.00mg/10mL「ニチヤク」
	62135761	ガンマグロブリン筋注4.50mg/3mL「J B」
	62135764	ガンマグロブリン筋注15.00mg/10mL「J B」
	62138480	ファイバ静注用5.00
	62138490	ファイバ静注用1.00
	620009138	ガンマM静注用2.50
	646340456	抗破傷風人免疫グロブリン
	646340458	人バクトグロビン
	62138494	バクトグロビン静注2.000単位「J B」
	62260740	ガンマガード静注用5g
	62138710	乾燥アルブミン4.4%静注4.4g/100mL
	62139090	乾燥アルブミン4.4%静注11g/250mL
	64634026	乾燥抗HBs人免疫グロブリン
	62139004	ヘプスアリン筋注用2.00単位
	62139001	乾燥抗HBs人免疫グロブリン筋注用2.00単位「ニチヤク」
	64634028	乾燥抗HBs人免疫グロブリン
	62139104	ヘプスアリン筋注用1.000単位
	62139101	乾燥抗HBs人免疫グロブリン筋注用1.000単位「ニチヤク」
	646340491	乾燥濃縮人アンチトロンビン
	620001350	乾燥人アンチトロンビン
	62139906	アンチトロンビンP500射用
	62139927	アンチトロンビン500単位
	64634090	乾燥濃縮人アンチトロンビン
	620001351	乾燥人アンチトロンビン
	620003071	アンチトロンビン1500射用
	620003432	アンチトロンビン1500射用
	620009201	ヘパナートP静注用5.00
	62139802	乾燥ホリグロビンN5%静注0.5g/10mL
	62139802	乾燥ホリグロビンN5%静注5g/100mL
	62239220	乾燥ホリグロビンN10%静注5g/50mL
	62239230	乾燥ホリグロビンN10%静注10g/100mL
	62239250	乾燥ホリグロビンN10%静注2.5g/25mL
	62268360	ヒリウジェン10%高濃静注5g/50mL
	62268370	ヒリウジェン10%高濃静注10g/100mL
	62268380	ヒリウジェン10%高濃静注5g/20mL
	62139900	乾燥ウェングロブリンH5%静注0.5g/10mL
	62139901	乾燥ウェングロブリンH5%静注2.5g/50mL
	62139902	乾燥ウェングロブリンH5%静注5g/100mL
	62533401	乾燥ウェングロブリンH11%静注0.5g/5mL
	62533402	乾燥ウェングロブリンH11%静注2.5g/25mL
	62533403	乾燥ウェングロブリンH11%静注5g/50mL
	62533404	乾燥ウェングロブリンH11%静注10g/100mL
	62533405	乾燥ウェングロブリンH11%静注20g/200mL
	646340497	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	620009263	クリスマンM静注用4.00単位
	62240820	クリスマンM静注用5.00単位
	646340499	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	620009264	クリスマンM静注用1.000単位
	62240830	クリスマンM静注用1.000単位
	622034100	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	622034200	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	62240840	クリスマンM静注用2.000単位
	620009188	ノボエイト静注用2.50
	62139970	アドベイト静注用2.50
	62139980	アドベイト静注用5.00
	62139990	アドベイト静注用10.00
	621984102	アドベイト静注用2.00
	62244010	アドベイト静注用5.00
	62262380	アドベイト静注用10.00
	62262390	アドベイト静注用キット2.50
	62262400	アドベイト静注用キット5.00
	62262410	アドベイト静注用キット10.00
	62262420	アドベイト静注用キット15.00
	62262430	アドベイト静注用キット20.00
	62262440	アドベイト静注用キット30.00
	640412174	ホリニチンレグラーゼ処理抗破傷風人免疫グロブリン
	621161703	タナブリンH静注2.50単位
	640412174	ホリニチンレグラーゼ処理抗破傷風人免疫グロブリン
	621161803	ホリニチンH1静注15.00単位
	62236630	ノボセプンH1静注用1mg シリンジ
	62236640	ノボセプンH1静注用2mg シリンジ
	62236650	ノボセプンH1静注用5mg シリンジ
	62236660	ノボセプンH1静注用8mg シリンジ
	640443038	注射用アクトC。5.00単位
	640443163	ホリニチンレグラーゼ処理抗HBs人免疫グロブリン
	62145062	ヘパラン静注用1.000単位
	620006788	メドウェイ庄2.5%
	62197160	ベネフロクス静注用5.00
	62197170	ベネフロクス静注用10.00
	62197180	ベネフロクス静注用20.00
	62227360	ベネフロクス静注用30.00
	62228800	ハイゼントラ2.0%皮下注1g/5mL
	62228810	ハイゼントラ2.0%皮下注2g/10mL
	62228820	ハイゼントラ2.0%皮下注4g/20mL
	62233300	ノボエイト静注用2.50
	62233310	ノボエイト静注用5.00
	62233320	ノボエイト静注用10.00
	62233330	ノボエイト静注用15.00
	62233340	ノボエイト静注用20.00
	62233350	ノボエイト静注用30.00
	62236410	オルプロクダス静注用5.00
	62236420	オルプロクダス静注用10.00
	62236430	オルプロクダス静注用20.00
	62236440	オルプロクダス静注用30.00
	62242650	オルプロクダス静注用5.00
	62290870	オルプロクダス静注用40.00
	62240280	イロクタイト静注用2.50
	62240290	イロクタイト静注用5.00
	62240300	イロクタイト静注用7.50
	62240310	イロクタイト静注用10.00
	62240320	イロクタイト静注用15.00
	62240330	イロクタイト静注用20.00
	62240340	イロクタイト静注用30.00
	62268250	イロクタイト静注用40.00
	62242490	ノボセプン静注用2.50
	62243200	アコラン静注用5.00
	62243300	アコラン静注用10.00
	62243410	アコラン静注用15.00
	62243520	アコラン静注用20.00
	62243630	アコラン静注用30.00
	62243740	アコラン静注用40.00
	62262350	アドベイト静注用キット2.50
	62262360	アドベイト静注用キット5.00
	62262370	アドベイト静注用キット10.00
	62262380	アドベイト静注用キット15.00
	62262390	アドベイト静注用キット20.00
	62262400	アドベイト静注用キット30.00
	62248950	コハルトライ静注用2.50
	62248960	コハルトライ静注用5.00
	62248970	コハルトライ静注用10.00
	62248980	コハルトライ静注用20.00
	62248990	コハルトライ静注用30.00
	62252610	イダルビオン静注用2.50
	62252620	イダルビオン静注用5.00
	62252630	イダルビオン静注用10.00
	62252640	イダルビオン静注用20.00
	62252650	イダルビオン静注用30.00
	62260820	ヘムライフタ皮下注30.0mg
	62260830	ヘムライフタ皮下注60.0mg
	62260840	ヘムライフタ皮下注90.0mg
	62260850	ヘムライフタ皮下注150.0mg
	62260860	ヘムライフタ皮下注150.0mg
	62264700	レフィキシブ静注用5.00
	62264710	レフィキシブ静注用10.00
	62264720	レフィキシブ静注用20.00
	62265800	シビ静注用5.00
	62265810	シビ静注用10.00
	62265820	シビ静注用20.00
	62265830	シビ静注用30.00
	62265840	シビ静注用50.00
	62265850	シビ静注用100.00
	62265860	シビ静注用200.00
	62265870	シビ静注用300.00
	62265880	シビ静注用400.00
	62265890	シビ静注用500.00
	62265900	シビ静注用600.00
	62265910	シビ静注用700.00
	62265920	シビ静注用800.00
	62265930	シビ静注用900.00
	62265940	シビ静注用1000.00
	62265950	シビ静注用1100.00
	62265960	シビ静注用1200.00
	62265970	シビ静注用1300.00
	62265980	シビ静注用1400.00
	62265990	シビ静注用1500.00
	62266000	シビ静注用1600.00
	62266010	シビ静注用1700.00
	62266020	シビ静注用1800.00
	62266030	シビ静注用1900.00
	62266040	シビ静注用2000.00
	62266050	シビ静注用2100.00
	62266060	シビ静注用2200.00
	62266070	シビ静注用2300.00
	62266080	シビ静注用2400.00
	62266090	シビ静注用2500.00
	62266100	シビ静注用2600.00
	62266110	シビ静注用2700.00
	62266120	シビ静注用2800.00
	62266130	シビ静注用2900.00
	62266140	シビ静注用3000.00
	62266150	シビ静注用3100.00
	62266160	シビ静注用3200.00
	62266170	シビ静注用3300.00
	62266180	シビ静注用3400.00
	62266190	シビ静注用3500.00
	62266200	シビ静注用3600.00
	62266210	シビ静注用3700.00
	62266220	シビ静注用3800.00
	62266230	シビ静注用3900.00
	62266240	シビ静注用4000.00
	62266250	シビ静注用4100.00
	62266260	シビ静注用4200.00
	62266270	シビ静注用4300.00
	62266280	シビ静注用4400.00
	62266290	シビ静注用4500.00
	62266300	シビ静注用4600.00
	62266310	シビ静注用4700.00
	62266320	シビ静注用4800.00
	62266330	シビ静注用4900.00
	62266340	シビ静注用5000.00
	62266350	シビ静注用5100.00
	62266360	シビ静注用5200.00
	62266370	シビ静注用5300.00
	62266380	シビ静注用5400.00
	62266390	シビ静注用5500.00
	62266400	シビ静注用5600.00
	62266410	シビ静注用5700.00
	62266420	シビ静注用5800.00
	62266430	シビ静注用5900.00
	62266440	シビ静注用6000.00
	62266450	シビ静注用6100.00
	62266460	シビ静注用6200.00
	62266470	シビ静注用6300.00
	62266480	シビ静注用6400.00
	62266490	シビ静注用6500.00
	62266500	シビ静注用6600.00
	62266510	シビ静注用6700.00
	62266520	シビ静注用6800.00
	62266530	シビ静注用6900.00
	62266540	シビ静注用7000.00
	62266550	シビ静注用7100.00
	62266560	シビ静注用7200.00
	62266570	シビ静注用7300.00
	62266580	シビ静注用7400.00
	62266590	シビ静注用7500.00
	62266600	シビ静注用7600.00
	62266610	シビ静注用7700.00
	62266620	シビ静注用7800.00
	62266630	シビ静注用7900.00
	62266640	シビ静注用8000.00
	62266650	シビ静注用8100.00
	62266660	シビ静注用8200.00
	62266670	シビ静注用8300.00
	62266680	シビ静注用8400.00
	62266690	シビ静注用8500.00
	62266700	シビ静注用8600.00
	62266710	シビ静注用8700.00
	62266720	シビ静注用8800.00
	62266730	シビ静注用8900.00
	62266740	シビ静注用9000.00
	62266750	シビ静注用9100.00
	62266760	シビ静注用9200.00
	62266770	シビ静注用9300.00
	62266780	シビ静注用9400.00
	62266790	シビ静注用9500.00
	62266800	シビ静注用9600.00
	62266810	シビ静注用9700.00
	62266820	シビ静注用9800.00
	62266830	シビ静注用9900.00
	62266840	シビ静注用10000.00
	62266850	シビ静注用10100.00
	62266860	シビ静注用10200.00
	62266870	シビ静注用10300.00
	62266880	シビ静注用10400.00
	62266890	シビ静注用10500.00
	62266900	シビ静注用10600.00
	62266910	シビ静注用10700.00
	62266920	シビ静注用10800.00
	62266930	シビ静注用10900.00
	62266940	シビ静注用11000.00
	62266950	シビ静注用11100.00
	62266960	シビ静注用11200.00
	62266970	シビ静注用11300.00
	62266980	シビ静注用11400.00
	62266990	シビ静注用11500.00
	62267000	シビ静注用11600.00
	62267010	シビ静注用11700.00
	62267020	シビ静注用11800.00
	62267030	シビ静注用11900.00
	62267040	シビ静注用12000.00
	62267050	シビ静注用12100.00
	62267060	シビ静注用12200.00
	62267070	シビ静注用12300.00
	62267080	シビ静注用12400.00
	62267090	シビ静注用12500.00
	62267100	シビ静注用12600.00
	62267110	シビ静注用12700.00
	62267120	シビ静注用12800.00
	62267130	シビ静注用12900.00
	62267140	シビ静注用13000.00
	62267150	シビ静注用13100.00
	62267160	シビ静注用13200.00
	62267170	シビ静注用13300.00
	62267180	シビ静注用13400.00
	62267190	シビ静注用13500.00
	62267200	シビ静注用13600.00
	62267210	シビ静注用13700.00
	62267220</	

薬名、剤形、用法・用量	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	629095401	イスハロクト静注用2000
	629095501	イスハロクト静注用3000
	622367201	バイタロクト配合静注用
	622350701	ノニキサン点滴静注用250mg
	620099152	サンドスタチン皮下注用50mg
	622507301	オクトレオチド皮下注50μg「SUN」
	622504701	オクトレオチド皮下注50μg「あすか」
	622529901	オクトレオチド皮下注50μg「サント」
	620099153	サンドスタチン皮下注用100mg
	622507401	オクトレオチド皮下注100μg「SUN」
	622504801	オクトレオチド皮下注100μg「あすか」
	622529901	オクトレオチド皮下注100μg「サント」
	622352101	サンドスタチンLAR粉静注用キット10mg
	622352201	サンドスタチンLAR粉静注用キット20mg
	622352301	サンドスタチンLAR粉静注用キット30mg
	642490105	プラダックス3、6mgアボ
	640443027	プラダックス1、8mgアボ
	640462004	プラダックス1A、0.8mgアボ
	620555101	リユープリン注射用3、75mg
	620555201	リユープリン注射用1、88mg
	622298301	リユープリン粉粒静注用キット1、88mg「NF」
	622298501	リユープリン粉粒静注用キット1、88mg「あすか」
	620555301	リユープリン注射用キット1、88mg
	622298401	リユープリン粉粒静注用キット3、75mg「NF」
	622298601	リユープリン粉粒静注用キット3、75mg「あすか」
	620555401	リユープリン注射用キット3、75mg
	621495301	リユープリンSR注射用キット1、25mg
	622444901	リユープリンPR注射用キット2、5mg
	620005691	パミドロン酸-Na点滴静注用15mg「E」
	620008225	パミドロン酸-Na点滴静注用15mg「サワイ」
	620008692	パミドロン酸-Na点滴静注用30mg「E」
	620008226	パミドロン酸-Na点滴静注用30mg「サワイ」
	621657601	ゾメタ点滴静注4mg/5mL
	622351301	ゾメタ点滴静注4mg/5mL「F」
	622351401	ゾメタ点滴静注4mg/5mL「NK」
	622356301	ゾメタ点滴静注液4mg/5mL「サワイ」
	622355401	ゾメタ点滴静注4mg/5mL「サント」
	622360401	ゾメタ点滴静注4mg/5mL「ニプロ」
	622358501	ゾメタ点滴静注4mg/5mL「ファイザー」
	622344201	ゾメタ点滴静注4mg/5mL「サント」
	622337201	ゾメタ点滴静注4mg/5mL「サント」
	622388201	ゾメタ点滴静注4mg/5mL「SN」
	622342601	ゾメタ点滴静注4mg/5mL「デバ」
	622216901	ゾメタ点滴静注4mg/100mL
	622334901	ゾメタ点滴静注4mg/100mLバッグ「NK」
	622351401	ゾメタ点滴静注4mg/100mLバッグ「サワイ」
	622338001	ゾメタ点滴静注液4mg/100mLバッグ「トロー」
	622358401	ゾメタ点滴静注液4mg/100mLバッグ「自医王」
	622344301	ゾメタ点滴静注液4mg/100mLバッグ「ファイザー」
	622337301	ゾメタ点滴静注液4mg/100mLバッグ「サント」
	622391001	ゾメタ点滴静注液4mg/100mLバッグ「サワイ」
	622342701	ゾメタ点滴静注液4mg/100mLバッグ「デバ」
	622318901	ゾメタ点滴静注液5mg
	622139501	ゾメタ点滴静注5mg
	622239101	ゾメタ点滴静注5mg
	640453101	注射用エドキシオン100mg
	644210057	注射用エドキシオン500mg
	644210058	注射用エドキシオン1g
	620009116	ボスフェウス点滴静注用60mg
	644210059	ボスフェウス点滴静注用25mg
	644210061	ボスフェウス点滴静注用50mg
	620003750	ボスフェウス点滴静注用100mg
	644210065	ボスフェウス点滴静注用100mg
	644210066	ボスフェウス点滴静注用100mg
	640451006	ボスフェウス点滴静注用100mg
	621982101	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622941101	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622518501	ボスフェウス点滴静注用25mg
	622347501	ボスフェウス点滴静注用50mg
	620007515	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622221301	ボスフェウス点滴静注用100mg
	644210049	ボスフェウス点滴静注用100mg
	644210048	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620004148	ボスフェウス点滴静注用100mg
	644210046	ボスフェウス点滴静注用100mg
	62247901	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622412601	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622229101	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622412501	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003714	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003715	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003716	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003717	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003718	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003719	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003720	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622282901	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620914301	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620914401	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620914501	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622202401	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622487101	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622202501	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622487801	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622490401	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622490501	ボスフェウス点滴静注用100mg
	640454013	ボスフェウス点滴静注用100mg
	621979201	ボスフェウス点滴静注用100mg
	621974401	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622028601	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622019601	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622098901	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622062103	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622393001	ボスフェウス点滴静注用100mg
	640454012	ボスフェウス点滴静注用100mg
	621970301	ボスフェウス点滴静注用100mg
	621973501	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622028701	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622019701	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622099001	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622062303	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622383101	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620002600	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620004850	ボスフェウス点滴静注用100mg
	621932601	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620005897	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622250601	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620000328	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620000329	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620007299	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003799	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003800	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620005223	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620005224	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620005148	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620005178	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620004851	ボスフェウス点滴静注用100mg
	621995301	ボスフェウス点滴静注用100mg
	621995401	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003675	ボスフェウス点滴静注用100mg
	621983201	ボスフェウス点滴静注用100mg
	621983301	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622014001	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003762	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620005206	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003763	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620005207	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622313101	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003790	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620009923	ボスフェウス点滴静注用100mg
	621966401	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003791	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620009926	ボスフェウス点滴静注用100mg
	621966601	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003792	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620007224	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620008174	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620003793	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620007225	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620008175	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620008000	ボスフェウス点滴静注用100mg
	640462028	ボスフェウス点滴静注用100mg
	640462039	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620007499	ボスフェウス点滴静注用100mg
	640454006	ボスフェウス点滴静注用100mg
	644230002	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620001335	ボスフェウス点滴静注用100mg
	644210059	ボスフェウス点滴静注用100mg
	644210060	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620004777	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620004760	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620008173	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622101701	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622220501	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620007257	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620009915	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620009916	ボスフェウス点滴静注用100mg
	620009918	ボスフェウス点滴静注用100mg
	62019401	ボスフェウス点滴静注用100mg
	622095901	ボスフェウス点滴静注用100mg

薬剤名、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
62228900	イリノカン塩酸塩点静注液4.0mg「NP」	
62228901	イリノカン塩酸塩点静注液4.0mg「トーフ」	
62229020	イリノカン塩酸塩点静注液4.0mg「日医工」	
62247040	イリノカン塩酸塩点静注液4.0mg「ハンハイ」	
62007288	カンフル点静注1.00mg	
62009519	イリノカン塩酸塩点静注液1.00mg「NK」	
62009520	イリノカン塩酸塩点静注液1.00mg「サワイ」	
62009522	イリノカン塩酸塩点静注液1.00mg「タイホウ」	
62091970	トホテン点静注1.00mg	
62201950	イリノカン塩酸塩点静注液1.00mg「ホスピーラ」	
62209980	イリノカン塩酸塩点静注液1.00mg「タイホウ」	
62229040	イリノカン塩酸塩点静注液1.00mg「NP」	
62227700	イリノカン塩酸塩点静注液1.00mg「トーフ」	
62223030	イリノカン塩酸塩点静注液1.00mg「日医工」	
62247050	イリノカン塩酸塩点静注液1.00mg「ハンハイ」	
62091980	タキワール点静注用2.0mg	
62229550	トセタキセル点静注用2.0mg「サワイ」	
62229560	トセタキセル点静注用3.0mg	
62229561	トセタキセル点静注用5.0mg「サワイ」	
62229562	トセタキセル点静注用2.0mg/1mL「サワイ」	
62229563	トセタキセル点静注用2.0mg/1mL「日医工」	
62227700	トセタキセル点静注用2.0mg/1mL「トーフ」	
62235480	トセタキセル点静注用2.0mg/1mL「NK」	
62235481	トセタキセル点静注用2.0mg/1mL「サワイ」	
62242930	トセタキセル点静注用2.0mg/1mL「E.E」	
62243502	トセタキセル点静注用2.0mg/1mL「ニプロ」	
62249850	トセタキセル点静注用2.0mg/1mL「ネケルト」	
62209860	ワンタキセル点静注用8.0mg/4mL	
62229560	トセタキセル点静注用8.0mg/4mL「タミファ」	
62228320	トセタキセル点静注用8.0mg/4mL「ニプロ」	
62227710	トセタキセル点静注用8.0mg/4mL「トーフ」	
62235490	トセタキセル点静注用8.0mg/4mL「NK」	
62229561	トセタキセル点静注用8.0mg/4mL「サワイ」	
62242940	トセタキセル点静注用8.0mg/4mL「E.E」	
62243512	トセタキセル点静注用8.0mg/4mL「ニプロ」	
62249860	トセタキセル点静注用8.0mg/4mL「ネケルト」	
62212530	トセタキセル点静注用2.0mg/2mL「ホスピーラ」	
62228520	トセタキセル点静注用2.0mg/2mL「ホスピーラ」	
62221540	トセタキセル点静注用8.0mg/8mL「サンド」	
62228530	トセタキセル点静注用8.0mg/8mL「ホスピーラ」	
62228540	トセタキセル点静注用1.20mg/1.2mL「ホスピーラ」	
62000375	タキワール注射液3.0mg/5mL	
62000410	パクリタキセル注3.0mg「NK」	
62000688	パクリタキセル注射液3.0mg「サワイ」	
62208200	パクリタキセル点静注用3.0mg「サンド」	
62229510	パクリタキセル注射液3.0mg「NP」	
62237500	パクリタキセル点静注用3.0mg/5mL「ホスピーラ」	
62000375	タキワール注射液1.00mg	
62000411	パクリタキセル注1.00mg「1.6、7mL」NK」	
62000688	パクリタキセル注射液1.00mg「サワイ」	
62208210	パクリタキセル点静注用1.00mg「サンド」	
62229520	パクリタキセル注射液1.00mg「NP」	
62237510	パクリタキセル注射液1.00mg/1.6、7mL「ホスピーラ」	
62000688	パクリタキセル注射液1.50mg「サワイ」	
64043200	ナバルリン注1.0	
62195440	ロゼラス注射液1.0mg	
64043205	ナバルリン注4.0	
62195450	ロゼラス注射液4.0mg	
62000517	バイオムジック注射液1.1mg	
62137010	アブソルブ点静注用1.00mg	
62236460	シェパダ点静注用6.0mg	
62000324	ロイナゼ注用5.00	
62000348	ロイナゼ注用10.00	
62000412	シスプラチン注1.0mg「日医工」	
62000896	ワンタン注1.0mg/2.0mL	
62092330	シスプラチン点静注用1.0mg「マルコ」	
62002392	シスプラチン点静注用1.0mg「ファイザー」	
62000413	シスプラチン注2.5mg「日医工」	
62000897	ワンタン注2.5mg/5.0mL	
62092370	シスプラチン点静注用2.5mg「マルコ」	
62092392	シスプラチン点静注用2.5mg「ファイザー」	
62000413	シスプラチン注5.0mg「日医工」	
62092948	ワンタン注5.0mg/10.0mL	
62092410	シスプラチン点静注用3.0mg「マルコ」	
62092402	シスプラチン点静注用5.0mg「ファイザー」	
62000191	動注用アイヌール1.00mg	
62000291	動注用アイヌール3.00mg	
64045402	アバントロン注2.0mg	
64429005	アバントロン注1.0mg	
62000411	カルボプラチン点静注用5.0mg「サワイ」	
62000412	カルボプラチン点静注用5.0mg「サンド」	
62000473	ハラプラチン注射液5.0mg	
62000254	カルボプラチン点静注用5.0mg「NK」	
62098103	カルボプラチン点静注用5.0mg「TYK」	
62175452	カルボプラチン注射液5.0mg「日医工」	
62000419	カルボプラチン点静注用1.50mg「サワイ」	
62000420	カルボプラチン点静注用1.50mg「サンド」	
62000473	ハラプラチン注射液1.50mg	
62000255	カルボプラチン点静注用1.00mg「NK」	
62098203	カルボプラチン点静注用1.50mg「TYK」	
62175462	カルボプラチン注射液1.50mg「日医工」	
62000421	カルボプラチン点静注用4.50mg「サワイ」	
62000422	カルボプラチン点静注用4.50mg「サンド」	
62000474	ハラプラチン注射液4.50mg	
62000256	カルボプラチン点静注用4.50mg「NK」	
62098303	カルボプラチン点静注用4.50mg「TYK」	
62175472	カルボプラチン注射液4.50mg「日医工」	
62000730	コホリン静注用7.5mg	
64040702	アフララ静注用1.0mg	
64040703	アフララ静注用5.0mg	
64040704	アフララ静注用10.0mg	
62206980	ハーセプチン注射液6.0	
62206990	ハーセプチン注射液15.0	
64046200	ロスタチン注8mg	
62000241	トリセクタス注1.0mg	
62217800	オキリプラチン3.0mg/1.0mL注射液	
62193220	オキリプラチン点静注用5.0mg	
62238860	オキリプラチン点静注用5.0mg/1.0mL「ケミファ」	
62238320	オキリプラチン点静注用5.0mg/1.0mL「サンド」	
62237480	オキリプラチン点静注用5.0mg/1.0mL「ホスピーラ」	
62237110	オキリプラチン点静注用5.0mg「DSE.P」	
62237320	オキリプラチン点静注用5.0mg「F.P.P」	
62238570	オキリプラチン点静注用5.0mg「NK」	
62238980	オキリプラチン点静注用5.0mg「サワイ」	
62239470	オキリプラチン点静注用5.0mg「アバ」	
62237180	オキリプラチン点静注用5.0mg「トーフ」	
62238320	オキリプラチン点静注用5.0mg「日医工」	
62239200	オキリプラチン点静注用5.0mg「ニプロ」	
62243720	オキリプラチン点静注用5.0mg/1.0mL「KCC」	
62247600	オキリプラチン1.00mg/2.0mL注射液	
62193230	エルブラット点静注用1.00mg	
62238870	オキリプラチン点静注用1.00mg/2.0mL「ケミファ」	
62238320	オキリプラチン点静注用1.00mg/2.0mL「サンド」	
62237490	オキリプラチン点静注用1.00mg/2.0mL「ホスピーラ」	
62237120	オキリプラチン点静注用1.00mg「DSE.P」	
62237330	オキリプラチン点静注用1.00mg「F.P.P」	
62238580	オキリプラチン点静注用1.00mg「NK」	
62238990	オキリプラチン点静注用1.00mg「サワイ」	
62239480	オキリプラチン点静注用1.00mg「アバ」	
62237190	オキリプラチン点静注用1.00mg「トーフ」	
62239330	オキリプラチン点静注用1.00mg「日医工」	
62239210	オキリプラチン点静注用1.00mg「ニプロ」	
62243730	オキリプラチン点静注用1.00mg/2.0mL「KCC」	
62261790	オキリプラチン2.00mg/4.0mL注射液	
62218940	エルブラット点静注用2.00mg	
62243740	オキリプラチン点静注用2.00mg/4.0mL「KCC」	
62242800	オキリプラチン点静注用2.00mg/4.0mL「ケミファ」	
62242880	オキリプラチン点静注用2.00mg「DSE.P」	
62241460	オキリプラチン点静注用2.00mg「F.P.P」	
62243490	オキリプラチン点静注用2.00mg「NK」	
62243110	オキリプラチン点静注用2.00mg「サワイ」	
62243240	オキリプラチン点静注用2.00mg「アバ」	
62241190	オキリプラチン点静注用2.00mg「トーフ」	
62243700	オキリプラチン点静注用2.00mg「日医工」	
62243910	オキリプラチン点静注用2.00mg「ニプロ」	
62246170	オキリプラチン点静注用2.00mg/4.0mL「サンド」	
62246060	オキリプラチン点静注用2.00mg/4.0mL「ホスピーラ」	
620004428	ベルグド注射液3mg	
620004872	ハスチン点静注用2.00mg/4mL	
620004873	ハスチン点静注用4.00mg/1.6mL	
620006806	ゼヴァリン イットラム(9.0Y) 静注用セット	
620008143	アーベック注射液1.00mg	
62195490	シロフエド注7.0mg	
62198590	ステラビックス点静注用1.00mg	
62208620	ベクティックス点静注用4.00mg	
62209380	トローセル点静注用2.5mg	
62204500	ヒューザ注射液1.00mg	
62208520	ハラゲン静注1mg	
62210140	フェロラチン注射液2.50mg	
62214940	フェロラチン注射液2.00mg	
62224430	アーゼラ点静注用1.00mg	
62224440	アーゼラ点静注用4.00mg/1.4mL	
62225510	アネクタ点静注用4.00mg/1.4mL	
62233560	アドネトリス点静注用5.00mg	
62226440	カドサイラ点静注用1.00mg	
62226450	カドサイラ点静注用1.60mg	
62236480	オプジーホ点静注用1.00mg	
62236490	オプジーホ点静注用2.00mg	
62266220	オプジーホ点静注用3.00mg	
62238810	オプジーホ点静注用3.00mg「トーフ」	
62241790	サイラムザ点静注用1.00mg	
62241800	サイラムザ点静注用5.00mg	

薬師名、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	62244950	トーホイ点滴静注5.0mg
	62244951	ヨソクリ点滴静注0.25mg
	62244940	ヨシテリス点滴静注1mg
	62248920	ヨシフイコ静注
	62259560	カイロリス点滴静注1.0mg
	62259660	カイロリス点滴静注4.0mg
	62251470	エムアブリナイ点滴静注3.0mg
	62251480	エムアブリナイ点滴静注4.0mg
	62251580	キイトルーチ点滴静注1.0mg
	62258240	ハルベンチオ点滴静注2.0mg
	62259460	クセントリス点滴静注1.20mg
	62259460	クセントリス点滴静注3.40mg
	62262890	トラスツマブB点滴静注6.0mg (CTH)
	62263070	トラスツマブB点滴静注6.0mg (NK)
	62262900	トラスツマブB点滴静注1.50mg (CTH)
	62263080	トラスツマブB点滴静注1.50mg (NK)
	62263320	イミフィンジ点滴静注1.20mg
	62263330	イミフィンジ点滴静注5.00mg
	62265970	トラスツマブB点滴静注6.0mg (第二共)
	62265980	トラスツマブB点滴静注1.50mg (第一共)
	62267920	トラスツマブB点滴静注6.0mg (ファイザー)
	62267930	トラスツマブB点滴静注1.50mg (ファイザー)
	62290190	ホーローチ点滴静注8.0mg
	62290690	ペハスツマブB点滴静注1.0mg (ファイザー)
	62290690	ペハスツマブB点滴静注4.0mg (ファイザー)
	62290490	ペハスツマブB点滴静注1.0mg (第一共)
	62290500	ペハスツマブB点滴静注4.0mg (第一共)
	62000470	ロシニール注射用0.2KE
	62000471	ロシニール注射用0.5KE
	62000472	ロシニール注射用1KE
	62000473	ロシニール注射用5KE
	62000354	レンチナン静注1mg (味の素)
	62000748	フォートリン静注用7.5mg
	620001918	注射用レザアリン1.00mg
	62116280	アミノ酸注射用1.00g
	62116300	アミノ酸注射用3.00g
	62116370	アミノ酸注射用3.00g(1U)
	62116380	アミノ酸注射用6.00g(1U)
	640453025	イムノマックス静注1.00
	640453024	イムノマックス静注5.00
	646390926	イムノスチン3.5
	62138520	ベタフェロン皮下注用9.60万国際単位
	62199770	レナデック錠4mg
	61240006	メカルナストスリン錠
	61040112	メカルナストスリン錠
	61247008	エチルエストラジオール錠
	620009249	プロキキリン錠0.5mg
	620005126	プロキキリン錠2mg
	61046113	クロルマジン酢酸エステル錠2.5mg錠
	61247007	プロキキリン錠2.5
	620004573	ロスタデオン錠2.5mg
	620053700	ロスタデオン錠2.5mg
	620036512	クロルマジン酢酸エステル錠2.5mg (タイヨー)
	620036526	クロルマジン酢酸エステル錠2.5mg (ND)
	620036529	クロルマジン酢酸エステル錠2.5mg (目薬上)
	620036524	クロルマジン酢酸エステル錠2.5mg (KN)
	620037101	プロキキリン錠5.0mg
	620037392	クロルマジン酢酸エステル錠2.5mg (KN)
	610454075	プログステロン錠2.5mg
	620037901	プログステロン錠2.5mg
	621285301	メドキシプログステロン酢酸エステル錠2.5mg (トロー)
	620037892	メドキシプログステロン酢酸エステル錠2.5mg (F)
	612470030	レスロン錠5
	610454076	レスロン錠5mg
	620038201	メドキシプログステロン酢酸エステル錠2.5mg (F)
	610433122	プログステロン錠2.0
	620008993	レスロン錠2.00mg
	620038401	メドキシプログステロン酢酸エステル錠2.00mg (F)
	620006975	チオロンカプセル5mg
	612490039	オネブリン錠
	620005941	ロシニール錠5.0mg
	622181601	経口用エンドキサン錠1.00mg
	620904101	マリリン錠1
	620005912	アムロジピン錠2mg
	620004929	エスラサドカプセル1.50.7mg
	622576801	アモゾロミド錠2.0mg (NK)
	622576901	アモゾロミド錠1.00mg (NK)
	620004353	アモザルカプセル2.0mg
	620004354	アモザルカプセル1.00mg
	620008778	ロイヤル錠1.0%
	614210998	イソトキベート錠2.5mg
	620005087	フラマルル腸溶錠5.0%
	620004566	フラマルカプセル2.00mg
	614210904	S-EU錠0.50mg
	614210903	S-EU錠1.00mg
	614210128	フルグロンカプセル1.0
	614210129	フルグロンカプセル2.0
	610470099	フルグロン錠3.0
	622656401	カベンタジン錠3.00mg (サワイ)
	622677701	カベンタジン錠3.00mg (トロー)
	622677430	カベンタジン錠3.00mg (日医工)
	622679001	カベンタジン錠3.00mg (キョウト)
	622700101	カベンタジン錠3.00mg (JG)
	622695880	カベンタジン錠3.00mg (NK)
	614220011	スタラシドカプセル5.0
	614220012	スタラシドカプセル1.0
	614220010	スタラシドカプセル5.00mg
	620004570	フルグロン錠1.0mg
	621929901	ユネブタイE配合錠T1.0
	621930901	ユネブタイE配合錠T1.0
	621930101	ユネブタイE配合錠T2.0
	620015001	ユネブタイ配合カプセルT1.0
	620009353	ティーンズワン配合錠T2.0
	622430801	ティーンズワン配合錠T2.0
	622434701	ティーンズワン配合錠T2.0
	620009354	ティーンズワン配合錠T2.5
	622430901	ティーンズワン配合錠T2.5
	622434801	ティーンズワン配合錠T2.5
	622243001	ティーンズワン配合OD錠T2.0
	622497901	ティーンズワン配合OD錠T2.0
	622537501	ティーンズワン配合OD錠T2.0
	622434301	ティーンズワン配合OD錠T2.5
	622498001	ティーンズワン配合OD錠T2.5
	622487401	ティーンズワン配合OD錠T2.5
	622537601	ティーンズワン配合OD錠T2.5
	622397101	E.E.Sワン配合錠T2.0
	622397201	E.E.Sワン配合錠T2.0
	622397201	E.E.Sワン配合錠T2.5
	622397401	E.E.Sワン配合錠T2.5
	620015501	ティーンズワン配合カプセルT2.0
	622256001	ティーンズワン配合カプセルT2.0
	622254901	ティーンズワン配合カプセルT2.0
	622285701	ティーンズワン配合カプセルT2.0
	622275701	ティーンズワン配合カプセルT2.0
	620015601	ティーンズワン配合カプセルT2.5
	622296101	ティーンズワン配合カプセルT2.5
	622295901	ティーンズワン配合カプセルT2.5
	622285801	ティーンズワン配合カプセルT2.5
	622275801	ティーンズワン配合カプセルT2.5
	620005442	マヌアットSカプセル2.5mg
	620006119	マヌアットSカプセル2.5mg
	620003643	マヌアットSカプセル5.0mg
	620006120	マヌアットSカプセル5.0mg
	620026880	塩酸プロカルバジンカプセル5.0mg (中外)
	620020403	塩酸プロカルバジンカプセル5.0mg (TYP)
	620001888	タモキシフェン錠1.0mg錠
	620003593	フルバタックス錠1.0mg
	620921501	タモキシフェン錠1.0mg (明治)
	620920904	タモキシフェン錠1.0mg (日医工)
	620921701	タモキシフェン錠1.0mg (サワイ)
	620921005	タモキシフェン錠1.0mg (MYL)
	622671201	タモキシフェン錠1.0mg (DSE P)
	622319000	タモキシフェン錠2.0mg錠
	620003594	フルバタックス錠2.0mg
	622053301	タモキシフェン錠2.0mg (サワイ)
	622075101	タモキシフェン錠2.0mg (日医工)
	622041701	タモキシフェン錠2.0mg (明治)
	620921905	タモキシフェン錠2.0mg (MYL)
	622071301	タモキシフェン錠2.0mg (DSE P)
	620070883	ベラゾリン錠4.00mg
	620070884	ベラゾリン錠8.00mg
	610463172	フルタミド錠2.5 (NK)
	620006876	フルタミド錠2.5mg
	621484703	フルタミド錠1.25mg (ファイザー)
	620005101	ベサリドカプセル1.0mg
	610467022	フルタミド錠4.0
	620004096	トリメフェン錠4.0mg (サワイ)
	610407023	フルタミド錠6.0
	622169901	トリメフェン錠6.0mg (サワイ)
	620003534	フルバタックス錠8.0mg
	620009414	ビカルタミド錠8.0mg (F)
	620009415	ビカルタミド錠8.0mg (KN)
	620009412	ビカルタミド錠8.0mg (NK)
	620009413	ビカルタミド錠8.0mg (NP)
	620009411	ビカルタミド錠8.0mg (SN)
	620009420	ビカルタミド錠8.0mg (TK)
	620009409	ビカルタミド錠8.0mg (あす)
	620009410	ビカルタミド錠8.0mg (アメル)
	620009416	ビカルタミド錠8.0mg (サワイ)
	620009417	ビカルタミド錠8.0mg (サント)
	620009421	ビカルタミド錠8.0mg (日医工)
	620009422	ビカルタミド錠8.0mg (マイラン)

A 7 専門的な治療・処置 (②抗悪性腫瘍剤の内服の管理)

薬師、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	6200909	ヒカルタミド酸80mg「明治」
	621958701	ヒカルタミド酸80mg「JG」
	621927301	ヒカルタミド酸80mg「オーハラ」
	621979301	ヒカルタミド酸80mg「トーン」
	621912901	ヒカルタミド酸80mg「ケミファ」
	622087501	ヒカルタミド酸80mg「フナイザー」
	621897501	ヒカルタミド酸80mg「アバ」
	622971501	ヒカルタミド酸80mg「DSEP」
	622955601	カブテックスOD錠80mg
	622492601	ヒカルタミド酸錠80mg「KN」
	622487201	ヒカルタミド酸錠80mg「NK」
	622520201	ヒカルタミド酸錠80mg「オオノ」
	622482001	ヒカルタミド酸錠80mg「ケミファ」
	622498101	ヒカルタミド酸錠80mg「サワイ」
	622501501	ヒカルタミド酸錠80mg「日医」
	622507101	ヒカルタミド酸錠80mg「ニプロ」
	622502701	ヒカルタミド酸錠80mg「明治」
	622513701	ヒカルタミド酸錠80mg「トーン」
	622671401	ヒカルタミド酸錠80mg「DSEP」
	622689100	アナストロゾール1mg錠
	620063567	アナストロゾール1mg錠
	622192901	アナストロゾール錠1mg「EE」
	622213401	アナストロゾール錠1mg「F」
	622204401	アナストロゾール錠1mg「JG」
	622202701	アナストロゾール錠1mg「KN」
	622208701	アナストロゾール錠1mg「NK」
	622211201	アナストロゾール錠1mg「NP」
	622220301	アナストロゾール錠1mg「SN」
	622198501	アナストロゾール錠1mg「ケミファ」
	622218301	アナストロゾール錠1mg「サワイ」
	622214501	アナストロゾール錠1mg「サンド」
	622195501	アナストロゾール錠1mg「オバ」
	622195001	アナストロゾール錠1mg「トーン」
	622208401	アナストロゾール錠1mg「日医」
	622227201	アナストロゾール錠1mg「アムール」
	622180501	アナストロゾール錠1mg「明治」
	622238501	アナストロゾール錠1mg「アムール」
	622671101	アナストロゾール錠1mg「DSEP」
	622610600	イマチニブメシル酸塩1.0mg錠
	620022511	ブリホック錠1.0mg
	622291501	イマチニブ錠1.0mg「EE」
	622292801	イマチニブ錠1.0mg「KN」
	622287101	イマチニブ錠1.0mg「NK」
	622298801	イマチニブ錠1.0mg「ヤマト」
	622248101	イマチニブ錠1.0mg「DSEP」
	622357601	イマチニブ錠1.0mg「ニプロ」
	622340201	イマチニブ錠1.0mg「明治」
	622388201	イマチニブ錠1.0mg「オバ」
	622388501	イマチニブ錠1.0mg「ケミファ」
	622389601	イマチニブ錠1.0mg「サワイ」
	622414301	イマチニブ錠1.0mg「JG」
	622437501	イマチニブ錠1.0mg「TCK」
	622411601	イマチニブ錠1.0mg「トーン」
	622436501	イマチニブ錠1.0mg「日医」
	622411501	イマチニブ錠1.0mg「フナイザー」
	622496001	イマチニブ錠1.0mg「アバ」
	622306802	イマチニブ錠1.0mg「KMP」
	622357701	イマチニブ錠2.0mg「ニプロ」
	622340301	イマチニブ錠2.0mg「明治」
	622375401	イマチニブ錠2.0mg「ヤマト」
	622411701	イマチニブ錠2.0mg「トーン」
	622436601	イマチニブ錠2.0mg「日医」
	622457401	イマチニブ錠2.0mg「サワイ」
	610462026	アロピゾール錠2.5mg
	622115801	エキセメスタン錠2.5mg「NK」
	622118801	エキセメスタン錠2.5mg「マイラン」
	622158301	エキセメスタン錠2.5mg「オバ」
	610462027	イレチン錠2.5mg
	622668001	グファイニブ錠2.5mg「DSEP」
	622684501	グファイニブ錠2.5mg「JG」
	622672301	グファイニブ錠2.5mg「NK」
	622679701	グファイニブ錠2.5mg「サワイ」
	622682601	グファイニブ錠2.5mg「サンド」
	622614401	グファイニブ錠2.5mg「日医」
	622674101	グファイニブ錠2.5mg「ヤマト」
	620002491	アムノレタ錠2mg
	622473600	レトゾール錠2.5mg錠
	620033467	レトゾール錠2.5mg錠
	622427401	レトゾール錠2.5mg「DSEP」
	622429201	レトゾール錠2.5mg「EE」
	622429801	レトゾール錠2.5mg「E」
	622413201	レトゾール錠2.5mg「FFP」
	622422101	レトゾール錠2.5mg「JG」
	622433901	レトゾール錠2.5mg「KN」
	622435201	レトゾール錠2.5mg「NK」
	622418401	レトゾール錠2.5mg「アムール」
	622427901	レトゾール錠2.5mg「ケミファ」
	622431001	レトゾール錠2.5mg「サワイ」
	622432001	レトゾール錠2.5mg「オバ」
	622412801	レトゾール錠2.5mg「トーン」
	622426701	レトゾール錠2.5mg「日医」
	622438901	レトゾール錠2.5mg「ニプロ」
	622417401	レトゾール錠2.5mg「フナイザー」
	622420001	レトゾール錠2.5mg「明治」
	622411401	レトゾール錠2.5mg「ヤマト」
	622418402	レトゾール錠2.5mg「サンド」
	620005890	タルセバ錠2.5mg
	620005891	タルセバ錠1.0mg
	620005892	タルセバ錠1.50mg
	620006778	オキサリプラチン錠2.0mg
	620006801	オキサリプラチン錠1.2.5mg
	620006858	サレドカチン錠1.0
	621984001	サレドカチン錠5.0
	622267801	サレドカチン錠2.5
	620009995	スプリセル錠2.0mg
	620009996	スプリセル錠5.0mg
	620009997	タンチナカプセル2.0mg
	622048101	タンチナカプセル1.50mg
	622385301	タンチナカプセル3.0mg
	621911601	タイアルブ錠2.50mg
	621988901	アフリニートル錠5mg
	622216801	アフリニートル錠5.5mg
	622226301	アフリニートル分錠錠2mg
	622226401	アフリニートル分錠錠3mg
	621927401	レプソミドカプセル5mg
	622456401	レプソミドカプセル2.5mg
	622087401	ブリコシカチン錠1.0mg
	622149601	ゾロリカチン錠2.0mg
	622149701	ゾロリカチン錠2.50mg
	622183301	インライタ錠1mg
	622183401	インライタ錠5mg
	622201801	オトリレント錠2.00mg
	622225801	オチパチン錠4.0mg
	622307101	シオトリブ錠2.0mg
	622307201	シオトリブ錠3.0mg
	622307301	シオトリブ錠4.0mg
	622307401	シオトリブ錠5.0mg
	622623001	イクスタシ錠4.0mg
	622623101	イクスタシ錠8.0mg
	622443801	アレシニカチン錠1.50mg
	622363801	オシライタ錠2.50mg
	622365001	ジャカビ錠5mg
	622545301	ジャカビ錠10mg
	622363701	パハム錠1mg
	622374701	ホシュリ錠1.00mg
	622394901	ザルボラ錠2.40mg
	622415901	ボマリストカプセル1mg
	622415101	ボマリストカプセル2mg
	622415201	ボマリストカプセル3mg
	622415301	ボマリストカプセル4mg
	622416001	レンビマカプセル4mg
	622416101	レンビマカプセル1.0mg
	622444601	フアローダックカプセル1.0mg
	622441701	フアローダックカプセル1.5mg
	622441801	カブレラ錠1.00mg
	622483501	タルグレチンカプセル7.5mg
	622487901	イムブルビシカチン錠1.40mg
	622697301	シカチン錠1.50mg
	622485301	シカチン錠1.50mg
	622472001	タグリップ錠4.0mg
	622472101	タグリップ錠8.0mg
	622484901	グフィンラーカプセル5.0mg
	622485001	グフィンラーカプセル7.5mg
	622485101	エキセントロ錠0.5mg
	622485201	エキセントロ錠2mg
	622483401	アクトリシ錠1.5mg
	622454801	アクトリシ錠1.0mg
	622655201	ロープレ錠2.5mg
	622655301	ロープレ錠1.00mg
	622699101	シシツロ錠1.5mg
	622699201	シシツロ錠4.5mg
	622668801	ピラツトヒガチン錠5.0mg
	622668901	メグロヒ錠1.5mg
	622676901	アクトリシ錠6.0mg
	622688401	グエンブリタ錠1.7mg
	622688501	グエンブリタ錠2.6.5mg
	622679401	ロズリートレカチン錠1.00mg
	622679501	ロズリートレカチン錠2.00mg
	622696201	ベネタレクスタ錠1.0mg
	622696301	ベネタレクスタ錠3.0mg
	622696401	ベネタレクスタ錠1.00mg
	620007080	ベスタチンカプセル1.0mg
	620007081	ベスタチンカプセル3.0mg

量産度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
A. 7 専門的な治療・処置 (③麻薬の使用 注射剤のみ)	62233601	ロンサルブ配合錠 1.5
	62233610	ロンサルブ配合錠 2.0
	64811008	アヘンアルカロイド塩酸塩注射液
	620099272	パンオピオン注射液 2.0 mg
	64811009	モルヒネ塩酸塩注射液
	620003067	アンペック注 1.0 mg
	620099277	モルヒネ塩酸塩注射液 1.0 mg 「シオノギ」
	628504000	モルヒネ塩酸塩注射液 1.0 mg 「第一三共」
	628504304	モルヒネ塩酸塩注射液 1.0 mg 「タケダ」
	640407022	モルヒネ塩酸塩注射液
	620003098	アンペック注 5.0 mg
	620099276	モルヒネ塩酸塩注射液 5.0 mg 「シオノギ」
	628504500	モルヒネ塩酸塩注射液 5.0 mg 「第一三共」
	628504804	モルヒネ塩酸塩注射液 5.0 mg 「タケダ」
	640435051	モルヒネ塩酸塩注射液
	620001373	アンペック注 2.0 mg
	620099279	モルヒネ塩酸塩注射液 2.0 mg 「第一三共」
	628505102	モルヒネ塩酸塩注射液 2.0 mg 「シオノギ」
	628505304	モルヒネ塩酸塩注射液 2.0 mg 「タケダ」
	620004181	プレベノン注 1.0 mg シリンジ
	622135601	オキシアゾン注 1.0 mg
	622085701	オキシコドン注射液 1.0 mg 「第一三共」
	622135701	オキシアゾン注 5.0 mg
	622085801	オキシコドン注射液 5.0 mg 「第一三共」
	622052401	ナルベイン注 2.0 mg
	622625501	ナルベイン注 2.0 mg
	648110014	複方オキシコドン注射液
	648110001	アヘンアルカロイド・アトロピン注射液
	648110002	アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液
	648110010	複方アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液
	648110012	複方オキシコドン・アトロピン注射液
	648110006	モルヒネ・アトロピン注射液
	648210005	ベチジン塩酸塩注射液
	628512804	ベチジン塩酸塩注射液 3.5 mg 「タケダ」
	648210006	ベチジン塩酸塩注射液
	628513304	ベチジン塩酸塩注射液 5.0 mg 「タケダ」
	620099377	フェンタニル注射液 0.1 mg 「ヤンセン」
	621281101	フェンタニル注射液 0.1 mg 「第一三共」
	621899203	フェンタニル注射液 0.1 mg 「テルモ」
	620099378	フェンタニル注射液 0.25 mg 「ヤンセン」
	621899204	フェンタニル注射液 0.25 mg 「第一三共」
	621899205	フェンタニル注射液 0.25 mg 「テルモ」
	620099379	フェンタニル注射液 0.5 mg 「ヤンセン」
	621899403	フェンタニル注射液 0.5 mg 「テルモ」
	620004422	レムフェンタニル注射液 2 mg
	622486801	レムフェンタニル注射液 2 mg 「第一三共」
	620004423	アルナ静注用 5 mg
	622486901	レムフェンタニル注射液 5 mg 「第一三共」
	621208201	カラモナル静注
	648210004	ベチジン塩酸塩注射液
	648210007	ベチジン塩酸塩注射液
	610462034	コデインリン酸塩 1%
	620000567	リン酸コデイン 1% (ハチ)
	620000568	リン酸コデイン 1% (ワコー)
	612240008	リン酸コデイン 1% (ホエイ)
	620000569	リン酸コデイン 1% (イワキ)
	610450010	リン酸コデイン 1% (メダルク)
	620000588	リン酸コデイン 1% (シオタ)
	620009310	コデインリン酸塩 1% 「第一三共」
	620392409	コデインリン酸塩 1% 「タケダ」
	620392429	リン酸コデイン 1% (日医工)
	620392403	コデインリン酸塩 1% (ハチ)
	620000182	コデインリン酸塩
	620005841	コデインリン酸塩 5 mg 「シオタ」
	621261004	リン酸コデイン 5 mg (トリアザー)
	610462036	ジヒドロコデインリン酸塩 1%
	620000575	リン酸ジヒドロコデイン 1% (ハチ)
	620000576	リン酸ジヒドロコデイン 1% (ワコー)
	612240010	リン酸ジヒドロコデイン 1% (ホエイ)
	610450011	リン酸ジヒドロコデイン 1% (メダルク)
	620000584	ジヒドロコデインリン酸塩 1% (シオタ)
	620009316	ジヒドロコデインリン酸塩 1% 「第一三共」
	620392509	ジヒドロコデインリン酸塩 1% 「タケダ」
	620392528	リン酸ジヒドロコデイン 1% (日医工)
	620392532	ジヒドロコデインリン酸塩 1% (ハチ)
	618110006	アヘン末
	628500001	アヘン末 「第一三共」
	618110004	アヘン末
	628500501	アヘン末 「第一三共」
	618110002	アヘン末
	628501001	アヘン末
	618110014	アヘンアルカロイド塩酸塩
	618110025	パンオピオン 「タケダ」
	618110015	モルヒネ・アヘン末
	618110017	モルヒネ塩酸塩
	620009255	モルヒネ塩酸塩 1.0 mg 「D.S.P」
	618110016	モルヒネ塩酸塩水和物
	620009256	モルヒネ塩酸塩水和物 「第一三共」 原末
	620009256	モルヒネ塩酸塩水和物 「タケダ」 原末
	610453130	モルヒネ錠 2%
	610453131	モルヒネ錠 6%
	618110023	MS コンチン錠 1.0 mg
	618110024	MS コンチン錠 3.0 mg
	610406078	MS コンチン錠 6.0 mg
	610453027	MS ワイスロップセル 1.0 mg
	610453028	MS ワイスロップセル 3.0 mg
	610453029	MS ワイスロップセル 6.0 mg
	620003165	パシエプカプセル 3.0 mg
	620003166	パシエプカプセル 6.0 mg
	620003167	パシエプカプセル 2.0 mg
610470010	オプゾ内服錠 5 mg	
610470011	オプゾ内服錠 1.0 mg	
618110011	コデインリン酸塩	
620009228	コデインリン酸塩 2.0 mg 「第一三共」	
628505804	コデインリン酸塩 2.0 mg 「タケダ」	
618110009	コデインリン酸塩水和物	
620099227	コデインリン酸塩水和物 「タケダ」 原末	
628506001	コデインリン酸塩水和物 「第一三共」 原末	
610462035	コデインリン酸塩 1.0%	
620099225	コデインリン酸塩 1.0% 「タケダ」	
628505600	コデインリン酸塩 1.0% 「第一三共」	
618110012	ジヒドロコデインリン酸塩	
628507001	ジヒドロコデインリン酸塩 「第一三共」 原末	
628507304	ジヒドロコデインリン酸塩 「タケダ」 原末	
610462037	ジヒドロコデインリン酸塩 1.0%	
628507501	ジヒドロコデインリン酸塩 1.0% 「第一三共」	
628507804	ジヒドロコデインリン酸塩 1.0% 「タケダ」	
620003630	メサフェン錠 2 mg	
622016901	オキシアゾン錠 2.0 mg	
622017901	オキシアゾン錠 5 mg	
622017101	オキシアゾン錠 1.0 mg	
622303901	オキシアゾン錠 2.0 mg	
622540101	オキシコドン錠 2.5 mg 「第一三共」	
622540201	オキシコドン錠 5 mg 「第一三共」	
622540301	オキシコドン錠 1.0 mg 「第一三共」	
622540401	オキシコドン錠 2.0 mg 「第一三共」	
622521701	オキシコドン徐放錠 5 mg 「第一三共」	
622521801	オキシコドン徐放錠 1.0 mg 「第一三共」	
622521901	オキシコドン徐放錠 2.0 mg 「第一三共」	
622522001	オキシコドン徐放錠 4.0 mg 「第一三共」	
622526301	オキシコドン XR 錠 5 mg	
622685301	オキシコドン徐放錠 5 mg NX 「第一三共」	
622527401	オキシコドン XR 錠 1.0 mg	
622685401	オキシコドン徐放錠 1.0 mg NX 「第一三共」	
622527501	オキシコドン XR 錠 2.0 mg	
622685501	オキシコドン徐放錠 2.0 mg NX 「第一三共」	
622527601	オキシコドン XR 錠 4.0 mg	
622685601	オキシコドン徐放錠 4.0 mg NX 「第一三共」	
622303501	オキシコドン徐放カプセル 5 mg 「テルモ」	
622303601	オキシコドン徐放カプセル 1.0 mg 「テルモ」	
622303701	オキシコドン徐放カプセル 2.0 mg 「テルモ」	
622303801	オキシコドン徐放カプセル 4.0 mg 「テルモ」	
622350201	ナルブピド錠 1 mg	
622350301	ナルブピド錠 2 mg	
622350501	ナルブピド錠 4 mg	
622349801	ナルサス錠 2 mg	
622349901	ナルサス錠 3 mg	
622350001	ナルサス錠 1.2 mg	
622350101	ナルサス錠 2.4 mg	
618110001	アヘン・アトロピン散	
618110027	ベチジン散	
622395001	アブストラル舌下錠 1.0 μg	
622395101	アブストラル舌下錠 2.0 μg	
622395201	アブストラル舌下錠 4.0 μg	
622395301	イーフェンバカル錠 0.0 μg	
622395401	イーフェンバカル錠 0.0 μg	
622395501	イーフェンバカル錠 2.0 μg	
622395601	イーフェンバカル錠 4.0 μg	
622395701	イーフェンバカル錠 8.0 μg	
622395801	イーフェンバカル錠 3.0 μg	
622212701	メサフェン錠 5 mg	
622212801	メサフェン錠 1.0 mg	
622350501	カベンタ錠 2.5 mg	
622350601	カベンタ錠 5.0 mg	
622350701	カベンタ錠 1.0 mg	
668110001	アムピシリン錠 1.0 mg	
668110002	アムピシリン錠 2.0 mg	
660432005	アムピシリン錠 3.0 mg	
618120001	コカイン塩酸塩	
620009281	コカイン塩酸塩 「タケダ」 原末	
620007678	デュロップMTパッチ 2.1 mg	
622177901	フェンタニル 3 日用テープ 2.1 mg 「HMT」	

薬師、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	62228201	フェンタニル3日用テープ2.1mg(明治)
	62228201	フェンタニル3日用テープ2.1mg(トロー)
	622305202	フェンタニル3日用テープ2.1mg(ライコク)
	620071679	デュロップMTパッチ4.2mg
	622178001	フェンタニル3日用テープ4.2mg(HMT)
	62228201	フェンタニル3日用テープ4.2mg(明治)
	62228201	フェンタニル3日用テープ4.2mg(トロー)
	622305202	フェンタニル3日用テープ4.2mg(ライコク)
	620071680	デュロップMTパッチ8.4mg
	622178101	フェンタニル3日用テープ8.4mg(HMT)
	62228201	フェンタニル3日用テープ8.4mg(明治)
	62228201	フェンタニル3日用テープ8.4mg(トロー)
	622305202	フェンタニル3日用テープ8.4mg(ライコク)
	620071681	デュロップMTパッチ12.6mg
	622178001	フェンタニル3日用テープ12.6mg(HMT)
	62228201	フェンタニル3日用テープ12.6mg(明治)
	62228201	フェンタニル3日用テープ12.6mg(トロー)
	622305202	フェンタニル3日用テープ12.6mg(ライコク)
	620071682	デュロップMTパッチ16.8mg
	622178301	フェンタニル3日用テープ16.8mg(HMT)
	62228201	フェンタニル3日用テープ16.8mg(明治)
	62228201	フェンタニル3日用テープ16.8mg(トロー)
	622305202	フェンタニル3日用テープ16.8mg(ライコク)
	62204190	ワンデュロパッチ0.84mg
	622305201	ワンデュロパッチ1.7mg
	622042001	ワンデュロパッチ1.7mg
	622305101	ワンデュロパッチ3.4mg
	622305201	ワンデュロパッチ3.4mg
	622042001	ワンデュロパッチ5mg
	622305301	ワンデュロパッチ5mg
	622042001	ワンデュロパッチ7mg
	622305401	ワンデュロパッチ7mg
	622700801	ワンデュロパッチ11.2mg
	622700901	ワンデュロパッチ11.2mg
	622701001	ワンデュロパッチ11.2mg
	622701101	ワンデュロパッチ11.2mg
	622701201	ワンデュロパッチ11.2mg
	621988502	フェントステープ1mg
	622643101	フェンタニル3日用テープ1mg(第一共)
	622643201	フェンタニル3日用テープ1mg(ライコク)
	621988602	フェントステープ2mg
	622643201	フェンタニル3日用テープ2mg(第一共)
	622643301	フェンタニル3日用テープ2mg(ライコク)
	621988702	フェントステープ4mg
	622643301	フェンタニル3日用テープ4mg(第一共)
	622643401	フェンタニル3日用テープ4mg(ライコク)
	621988802	フェントステープ6mg
	622643401	フェンタニル3日用テープ6mg(第一共)
	622643501	フェンタニル3日用テープ6mg(ライコク)
	621988902	フェントステープ8mg
	622643501	フェンタニル3日用テープ8mg(第一共)
	622643601	フェンタニル3日用テープ8mg(ライコク)
	62248901	フェントステープ11.2mg
A 7 専門的な治療・処置 (5) 放射線治療	180008310	体外照射(ニュクス線状治療)(1回目)
	180019410	体外照射(ニュクス線状治療)(2回目)
	180020710	体外照射(高エネルギー放射線治療)(1回目)(1門照射)
	180020810	体外照射(高エネルギー放射線治療)(1回目)(射野2門照射)
	180020910	体外照射(高エネルギー放射線治療)(1回目)(非射野2門照射)
	180021010	体外照射(高エネルギー放射線治療)(1回目)(3門照射)
	180021110	体外照射(高エネルギー放射線治療)(1回目)(4門以上の照射)
	180021210	体外照射(高エネルギー放射線治療)(1回目)(運動照射)
	180021310	体外照射(高エネルギー放射線治療)(1回目)(原体内照射)
	180021410	体外照射(高エネルギー放射線治療)(2回目)(1門照射)
	180021510	体外照射(高エネルギー放射線治療)(2回目)(射野2門照射)
	180021610	体外照射(高エネルギー放射線治療)(2回目)(非射野2門照射)
	180021710	体外照射(高エネルギー放射線治療)(2回目)(3門照射)
	180021810	体外照射(高エネルギー放射線治療)(2回目)(4門以上の照射)
	180021910	体外照射(高エネルギー放射線治療)(2回目)(運動照射)
	180022010	体外照射(高エネルギー放射線治療)(2回目)(原体内照射)
	180031910	体外照射(1MAR)
	180052720	施設基準不適合減算(放射線)(100分の70)
	180043270	1回線量増加算(全乳房照射)
	180054910	1回線量増加算(前立腺照射)
	180092710	非中線治療加算
	180016970	体外照射用固定器具加算
	180054870	画像誘導放射線治療加算(腫瘍の位置情報)
	180054770	画像誘導放射線治療加算(骨髄の位置情報)
	180054670	画像誘導放射線治療加算(体表の位置情報)
	180035270	体外照射呼吸性移動射野加算
	180018910	ガンナイフによる放射線治療
	180019710	直線加速器による放射線治療(空位放射線治療)
	180035310	直線加速器による放射線治療(1以外)
	180020750	直線加速器による放射線治療(固定放射線治療・体幹部に対する)
	180035410	空位放射線治療呼吸性移動射野加算(射野追加)
	180035570	空位放射線治療呼吸性移動射野加算(その他)
	180055110	粒子線治療(希少な疾病)(陽子線治療)
	180055010	粒子線治療(希少な疾病)(陽子線治療)
	180055310	粒子線治療(1以外の特定の疾病)(陽子線治療)
	180055210	粒子線治療(1以外の特定の疾病)(重粒子線治療)
	180046970	粒子線治療施設追加加算
	180047070	粒子線治療長学管理加算
	180012710	全身照射
	180099410	密閉小線源治療(体外照射)
	180017010	密閉小線源治療(腔内照射)(高線量率イリジウム照射)
	180032110	密閉小線源治療(腔内照射)(新型コバルト小線源治療装置)
	180099510	密閉小線源治療(腔内照射)(その他)
	180027110	密閉小線源治療(組織内照射)(前立腺癌に対する永久挿入療法)
	180018610	密閉小線源治療(組織内照射)(高線量率イリジウム治療)
	180032310	密閉小線源治療(組織内照射)(新型コバルト小線源治療装置)
	180099610	密閉小線源治療(組織内照射)(その他)
	180099710	密閉小線源治療(放射線粒子照射)
	180027270	線量使用加算(密閉小線源治療)(前立腺癌に対する永久挿入療法)
	180018710	線量使用加算(密閉小線源治療)(腔内照射)
	180018870	気管・気管支用アプリアクター加算(密閉小線源治療)
	180047170	画像誘導密閉小線源治療加算
A 7 専門的な治療・処置 (6) 免疫抑制剤の使用(注射剤のみ)	620007335	フル・コルチゾール注射液1.00mg
	620007332	フル・コルチゾール注射液1.00mg
	620007332	フル・コルチゾール注射液2.50mg
	620008819	フル・コルチゾール注射液3.00mg
	620007333	フル・コルチゾール注射液5.00mg
	620008816	フル・コルチゾール注射液5.00mg
	620007334	フル・コルチゾール注射液10.00mg
	620008817	フル・コルチゾール注射液10.00mg
	620004661	カナコルト-A皮内用間隔管内用水懸注5.0mg/5mL
	620004660	カナコルト-A筋注用間隔管内用水懸注4.0mg/1mL
	620006612	リネゾリン2.0mg(0.4%)
	620005829	リネゾリン2.0mg(0.4%)
	620026114	リネゾリン4.0mg(0.4%)
	620003830	リネゾリン4.0mg(0.4%)
	620006615	リネゾリン2.0mg(0.4%)
	620003831	リネゾリン注射液2.0mg(0.4%)
	620002616	リネゾリン2.0mg(2%)
	620003832	リネゾリン1.00mg(2%)
	620007336	フルコルチゾール注射液1.00mg
	620525001	デカドロン注射液1.65mg
	620525101	デカドロン注射液1.65mg
	620525201	デカドロン注射液1.95mg
	620525301	デカドロン注射液3.3mg
	620525401	デカドロン注射液3.3mg
	620525901	デカドロン注射液3.3mg
	620525601	デカドロン注射液6.6mg
	620525701	デカドロン注射液6.6mg
	620525901	デカドロン注射液9.9mg
	620003832	リネゾリン2.5mg
	642450087	リンデロン懸濁液
	640454024	注射用フル・メルコート40
	620007336	フル・メドロール注射液40mg
	640454025	注射用フル・メルコート125
	620007337	フル・メドロール注射液125mg
	640454026	注射用フル・メルコート500
	620007338	フル・メドロール注射液500mg
	620001310	注射用フル・メルコート1,000
	620007339	フル・メドロール注射液1,000mg
	620007381	デゾ・メドロール水懸注20mg
	620007382	デゾ・メドロール水懸注40mg
	642450115	注射用プレドニゾンコハク酸エステルナトリウム
	642450169	水溶性プレドニゾン10mg
	620530402	プレドニゾンコハク酸エステルNα注射液10mg「F」
	642450116	注射用プレドニゾンコハク酸エステルナトリウム
	642450170	水溶性プレドニゾン20mg
	620530502	プレドニゾンコハク酸エステルNα注射液20mg「F」
	642450171	注射用プレドニゾンコハク酸エステルナトリウム
	642450171	水溶性プレドニゾン50mg
	620894001	サリドマイシン点滴静注用250mg
	643900141	プロクラチン注射液5mg
	620047401	プロクラチン注射液2mg
	620008820	シバシバ点滴静注用100mg
	620008829	シバシバ点滴静注用200mg
	620008445	シバシバ点滴静注用10mg
	620090011	シバシバ点滴静注用3mg
	620090010	シバシバ点滴静注用1.5mg
A 7 専門的な治療・処置 (7) 昇圧剤の使用(注射剤のみ)	620008905	ニプロール注10mg
	640454008	ドパミン塩酸塩100mg&5mL注射液
	620002175	イソラン注100mg
	620003427	カゴジン注100mg
	620008904	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「アイロム」
	620008905	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「タイヨー」
	620008381	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「KN」
	620244222	フルバハ点滴静注100mg
	620244118	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「NP」
	620244132	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「フレイザー」
	620244701	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「イセイ」

薬剤名、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	62000214	イノバン注 5.0 mg
	62139908	トバミン塩酸塩点滴静注液 5.0 mg (タイヨウ)
	62139901	フルドバミ点滴静注 5.0 mg
	62139910	カゴニン注 5.0 mg
	62139913	トバミン塩酸塩点滴静注 5.0 mg (NP)
	640461010	トバミン塩酸塩 2.0 mg / 1.0 mL 注射液
	620245102	フルドバミ点滴静注 2.0 mg
	622084701	カゴニン注 2.0 mg
	622060501	トバミン塩酸塩点滴静注液 2.0 mg (タイヨウ)
	622033602	トバミン塩酸塩点滴静注 2.0 mg (NP)
	620002119	塩酸イノシン注 2.0 mg
	620002205	カゴニン注 0.1%
	620002180	塩酸ドバミン注キット 6.0 mg
	620003207	カゴニン注 0.3%
	620003194	イノバン注 0.1% シリンジ
	620003195	イノバン注 0.3% シリンジ
	620004105	イノバン注 0.6% シリンジ
	643110984	トプレックス点滴静注 1.0 mg
	620005187	トプタミン点滴静注 1.0 mg (アイロム)
	621365314	トプタミン塩酸塩点滴静注液 1.0 mg (サワイ)
	621365306	トプタミン点滴静注 1.0 mg (A.F.F.)
	621365316	トプタミン塩酸塩点滴静注 1.0 mg (ド)
	621365321	トプタミン点滴静注 1.0 mg (ファイザー)
	620006188	トプレックス点滴静注 2.0 mg
	620006189	トプレックス点滴静注 6.0 mg
	620003225	トプホン注 0.1% シリンジ
	620003226	トプホン注 0.3% シリンジ
	620004161	トプホン注 0.6% シリンジ
	620002593	ネオシネジコワ注 1 mg
	620002594	ネオシネジコワ注 5 mg
	642450005	フレドナリル注射液
	620517902	ボスミン注 1 mg
	642450071	ノリアドレナリン注射液
	620008384	フレドナリル注 1 mg
	621371301	フレドナリル注 0.1% シリンジ (タルモ)
	628704702	エシベン注射液 0.15 mg
	629704802	エシベン注射液 0.3 mg
	641210020	リドカイン注射液
	641210093	キシロカイン注射液 0.5%
	641210094	リドカイン注 (NM) 0.5%
	641210021	リドカイン注射液
	641210096	キシロカイン 0.5% 筋注用溶液
	641210022	リドカイン注射液
	641210099	キシロカイン注射液 1%
	641210100	リドカイン注 (NM) 1%
	641210023	リドカイン注射液
	641210102	キシロカイン注射液 2%
	641210103	リドカイン注 (NM) 2%
	641210024	リドカイン注射液
	641210105	静注用キシロカイン 2%
	620166503	リドカイン注射液 2% (タカタ)
	641210025	リドカイン注射液
	621670602	リドカイン点滴静注液 1% (タカタ)
	642120014	フロカイン点滴静注液 1% (タカタ)
	620008355	フロカイン点滴静注液 1.0 mg
	642120015	フロカイン点滴静注液 1.0 mg
	620008356	フロカイン点滴静注液 1.0 mg
	620262301	アミナリン注 2.0 mg
	621494801	オノアクト点滴静注用 5.0 mg
	622094701	コアアキ点滴静注用 2.5 mg
	622422801	オノアクト点滴静注用 5.0 mg
	640462042	プレビプロック注 1.0 mg
	620004782	リスキダンP注 5.0 mg
	620005243	リスキダンP注 5.0 mg
	620009200	ベハバミ点滴静注 5 mg (タイヨウ)
	620008940	メキシチール点滴静注 1.25 mg
	620004636	アムベノ点滴静注用 0.0
	620002301	ノルマル点滴静注 7.0 mg
	620007361	タンボール点滴静注 5.0 mg
	620002584	シンドラ点滴静注用 5.0 mg
	640443003	シンドラ点滴静注用 0
	620002610	リドカイン静注用 2% シリンジ (タルモ)
	620004876	アンカロン注 1.5 mg
	622099302	アミナリン点滴静注 1.5 mg (T.E)
	620333002	シムラゼム点滴静注用 1.0 mg (日医士)
	620333102	シムラゼム点滴静注用 5.0 mg (日医士)
	640407031	ヘルベッサー注射用 2.0 mg
	620333401	シムラゼム点滴静注用 2.5 mg (サワイ)
	621403902	シムラゼム点滴静注用 2.5 mg (日医士)
	621958501	ヘルベッサー注射用 1.0 mg
	620333501	シムラゼム点滴静注用 1.0 mg (サワイ)
	621958601	ヘルベッサー注射用 5.0 mg
	620333601	シムラゼム点滴静注用 5.0 mg (サワイ)
	621490601	アルガトロン注射液 1.0 mg (サワイ)
	621490701	アルガトロン注射液 1.0 mg (日医士)
	621405904	アルガトロン注射液 1.0 mg (SN)
	620002948	スロラジール注 1.0 mg / 2 mL
	620002974	スロラジール注 1.0 mg / 2 mL
	620003192	アルガトロン注 シリンジ 1.0 mg (NP)
	621734701	アルガトロン注 1.0 mg シリンジ (SN)
	620002953	アルガトロン注 (サワイ) 1%
	620812203	ヘパリンCa 皮下注 2 方単位 / 0.8 mL (サワイ)
	621824702	ヘパリンCa シリウム注 1 方単位 / 1.0 mL (AY)
	621824802	ヘパリンCa 注射液 2 方単位 / 2.0 mL (サワイ)
	621825002	ヘパリンCa シリウム注 5 方単位 / 5.0 mL (AY)
	621824902	ヘパリンCa 注射液 5 方単位 / 5.0 mL (サワイ)
	621825102	ヘパリンCa 注射液 10 方単位 / 1.0 mL (サワイ)
	621825202	ヘパリンCa 皮下注 1 方単位 / 0.4 mL (サワイ)
	621933401	ヘパリンCa シリウム皮下注 5 千単位 / 0.2 mL シリンジ (モチダ)
	643300011	ヘパリンナトリウム注射液
	621825602	ヘパリンナトリウム注 5 千単位 / 5 mL (AY)
	620006725	ヘパリンナトリウム注射液
	621825302	ヘパリンNa 注 5 千単位 / 5 mL (モチダ)
	620006728	ヘパリンナトリウム注射液
	621825802	ヘパリンナトリウム注 1 方単位 / 1.0 mL (AY)
	621825602	ヘパリンナトリウム注 1 方単位 / 1.0 mL (AY)
	621825704	ヘパリンナトリウム注 1 方単位 / 1.0 mL (ニプロ)
	621825802	ヘパリンNa 注 1 千単位 / 1.0 mL (モチダ)
	620006734	ヘパリンナトリウム注射液
	621826102	ヘパリンナトリウム注 5 千単位 / 5.0 mL (AY)
	621826204	ヘパリンナトリウム注 5 千単位 / 5.0 mL (ニプロ)
	620006739	ヘパリンナトリウム注射液
	621826402	ヘパリンナトリウム注 1.0 万単位 / 10.0 mL (AY)
	620006712	ヘパリンNa 透折用 2.5 千単位 / mL (AY)
	621832801	ヘパリンNa 透折用 2.5 千単位 / mL (NS) 2.0 mL
	621701902	アルパリンNa 静注 5.0 千単位 / 5 mL (日新)
	621699702	アルパリンNa 静注 5.0 千単位 / 5 mL (KCC)
	620006328	アルパリンNa 静注 5.0 千単位 / 5 mL
	621757301	アルパリンNa 静注 5 千単位 / 5 mL (HK)
	621673901	アルパリンNa 静注 5.0 千単位 / 5 mL (日医士)
	621757401	アルパリンNa 静注 5.0 千単位 / 5 mL (日本薬)
	620812701	アルパリンNa 静注 5.0 千単位 / 5 mL (サワイ)
	621673102	アルパリンNa 静注 5.0 千単位 / 5 mL (AY)
	620007369	アルパリンNa 静注 5 千単位 / 5 mL シリンジ (HK)
	621994801	アルパリンNa 静注 2.5 千単位 / 1.0 mL シリンジ (ニプロ)
	621994901	アルパリンNa 静注 3.0 千単位 / 1.2 mL シリンジ (ニプロ)
	621995001	アルパリンNa 静注 4.0 千単位 / 1.6 mL シリンジ (ニプロ)
	621995101	アルパリンNa 静注 5.0 千単位 / 2.0 mL シリンジ (ニプロ)
	620006789	リコセリン点滴静注用 1.28 mg
	621373901	ウロナーゼ注 1.25 mg 単位
	620006203	ウロナーゼ注 6 方単位
	620006202	ウロナーゼ点滴静注用 1.2 方単位
	620006204	ウロナーゼ注 4 方単位
	620006267	デフィブラーゼ点滴静注液 1.0 単位
	643950056	アチパン注 6.0 mg
	643950059	アチパン注 6.0 mg
	643950061	アチパン注 1.2 mg
	643950060	アチパン注 1.2 mg
	643950058	アチパン注 2.4 mg
	643950061	アチパン注 2.4 mg
	620007270	アチパン注 4.8 mg
	620007271	アチパン注 4.8 mg
	140032310	ドレーン注 (ドレーン注) (持続的吸引)
	140032410	ドレーン注 (ドレーン注) (その他)
	140051810	閉鎖性閉鎖性閉鎖 (入浴) (1.0 cm 2 未満)
	140051910	閉鎖性閉鎖性閉鎖 (入浴) (1.0 cm 2 以上)
	140052010	閉鎖性閉鎖性閉鎖 (入浴) (2.0 cm 2 以上)
	140052170	閉鎖性閉鎖性閉鎖 (入浴) (1.0 cm 2 未満)
	140052270	閉鎖性閉鎖性閉鎖 (入浴) (1.0 cm 2 以上)
	140052370	閉鎖性閉鎖性閉鎖 (入浴) (2.0 cm 2 以上)
	140004110	持続的閉鎖性ドレーン注
	140004310	持続的閉鎖性ドレーン注
	140004510	持続的閉鎖性ドレーン注
	140052710	持続的閉鎖性ドレーン注
	140007010	イレウス用ロングチューブ挿入法
	150010650	無菌培養検査 追加 1
	150010650	無菌培養検査 追加 2
	150007010	薬理検査
	150007210	薬理検査
	150335610	薬理検査 (キアリ奇形、腎臓変形)
	150067410	薬理検査 (その他)
	150397510	薬理検査検査
	150067510	薬理検査検査
	150291010	広範囲閉鎖性閉鎖性閉鎖・再建
	150068010	機能的位置閉鎖性閉鎖 (片側)
	150314910	機能的位置閉鎖性閉鎖 (両側)
	150291110	顕微鏡使用によるまんかん手術 (焦点切除術)
	150291210	顕微鏡使用によるまんかん手術 (側頭葉切除術)
	150291310	顕微鏡使用によるまんかん手術 (側頭葉閉鎖)
	150068910	脳神経手術 (閉鎖)
	150069050	脳神経手術 (閉鎖)

腫瘍度、医療・看護必要度の項目	レポート電算処理システム用コード	診療行為名称
	15006910	頸部骨腫瘍摘出術
	15006920	頸部・頸部骨腫瘍摘出術
	15006940	頸部骨腫瘍下血腫摘出術
	15006950	頸部内血腫除去術（開頭）（硬膜外）
	15006960	頸部内血腫除去術（開頭）（硬膜下）
	15006970	頸部内血腫除去術（開頭）（脳内）
	15006980	頸部血管腫瘍摘出術
	15006985	頸部血管腫瘍摘出術
	15007000	脳内異物摘出術
	15007010	脳腫瘍全摘術
	15007020	脳腫瘍内摘出術
	15007030	脳切開術
	15007050	脳腫瘍内摘出術（松果体部腫瘍）
	15028430	脳腫瘍内摘出術（その他）
	15037470	脳腫瘍骨髄トマンソン法
	15037070	原発性悪性脳腫瘍放射線治療追加算
	15007110	脳動脈瘤摘出術
	15007330	脳・脳腫瘍全摘
	15024340	脳動脈瘤摘出術（1箇所）
	15024350	脳動脈瘤摘出術（2箇所以上）
	15024360	脳動脈瘤全摘術（クリッピング）（開頭）（1箇所）
	15024370	脳動脈瘤全摘術（クリッピング）（開頭）（2箇所以上）
	15024380	脳動脈瘤摘出術クリッピング（1箇所）
	15024390	脳動脈瘤摘出術クリッピング（2箇所以上）
	15034470	ハイフローバイパス術併用追加算
	15039760	ハイフローバイパス術併用追加算
	15007200	脳脊髄腫瘍摘出術
	15007210	脳脊髄形成手術（硬膜形成を伴う）
	15033580	脳脊髄形成手術（脊髄移動を伴う）
	15006710	耳内中耳炎合併症手術
	15006780	耳内中耳炎摘出術（中耳摘出）
	15006810	延髄に及ぶ脊髄神経根切断術
	15006850	二支神経根後根切断術
	15006860	延髄神経根切断術
	15006870	頭部神経根切断術（乳突切開法）
	15006880	頭部神経根切断術
	15015030	動脈形成術・吻合術（頭蓋内動脈）
	15029250	血管移植術・バイパス移植術（頭・頸部動脈）
	15012380	胸壁腫瘍摘出術（胸壁形成手術を併施）
	15012390	胸壁腫瘍摘出術（その他）
	15012410	胸壁腫瘍摘出術（胸壁形成手術を併施）
	15012420	胸壁腫瘍摘出術（その他）
	15012440	胸壁腫瘍手術
	15012450	胸壁手術（胸骨牽引法）
	15012460	胸壁手術（胸骨牽引法）
	15012470	胸壁手術
	15012720	胸壁切開術（経胸壁）
	15012590	胸腔内（胸膜内）血腫除去術
	15012660	胸膜腫瘍・胸膜腫瘍切除術（1肺葉に相当する範囲以内）
	15012670	胸膜腫瘍・胸膜腫瘍切除術（1肺葉に相当する範囲を超える）
	15012680	胸膜外肺表面手術（1肺葉に相当する範囲以内）
	15012690	胸膜外肺表面手術（1肺葉に相当する範囲を超える）
	15012720	胸膜腫瘍全摘術（非切除後遺症を含む）
	15038710	胸膜腫瘍全摘術
	15012750	胸壁形成手術（胸壁手術）（肋骨切除を主とする）
	15012760	胸壁形成手術（胸壁手術）（胸膜腫瘍切除を併施する）
	15012780	肋骨形成手術（肋骨切除後遺症を含む）
	15012820	肋骨手術
	15029650	胸壁・胸腔シャントバルブ設置術
	15012830	肺腫瘍・胸膜腫瘍手術
	15029270	肺腫瘍摘出術（経胸壁）
	15029470	肺腫瘍摘出術（経胸壁）
	15037410	肺大動脈腫瘍摘出術
	15012850	肺腫瘍手術
	15012860	肺腫瘍手術（単肺摘出）
	15035740	肺腫瘍手術（広汎摘出）
	15012900	肺腫瘍手術（肺切除）
	15012930	気管支異物除去術（開胸手術）
	15037440	気管支異物摘出術
	15012970	肺切除術（楔形部分切除）
	15012980	肺切除術（区域切除（1肺葉に達しない））
	15012990	肺切除術（肺葉切除）
	15013000	肺切除術（複合切除（1肺葉を超える））
	15013010	肺切除術（1肺葉切除）
	15037110	肺切除術（気管支形成を伴う肺切除）
	15035780	肺腫瘍手術（部分切除）
	15035790	肺腫瘍手術（広汎切除）
	15035800	肺腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超える）
	15035810	肺腫瘍手術（肺全摘）
	15035820	肺腫瘍手術（胸腔鏡下複合切除を伴う肺切除）
	15035830	肺腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）
	15035840	肺腫瘍手術（気管支切除を伴う肺切除）
	15035850	肺腫瘍手術（気管支切除を伴う肺切除）
	15037430	肺腫瘍手術（肺切除）
	15038660	肺腫瘍手術（胸腔・胸膜腫瘍全摘除、横隔膜心臓併用併合手術を伴う）
	15031750	腫瘍切除術（肺腫瘍）
	15039920	腫瘍切除術（肺腫瘍）
	15036610	腫瘍切除術（肺腫瘍）
	15039660	腫瘍切除術（肺腫瘍）
	15039670	腫瘍切除術（肺腫瘍）
	15013120	肺腫瘍手術
	15013130	気管支腫瘍摘出術
	15013160	肺腫瘍手術
	15013170	気管支腫瘍摘出術
	15013180	気管支腫瘍摘出術
	15026240	気管支腫瘍摘出術
	15013210	気管支腫瘍摘出術
	15013240	気管支腫瘍摘出術
	15013250	気管支腫瘍摘出術
	15013260	気管支腫瘍摘出術
	15034630	気管支腫瘍摘出術
	15013310	気管支腫瘍摘出術
	15013320	気管支腫瘍摘出術
	15013380	気管支腫瘍摘出術
	15013390	気管支腫瘍摘出術
	15026260	気管支腫瘍摘出術
	15013410	気管支腫瘍摘出術
	15013420	気管支腫瘍摘出術
	15013500	気管支腫瘍摘出術
	15039900	気管支腫瘍摘出術
	15013510	気管支腫瘍摘出術
	15013520	気管支腫瘍摘出術
	15013660	気管支腫瘍摘出術
	15013680	気管支腫瘍摘出術
	15013690	気管支腫瘍摘出術
	15013700	気管支腫瘍摘出術
	15013710	気管支腫瘍摘出術
	15013720	気管支腫瘍摘出術
	15013730	気管支腫瘍摘出術
	15013810	気管支腫瘍摘出術
	15013820	気管支腫瘍摘出術
	15013830	気管支腫瘍摘出術
	15013840	気管支腫瘍摘出術
	15013850	気管支腫瘍摘出術
	15013870	気管支腫瘍摘出術
	15014050	気管支腫瘍摘出術
	15014060	気管支腫瘍摘出術
	15014070	気管支腫瘍摘出術
	15014080	気管支腫瘍摘出術
	15013800	気管支腫瘍摘出術
	15013780	気管支腫瘍摘出術
	15031810	気管支腫瘍摘出術
	15031820	気管支腫瘍摘出術
	15031830	気管支腫瘍摘出術
	15014000	気管支腫瘍摘出術
	15014570	気管支腫瘍摘出術
	15014580	気管支腫瘍摘出術
	15014590	気管支腫瘍摘出術
	15014600	気管支腫瘍摘出術
	15029270	気管支腫瘍摘出術
	15031840	気管支腫瘍摘出術
	15031850	気管支腫瘍摘出術
	15034300	気管支腫瘍摘出術
	15014310	気管支腫瘍摘出術
	15031860	気管支腫瘍摘出術
	15031870	気管支腫瘍摘出術
	15031900	気管支腫瘍摘出術
	15031910	気管支腫瘍摘出術
	15031920	気管支腫瘍摘出術
	15031930	気管支腫瘍摘出術
	15031940	気管支腫瘍摘出術
	15031950	気管支腫瘍摘出術
	15014100	気管支腫瘍摘出術
	15027650	気管支腫瘍摘出術
	15027660	気管支腫瘍摘出術
	15014140	気管支腫瘍摘出術
	15014160	気管支腫瘍摘出術
	15014170	気管支腫瘍摘出術
	15035940	気管支腫瘍摘出術
	15038720	気管支腫瘍摘出術
	15014360	気管支腫瘍摘出術
	15014370	気管支腫瘍摘出術
	15014380	気管支腫瘍摘出術
	15014150	気管支腫瘍摘出術
	15035870	気管支腫瘍摘出術
	15035880	気管支腫瘍摘出術
	15035890	気管支腫瘍摘出術
	15031960	気管支腫瘍摘出術
	15029290	気管支腫瘍摘出術
	15013930	気管支腫瘍摘出術

C Ⅱ 開胸手術（12日間）

腫瘍、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	15024490	大動脈瘤切除術（上行）（弁置換術又は形成術）
	15033910	大動脈瘤切除術（上行）（人工弁置換術又は基部置換術）
	15033960	大動脈瘤切除術（上行）（自己弁置換術又は基部置換術）
	15024500	大動脈瘤切除術（下行）（その他）
	15015010	大動脈瘤切除術（下行）
	15033970	大動脈瘤切除術（上行・弓部同時）（弁置換術又は形成術）
	15033980	大動脈瘤切除術（上行・弓部同時）（人工弁置換術を伴う基部置換術）
	15033990	大動脈瘤切除術（上行・弓部同時）（自己弁置換術を伴う基部置換術）
	15027590	大動脈瘤切除術（上行・弓部同時）（その他）
	15015010	大動脈瘤切除術（下行）
	15029480	大動脈瘤切除術（動脈硬化的動脈）
	15037570	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（1弁）
	15037570	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（2弁）
	15037600	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（3弁）
	15038150	オーフン型ステントグラフト内挿術（弓部）
	15038160	オーフン型ステントグラフト内挿術（上行・弓部同時、弁置換・形成）
	15038170	オーフン型ステントグラフト内挿術（上行・弓部同時、弁・基部置換術）
	15038190	オーフン型ステントグラフト内挿術（上行・弓部同時、その他）
	15038200	オーフン型ステントグラフト内挿術（下行）
	15013100	動脈瘤開存能手術（動脈瘤開存能術（遠視下））
	15031980	動脈瘤開存能手術
	15031990	血管輪又は重複大動脈弓縮小手術
	15012890	巨大動脈瘤手術（動脈瘤切除術）
	15015190	大動脈瘤縮小（離断）症手術（単独）
	15032000	大動脈瘤縮小（離断）症手術（心室中隔欠損症手術を伴う）
	15032010	大動脈瘤縮小（離断）症手術（冠状動脈閉塞手術を伴う）
	15014410	大動脈動脈瘤中隔欠損症手術（単独）
	15032020	大動脈動脈瘤中隔欠損症手術（心内血管手術を伴う）
	15032030	大動脈動脈瘤中隔欠損症手術（心内血管手術を伴う）
	15013940	肺動脈狭窄症手術（肺動脈弁閉鎖術（単独））
	15032040	肺動脈狭窄症手術（肺動脈弁閉鎖術（単独））
	15014290	肺動脈狭窄症手術（右室流出路形成又は肺動脈形成を伴う）
	15032050	肺動脈狭窄症手術（右室流出路形成又は肺動脈形成を伴う）
	15014510	肺静脈逆流異常症手術（部分肺静脈逆流異常）
	15037620	肺静脈逆流異常症手術（総肺静脈逆流異常）（心臓型）
	15037630	肺静脈逆流異常症手術（総肺静脈逆流異常）（その他）
	15014490	肺静脈形成術
	15014240	心房中隔欠損作成術（心房中隔欠損作成術）
	15014180	心房中隔欠損閉鎖術（単独）
	15014190	心房中隔欠損閉鎖術（肺動脈弁狭窄を合併する）
	15014200	三心房心手術
	15014210	心室中隔欠損閉鎖術（単独）
	15014220	心室中隔欠損閉鎖術（肺動脈狭窄術後肺動脈形成を伴う）
	15014230	心室中隔欠損閉鎖術（大動脈弁形成を伴う）
	15014280	心室中隔欠損閉鎖術（右室流出路形成を伴う）
	15014400	バルサルバ動脈閉塞手術（単独）
	15032070	バルサルバ動脈閉塞手術（大動脈閉塞不全症手術を伴う）
	15014450	右室一腔心手術
	15014740	不完全型房室中隔欠損症手術（心室中隔欠損ハッチ閉鎖術（単独））
	15014750	不完全型房室中隔欠損症手術（心室中隔欠損ハッチ閉鎖術及び弁形成術）
	15032080	完全型房室中隔欠損症手術（心房及び心室中隔欠損ハッチ閉鎖術）
	15032090	完全型房室中隔欠損症手術（アトリ-右心室瘻手術を伴う）
	15014530	アトリ-右心室瘻手術（右室流出路形成を伴う）
	15014660	アトリ-右心室瘻手術（未閉肺動脈形成を伴う）
	15032100	肺動脈閉鎖症手術（単独）
	15032110	肺動脈閉鎖症手術（ワタナベ手術を伴う）
	15037670	人工血管等再置換術加算（肺動脈閉鎖症手術）
	15032120	肺動脈閉鎖症手術（巨大肺動脈手術を伴う）
	15014690	肺大血管右室起始部手術（単独）
	15014680	肺大血管右室起始部手術（右室流出路形成を伴う）
	15032130	肺大血管右室起始部手術（ワタナベ-ベリンク手術）
	15014250	大血管転位症手術（バスタード-セニング手術）
	15014520	大血管転位症手術（シヤーン手術）
	15013950	大血管転位症手術（心室中隔欠損閉鎖術を伴う）
	15014700	大血管転位症手術（ワタナベ手術を伴う）
	15037650	人工血管等再置換術加算（大血管転位症手術）
	15032140	修正大血管転位症手術（心室中隔欠損ハッチ閉鎖術）
	15032150	修正大血管転位症手術（根治手術（ダブルスウィッチ手術））
	15037660	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）
	15014730	肺動脈閉塞手術
	15032180	単心室手術（両方向性アレン手術）
	15014310	単心室閉鎖手術（両方向性アレン手術）
	15032190	単心室手術（ワタナベ手術）
	15037670	人工血管等再置換術加算（単心室症又は三尖弁閉鎖症手術）
	15032160	単心室閉鎖手術（ワタナベ手術）
	15014670	単心室手術（心室中隔形成術）
	15032170	単心室閉鎖手術（心室中隔形成術）
	15029200	左心室形成症成体手術（フルワード手術）
	15014550	肺動脈動脈瘤切除術
	15014540	肺動脈長枝異常症手術
	15032200	心室壁手術
	15032210	心室壁手術
	15014560	肺動脈血拴除去術
	15032220	肺動脈血拴除去術
	15032230	不整脈手術（前庭神経節切開術）
	15027560	不整脈手術（心室橋形手術）
	15032240	不整脈手術（メイス手術）
	15032250	不整脈手術（メイス手術）
	15032260	不整脈手術（メイス手術）
	15038770	平常格形左冠動脈シース心表面移植術
	15017580	肝腫瘍切開術（開腹）
	15010720	気管支腫瘍切除術（開胸手術）
	15010990	気管支手術（開胸又は胸腔正中切開）
	15028750	肺結核術（肺動脈に対する正中切開）（現状部分切除）
	15014760	人工心臓（初日）
	15039610	補助人工心臓（初日）
	15039610	補助人工心臓（非排動産型）（初日）
	15014830	血管造影手術（開胸を伴う）
	15014900	血管造影手術（開腹を伴う）
	15015010	動脈形成術-吻合術（開胸内動脈）（大動脈を除く）
	15015220	血管移植術-バイパス移植術（大動脈）
	15015230	血管移植術-バイパス移植術（胸腔内動脈）
	15015460	血管内腔動脈吻合術
	15040050	肺静脈閉塞術
	15015800	肺動脈手術（開腹に準ずる）
	15015810	肺動脈手術（開腹に準ずる）
	15015850	半月状肺ヘルニア手術
	15015860	円錐ヘルニア手術
	15015880	肺ヘルニア手術
	15015890	膈ヘルニア手術
	15015900	膈ヘルニア手術
	15015910	膈ヘルニア手術
	15015920	膈ヘルニア手術
	15015930	膈ヘルニア手術
	15025110	床脊ヘルニア手術
	15025120	高位ヘルニア手術
	15015940	内ヘルニア手術
	15016000	肺動脈閉塞術
	15034740	クワイスマントロール手術
	15016010	尿毒性腎臓腫瘍手術（摘出後上嚥下）
	15016020	尿毒性腎臓腫瘍手術（摘出後下嚥下）
	15016030	尿毒性腎臓腫瘍手術（血癌摘出後）
	15016040	尿毒性腎臓腫瘍手術（その他）
	15016060	腎臓腫瘍外腫瘍切開術
	15016080	急性汎発性胆嚢炎手術
	15016090	急性汎発性胆嚢炎手術
	15016110	膵臓腫瘍手術（縫合、修復のみ）
	15016130	膵臓腫瘍手術（腸管切除を伴う）
	15016140	大腸切除術
	15016150	大腸 腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術（腸切除を伴わない）
	15016160	大腸 腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術（腸切除を伴う）
	15016230	後腹膜腫瘍手術
	15016260	膵臓管手術（腸管切除を伴わない）
	15016270	膵臓管手術（腸管切除を伴う）
	15024530	腎臓内臓全摘術
	15016290	腎血管手術（急性腎出血手術）
	15016300	腎臓手術（大網充填術又は修復術を含む）
	15016310	腎切除術
	15016320	腎切除術（腎切除術）
	15016330	腎切除術（腎切除術）
	15016410	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016420	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016430	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016440	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016450	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016460	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016470	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016480	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016490	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016500	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016510	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016520	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016530	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016540	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016550	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016560	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016570	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016580	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016590	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016600	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016610	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016620	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016630	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016640	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016650	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016660	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016670	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016680	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016690	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016700	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016710	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016720	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016730	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016740	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016750	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016760	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016770	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016780	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016790	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016800	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016810	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016820	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016830	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016840	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016850	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016860	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016870	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016880	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016890	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016900	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016910	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016920	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016930	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016940	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016950	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016960	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016970	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016980	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15016990	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017000	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017010	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017020	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017030	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017040	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017050	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017060	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017070	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017080	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017090	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017100	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017110	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017120	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017130	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017140	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017150	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017160	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017170	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017180	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017190	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017200	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017210	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017220	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017230	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017240	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017250	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017260	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017270	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017280	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017290	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017300	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017310	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017320	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017330	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017340	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017350	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017360	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017370	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017380	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017390	腎切除術（悪性腫瘍手術）
	15017400	腎切除術（悪性腫瘍手術）

C 腎 開腹手術（7日間）

腫瘍度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150388210	腫瘍鏡下ヘルニア手術（閉鎖ヘルニア）
	150388410	腫瘍鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）
	150361410	腫瘍鏡下試験開腹術
	150361510	腫瘍鏡下試験切除術
	150361710	腫瘍鏡下大腸・腸間膜・後腹膜腫瘍摘出術
	150377210	腫瘍鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術
	150377310	腫瘍鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍摘出術
	150271650	腫瘍鏡下胃十二指腸鏡検査（胃鏡検査）
	150377410	腫瘍鏡下胃十二指腸造影（胃十二指腸造影）
	150377510	腫瘍鏡下胃捻転症手術
	150377610	腫瘍鏡下胃捻転症手術（内視鏡鏡下置入）
	150377710	腫瘍鏡下胃捻転症手術（その他）
	150323410	腫瘍鏡下胃切除術（単純切除術）
	150406410	腫瘍鏡下胃切除術（単純切除術）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150323510	腫瘍鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術）
	150406710	腫瘍鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150377810	腫瘍鏡下噴門胃切除術（単純切除術）
	150377910	腫瘍鏡下噴門胃切除術（単純切除術）
	150378010	腫瘍鏡下胃部分切除術（スリープ切除術）
	150323610	腫瘍鏡下胃全摘術（単純全摘術）
	150323710	腫瘍鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術）
	150361910	腫瘍鏡下食道下部狭窄症手術（特設切）
	150276610	腫瘍鏡下食道下部狭窄症手術（特設切）
	150362010	腫瘍鏡下胃腸吻合術
	150323810	腫瘍鏡下胸門形成術
	150276710	腫瘍鏡下胸門形成術
	150276810	腫瘍鏡下胆管切開石掻き出し術（胆嚢嚢出多含む）
	150276910	腫瘍鏡下胆管切開石掻き出し術（胆嚢嚢出多含まない）
	150254110	腫瘍鏡下胆嚢嚢出術
	150388310	腫瘍鏡下総胆管拡張症手術
	150277110	腫瘍鏡下肝臓切除術
	150401210	腫瘍鏡下胆道閉鎖症手術
	150348010	腫瘍鏡下肝切除術（部分切除）
	150348110	腫瘍鏡下肝切除術（外側区域切除）
	150388710	腫瘍鏡下肝切除術（単純切除術）
	150388810	腫瘍鏡下肝切除術（1区域切除（外側区域切除を除く））
	150388910	腫瘍鏡下肝切除術（2区域切除）
	150389010	腫瘍鏡下肝切除術（3区域切除以上）
	150401510	腫瘍鏡下胆嚢嚢出術
	150389210	腫瘍鏡下胆嚢嚢出術（胆嚢嚢出）
	150271850	腫瘍鏡下胆嚢嚢出術
	150271950	腫瘍鏡下小腸切除術（悪性腫瘍手術以外の切除術）
	150363710	腫瘍鏡下小腸切除術（悪性腫瘍手術）
	150337010	腫瘍鏡下虫垂切除術（虫垂周囲膿瘍を作らないもの）
	15027050	腫瘍鏡下虫垂切除術（虫垂周囲膿瘍を作ったもの）
	150277810	腫瘍鏡下結腸切除術（小腸腸切除、結腸半摘除）
	150337210	腫瘍鏡下結腸切除術（全摘除、盲腸切除）
	150324910	腫瘍鏡下結腸悪性腫瘍切除術
	150364010	腫瘍鏡下腸瘻、肛門瘻手術
	150389610	腫瘍鏡下人工肛門造設術
	150364210	腫瘍鏡下腸閉塞手術
	150364310	腫瘍鏡下腸閉塞緊急処置手術
	150324510	腫瘍鏡下先天性大腸腫瘍手術
	150325210	腫瘍鏡下直腸切除・切除術（低位前方切除術）
	150337810	腫瘍鏡下直腸切除・切除術（低位前方切除術）
	150337910	腫瘍鏡下直腸切除・切除術（高位前方切除術）
	150278210	腫瘍鏡下直腸腫瘍摘出術
	150338110	腫瘍鏡下小切開直腸腫瘍摘出術
	150378910	腫瘍鏡下直腸腫瘍摘出術（褐色硬腫）
	150364410	腫瘍鏡下直腸悪性腫瘍手術
	150325710	腫瘍鏡下直腸部分切除術
	150338210	腫瘍鏡下小切開直腸部分切除術
	150325810	腫瘍鏡下腎臓切除術（単純切除術）
	150364810	腫瘍鏡下腎臓切除術
	150325910	腫瘍鏡下腎臓摘出術
	150338310	腫瘍鏡下小切開腎臓摘出術
	150326010	腫瘍鏡下腎臓（尿管）悪性腫瘍手術
	150338410	腫瘍鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術
	150389910	腫瘍鏡下腎臓悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる）
	150326110	腫瘍鏡下腎臓形成術
	150338510	腫瘍鏡下移植腎移植手術（半体）
	150379010	腫瘍鏡下小切開尿管腫瘍摘出術
	150379110	腫瘍鏡下小切開尿管腫瘍摘出術
	150379210	腫瘍鏡下尿管部分切除術
	150379310	腫瘍鏡下膀胱腫瘍手術
	150407510	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（尿管等を利用して尿路変更なし・尿道1/8）
	150403310	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘、尿管等を利用して尿路変更あり）
	150407610	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（尿管等を利用して尿路変更あり・尿道1/8）
	150403410	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘、尿管等を利用して尿路変更あり）
	150403510	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘、尿管等を利用して尿路変更あり）
	150407710	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（尿管等を利用して尿路変更あり・尿道1/8）
	150403610	腫瘍鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘、尿管等を利用して尿路変更なし）
	150403710	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘、尿管等を利用して尿路変更あり）
	150403810	腫瘍鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘、尿管等を利用して尿路変更あり）
	150379510	腫瘍鏡下尿管腫瘍摘出術
	150365210	腫瘍鏡下膀胱内手術
	150326210	腫瘍鏡下前立腺腫瘍摘出術
	150338610	腫瘍鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術
	150390310	腫瘍鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる）
	150365310	腫瘍鏡下子宮内腫瘍摘出術
	150390410	腫瘍鏡下子宮頸がん根治術
	150294110	腫瘍鏡下子宮筋腫摘出（核出）術
	150396010	腫瘍鏡下子宮筋腫摘出（核出）術
	150272250	腫瘍鏡下拡大子宮全摘術
	150327210	腫瘍鏡下広範囲内腫瘍摘出術
	150379810	腫瘍鏡下子宮悪性腫瘍手術（全摘）
	150409210	腫瘍鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る・手術用支援機器使用）
	150299850	腫瘍鏡下多発性非悪性腫瘍手術
	150393210	頸動脈手術（頸動脈）
	150274710	食道腫瘍摘出術（胸動脈下）
	150317710	食道腫瘍摘出術（胸動脈上）
	150361610	腫瘍鏡下汎発性腹膜炎手術
	150389410	腫瘍鏡下腹膜がん手術（単純切除術）
	150271350	腫瘍鏡下膵管狭窄手術
	150389510	腫瘍鏡下膵臓腫瘍手術
	150365510	腫瘍鏡下胆嚢嚢出術
	150264610	子宮筋腫摘出術（両側）（腹動脈）
	150264710	子宮筋腫摘出術（両側）（腹動脈）
	150267650	卵管摘出術（両側）（腹動脈）
	150270010	子宮筋腫摘出術（両側）（腹動脈）
	150298250	子宮筋腫摘出術（両側）（腹動脈）
	150268150	卵管摘出術（両側）（腹動脈）
	150268050	卵管摘出術（両側）（腹動脈）
	150378410	子宮悪性腫瘍手術（2cm以内）（腹動脈）
	150378610	子宮悪性腫瘍手術（2cmを超え）（腹動脈）
	150365610	腫瘍鏡下造影術
	150325310	腫瘍鏡下造影術（閉塞部）
	150403610	腫瘍鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘（尿管等を利用して尿路変更を行わないもの））
	150403710	腫瘍鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘（尿管等を利用して尿路変更を行わないもの））
	150403810	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘（尿管等を利用して尿路変更を行わないもの））
	150403910	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘（尿管等を利用して尿路変更を行わないもの））
	150404010	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘（尿管等を利用して尿路変更を行わないもの））
	150404110	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘（尿管等を利用して尿路変更を行わないもの））
	150404210	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘（尿管等を利用して尿路変更を行わないもの））
	150404310	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘（尿管等を利用して尿路変更を行わないもの））
	150404410	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘（尿管等を利用して尿路変更を行わないもの））
	150404510	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘（尿管等を利用して尿路変更を行わないもの））
	150404610	腫瘍鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘（尿管等を利用して尿路変更を行わないもの））
	150284910	子宮外妊娠手術（腹動脈）
	150323010	骨盤内腫瘍手術
	150332510	閉鎖式全身麻酔1（麻酔困難な患者）
	150332610	閉鎖式全身麻酔2（麻酔困難な患者）
	150332710	閉鎖式全身麻酔3（麻酔困難な患者）
	150332810	閉鎖式全身麻酔4（麻酔困難な患者）
	150332910	閉鎖式全身麻酔5（麻酔困難な患者）
	150333010	閉鎖式全身麻酔6（麻酔困難な患者）
	150333110	閉鎖式全身麻酔7（麻酔困難な患者）
	150333210	閉鎖式全身麻酔8（麻酔困難な患者）
	150333310	閉鎖式全身麻酔9（麻酔困難な患者）
	150247470	経腭外麻酔併用加算（頭・顔部）
	150247570	経腭外麻酔併用加算（顔部）
	150247670	経腭外麻酔併用加算（顔部）
	150342470	経中経管追加用加算（心臓手術又は呼吸器疾患・手術時）
	150395670	経中経管追加用加算（カテーテル使用経皮的な心臓手術）
	150395770	経中経管追加用加算（カテーテル使用経皮的な心臓手術）
	150391070	経皮カテーテル追加用加算
	150391170	経皮カテーテル追加用加算
	150391270	経皮カテーテル追加用加算
	150391370	経皮カテーテル追加用加算
	150391470	経皮カテーテル追加用加算
	150391570	経皮カテーテル追加用加算
	150391670	経皮カテーテル追加用加算
	150391770	経皮カテーテル追加用加算
	150391870	経皮カテーテル追加用加算
	150391970	経皮カテーテル追加用加算
	150392070	経皮カテーテル追加用加算
	150392170	経皮カテーテル追加用加算
	150392270	経皮カテーテル追加用加算
	150392370	経皮カテーテル追加用加算
	150392470	経皮カテーテル追加用加算
	150392570	経皮カテーテル追加用加算
	150392670	経皮カテーテル追加用加算
	150392770	経皮カテーテル追加用加算
	150392870	経皮カテーテル追加用加算
	150392970	経皮カテーテル追加用加算
	150393070	経皮カテーテル追加用加算
	150393170	経皮カテーテル追加用加算
	150393270	経皮カテーテル追加用加算
	150393370	経皮カテーテル追加用加算
	150393470	経皮カテーテル追加用加算
	150393570	経皮カテーテル追加用加算
	150393670	経皮カテーテル追加用加算
	150393770	経皮カテーテル追加用加算
	150393870	経皮カテーテル追加用加算
	150393970	経皮カテーテル追加用加算
	150394070	経皮カテーテル追加用加算
	150394170	経皮カテーテル追加用加算
	150394270	経皮カテーテル追加用加算
	150394370	経皮カテーテル追加用加算
	150394470	経皮カテーテル追加用加算
	150394570	経皮カテーテル追加用加算
	150394670	経皮カテーテル追加用加算
	150394770	経皮カテーテル追加用加算
	150394870	経皮カテーテル追加用加算
	150394970	経皮カテーテル追加用加算
	150395070	経皮カテーテル追加用加算
	150395170	経皮カテーテル追加用加算
	150395270	経皮カテーテル追加用加算
	150395370	経皮カテーテル追加用加算
	150395470	経皮カテーテル追加用加算
	150395570	経皮カテーテル追加用加算
	150395670	経皮カテーテル追加用加算
	150395770	経皮カテーテル追加用加算
	150395870	経皮カテーテル追加用加算
	150395970	経皮カテーテル追加用加算
	150396070	経皮カテーテル追加用加算
	150396170	経皮カテーテル追加用加算
	150396270	経皮カテーテル追加用加算
	150396370	経皮カテーテル追加用加算
	150396470	経皮カテーテル追加用加算
	150396570	経皮カテーテル追加用加算
	150396670	経皮カテーテル追加用加算
	150396770	経皮カテーテル追加用加算
	150396870	経皮カテーテル追加用加算
	150396970	経皮カテーテル追加用加算
	150397070	経皮カテーテル追加用加算
	150397170	経皮カテーテル追加用加算
	150397270	経皮カテーテル追加用加算
	150397370	経皮カテーテル追加用加算
	150397470	経皮カテーテル追加用加算
	150397570	経皮カテーテル追加用加算
	150397670	経皮カテーテル追加用加算
	150397770	経皮カテーテル追加用加算
	150397870	経皮カテーテル追加用加算
	150397970	経皮カテーテル追加用加算
	150398070	経皮カテーテル追加用加算
	150398170	経皮カテーテル追加用加算
	150398270	経皮カテーテル追加用加算
	150398370	経皮カテーテル追加用加算
	150398470	経皮カテーテル追加用加算
	150398570	経皮カテーテル追加用加算
	150398670	経皮カテーテル追加用加算
	150398770	経皮カテーテル追加用加算
	150398870	経皮カテーテル追加用加算
	150398970	経皮カテーテル追加用加算
	150399070	経皮カテーテル追加用加算
	150399170	経皮カテーテル追加用加算
	150399270	経皮カテーテル追加用加算
	150399370	経皮カテーテル追加用加算
	150399470	経皮カテーテル追加用加算
	150399570	経皮カテーテル追加用加算
	150399670	経皮カテーテル追加用加算
	150399770	経皮カテーテル追加用加算
	150399870	経皮カテーテル追加用加算
	150399970	経皮カテーテル追加用加算
	150400070	経皮カテーテル追加用加算
	150400170	経皮カテーテル追加用加算
	150400270	経皮カテーテル追加用加算
	150400370	経皮カテーテル追加用加算
	150400470	経皮カテーテル追加用加算
	150400570	経皮カテーテル追加用加算
	150400670	経皮カテーテル追加用加算
	150400770	経皮カテーテル追加用加算
	150400870	経皮カテーテル追加用加算
	150400970	経皮カテーテル追加用加算
	150401070	経皮カテーテル追加用加算
	150401170	経皮カテーテル追加用加算
	150401270	経皮カテーテル追加用加算
	150401370	経皮カテーテル追加用加算
	150401470	経皮カテーテル追加用加算
	150401570	経皮カテーテル追加用加算
	150401670	経皮カテーテル追加用加算
	150401770	経皮カテーテル追加用加算
	150401870	経皮カテーテル追加用加算
	150401970	経皮カテーテル追加用加算
	150402070	経皮カテーテル追加用加算
	150402170	経皮カテーテル追加用加算
	150402270	経皮カテーテル追加用加算
	150402370	経皮カテーテル追加用加算
	150402470	経皮カテーテル追加用加算
	150402570	経皮カテーテル追加用加算
	150402670	経皮カテーテル追加用加算
	150402770	経皮カテーテル追加用加算
	150402870	経皮カテーテル追加用加算
	150402970	経皮カテーテル追加用加算
	150403070	経皮カテーテル追加用加算
	150403170	経皮カテーテル追加用加算
	150403270	経皮カテーテル追加用加算
	150403370	経皮カテーテル追加用加算
	150403470	経皮カテーテル追加用加算
	150403570	経皮カテーテル追加用加算
	150403670	経皮カテーテル追加用加算
	150403770	経皮カテーテル追加用加算
	150403870	経皮カテーテル追加用加算
	150403970	経皮カテーテル追加用加算
	150404070	経皮カテーテル追加用加算
	150404170	経皮カテーテル追加用加算
	150404270	経皮カテーテル追加用加算
	150404370	経皮カテーテル追加用加算
	150404470	経皮カテーテル追加用加算
	150404570	経皮カテーテル追加用加算
	150404670	経皮カテーテル追加用加算
	150404770	経皮カテーテル追加用加算
	150404870	経皮カテーテル追加用加算
	150404970	経皮カテーテル追加用加算
	150405070	経皮カテーテル追加用加算
	150405170	経皮カテーテル追加用加算
	150405270	経皮カテーテル追加用加算
	150405370	経皮カテーテル追加用加算
	150405470	経皮カテーテル追加用加算
	150405570	経皮カテーテル追加用加算
	150405670	経皮カテーテル追加用加算
	150405770	経皮カテーテル追加用加算
	150405870	経皮カテーテル追加用加算
	150405970	経皮カテーテル追加用加算
	150406070	経皮カテーテル追加用加算
	150406170	経皮カテーテル追加用加算
	150406270	経皮カテーテル追加用加算
	150406370	経皮カテーテル追加用加算
	150406470	経皮カテーテル追加用加算
	150406570	経皮カテーテル追加用加算
	150406670	経皮カテーテル追加用加算
	150406770	経皮カテーテル追加用加算
	150406870	経皮カテーテル追加用加算
	150406970	経皮カテーテル追加用加算
	150407070	経皮カテーテル追加用加算
	150407170	経皮カテーテル追加用加算
	150407270	経皮カテーテル追加用加算
	150407370	経皮カテーテル追加用加算</

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
C # 救命等に係る内科的治療（5日間）（②経皮的心筋梗塞閉塞等の治療）	15030610	血管塞栓術（頸部、腕部、股静脈内血管等）（止血術）
	15037610	血管塞栓術（頸部、腕部、股静脈内血管等）（選択的動脈化学塞栓術）
	150360710	血管塞栓術（頸部、腕部、股静脈内血管等）（その他）
	150387310	経皮的カテーテル補助装置移植術（経皮的動脈塞栓装置移植術）
	150347210	経皮的カテーテル補助装置移植術（心筋梗塞閉塞、心外膜アプローチ）
	150262810	経皮的カテーテル補助装置移植術（その他）
	150346870	二次エコーガイド下カテーテル挿入術
	150370650	経皮的カテーテル補助装置移植術
	150303310	経皮的動脈塞栓術
	150267310	体外ベニスレーシング術
	150140110	ベニスレーサー移植術（心筋塞栓）
C # 救命等に係る内科的治療（5日間）（③侵襲的な消化器治療）	150382310	ベニスレーサー移植術（経静脈移植）
	150303210	心室ベニスレーサー移植術
	150387410	動脈塞栓装置移植術（経静脈カテーテル）
	150336910	動脈塞栓装置移植術（経静脈カテーテル）
	150347210	動脈塞栓装置移植術（経静脈カテーテル）
	150323010	内視鏡的胃十二指腸内視鏡検査（早期癌性腫瘍診断術）
	150362310	内視鏡的経鼻胆管ドレーナージ術（ENBD）
	150174910	内視鏡的胆道結石除去術（胆道結石除去術）
	150362310	内視鏡的胆道結石除去術（その他）
	150175310	内視鏡的胆道結石除去術
	150175410	内視鏡的胆道結石除去術（胆道結石除去術のみ）
C # 別に定める検査（2日間）	150296710	内視鏡的胆道結石除去術（胆道結石除去術を伴う）
	150254410	内視鏡的胆道結石除去術
	150363610	内視鏡的胆道結石除去術
	150378310	内視鏡的胆道結石除去術（2cm以内）（その他）
	150378710	非癌性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cmを超える）（その他）
	150363910	早期癌性腫瘍大腸結腸下層剥離術
	150164850	内視鏡的消化管止血術
	150314510	内視鏡的消化管止血術
	160098010	経皮的針生検法
	160188210	上記S-FNA
	160091510	細胞診
C # 別に定める手術（6日間）	160095010	腫瘍摘出術
	160093010	腫瘍摘出術
	160092110	腫瘍摘出術
	160160830	腫瘍摘出術
	160064510	心カテーテル（右心）
	150081710	胸腔内異物除去術（存在性）（胸腔手術）
	150100010	後鼻孔閉鎖症手術（腫瘍）（骨性閉鎖）
	150194210	経皮的腎盂腫瘍切除術
	150343710	下咽頭癌切除術（頸部）（頸部）
	150326710	経管腔内縫合術（直腸癌を伴う）
	150394850	人工耳蜗植込術
C # 別に定める手術（6日間）	150109210	経管腔内縫合術
	150262410	頸動脈鞘動脈瘤（開放性手術）
	150108810	喉頭癌根治手術（前頸部手術）
	150154510	喉頭癌根治手術（前頸部手術）
	150047110	頸動脈鞘動脈瘤手術（前頸部手術）
	150093510	外耳道狭窄症手術・閉鎖症手術
	150092910	上肢末梢神経切断術
	150285910	上肢末梢神経切断術（神経再生）
	150149410	動脈血経内臓腫瘍摘出術（大動脈に及ぶ）
	150020450	頸動脈鞘動脈瘤手術（下頸部）
	150114910	頸動脈鞘動脈瘤手術（下頸部）
C # 別に定める手術（6日間）	150067910	鼻性腫瘍内合併症手術
	150154430	経管腔内縫合術及び経静脈血栓除去術
	150104610	上頸動脈鞘動脈瘤手術
	150115810	上頸動脈鞘動脈瘤手術（複雑な場合及び2次の再発の場合）
	150072610	頸動脈鞘動脈瘤手術（股）
	150046210	頸動脈鞘動脈瘤手術（股）
	150010310	頸動脈鞘動脈瘤手術（股）
	150386110	内視鏡下甲状腺部分切除術（腫瘍摘出術）
	150262810	上頸動脈鞘動脈瘤手術（股）
	150244910	前頭顔面神経腫瘍摘出術（経頸部）
	150070810	経耳の聴神経腫瘍摘出術
C # 別に定める手術（6日間）	150274310	喉頭癌根治手術（前頸部手術）
	150343250	喉頭癌根治手術（前頸部手術）
	150326310	経管腔内縫合術（頸部）
	150156710	リンパ節腫瘍摘出術（胸骨旁）
	150133810	食道癌根治手術（頸部手術）
	150386310	内視鏡下甲状腺部分切除術（上肢）
	150020350	頸動脈鞘動脈瘤手術（大動脈）
	150082210	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150119910	前小脳（上肢小体）腫瘍摘出術（広汎）
	150314310	内視鏡下腫瘍摘出術（切除）術（前方腫瘍）
	150068110	頸動脈鞘動脈瘤手術
C # 別に定める手術（6日間）	150290910	フェイェットリン腫瘍摘出術（4cm以上）
	150353610	関節鏡下関節内骨質腫瘍摘出術（肘）
	150047210	頸動脈鞘動脈瘤手術（股）
	150063610	大動脈弓動脈瘤手術（頸部）
	150099910	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部）
	150133010	食道癌根治手術（頸部手術）
	150398010	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150298110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150268610	上頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150114450	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150292310	上頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
C # 別に定める手術（6日間）	150108710	喉頭癌根治手術（前頸部手術）
	150088010	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150333010	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150095910	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150102610	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150292110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150386210	内視鏡下甲状腺部分切除術（上肢）
	150211110	女子外性器腫瘍摘出術（皮膚腫瘍）（結皮を伴う）
	150072850	骨形成的片断腫瘍摘出術（腫瘍摘出術）
	150109010	骨形成的片断腫瘍摘出術
	150315210	神経交差縫合術（その他）
C # 別に定める手術（6日間）	150345610	下咽頭癌根治手術（頸部手術）
	150072510	経管腔内縫合術
	150372610	空洞・くも膜下腔シヤント手術（骨髄空洞症）
	150082610	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150392650	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150326110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150352110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150121910	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150374110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150206810	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150213210	頸動脈鞘動脈瘤手術
C # 別に定める手術（6日間）	150274410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150045310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150109810	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150374110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150387610	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150404110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150404210	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150029210	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150191210	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150191510	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150388310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
C # 別に定める手術（6日間）	150398410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150246910	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150096610	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150242590	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150316310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150092910	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011510	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（肩）
	150055410	足関節固定（ランパラメディ）手術
	150011710	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（前腕）
	150226410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150005110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
C # 別に定める手術（6日間）	150113110	口唇腫瘍摘出術
	150120610	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150190710	頸動脈鞘動脈瘤手術（切除）
	150404610	頸動脈鞘動脈瘤手術（内視鏡によるもの）
	150404610	頸動脈鞘動脈瘤手術（その他）
	150246410	経皮的動脈形成術
	150045710	頸動脈鞘動脈瘤手術（手）
	150345410	腫瘍摘出術（軟部組織）
	150099510	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150345510	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150355510	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
C # 別に定める手術（6日間）	150295410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150395210	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150344710	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011610	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150047010	頸動脈鞘動脈瘤手術（上肢）
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150108110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011810	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150063310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150316410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150335310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
C # 別に定める手術（6日間）	150262910	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150064410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011610	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150108110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011810	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150063310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150316410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150335310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	C # 別に定める手術（6日間）	150262910
150064410		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150011610		四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
150204950		頸動脈鞘動脈瘤手術
150204950		頸動脈鞘動脈瘤手術
150108110		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150011810		四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
150063310		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150316410		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150335310		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
C # 別に定める手術（6日間）		150262910
	150064410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011610	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150108110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011810	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150063310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150316410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150335310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	C # 別に定める手術（6日間）	150262910
150064410		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150011610		四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
150204950		頸動脈鞘動脈瘤手術
150204950		頸動脈鞘動脈瘤手術
150108110		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150011810		四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
150063310		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150316410		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150335310		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
C # 別に定める手術（6日間）		150262910
	150064410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011610	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150108110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011810	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150063310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150316410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150335310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	C # 別に定める手術（6日間）	150262910
150064410		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150011610		四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
150204950		頸動脈鞘動脈瘤手術
150204950		頸動脈鞘動脈瘤手術
150108110		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150011810		四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
150063310		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150316410		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150335310		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
C # 別に定める手術（6日間）		150262910
	150064410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011610	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150108110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011810	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150063310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150316410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150335310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	C # 別に定める手術（6日間）	150262910
150064410		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150011610		四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
150204950		頸動脈鞘動脈瘤手術
150204950		頸動脈鞘動脈瘤手術
150108110		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150011810		四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
150063310		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150316410		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150335310		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
C # 別に定める手術（6日間）		150262910
	150064410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011610	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150108110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011810	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150063310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150316410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150335310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	C # 別に定める手術（6日間）	150262910
150064410		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150011610		四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
150204950		頸動脈鞘動脈瘤手術
150204950		頸動脈鞘動脈瘤手術
150108110		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150011810		四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
150063310		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150316410		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150335310		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
C # 別に定める手術（6日間）		150262910
	150064410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011610	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150108110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011810	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150063310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150316410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150335310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	C # 別に定める手術（6日間）	150262910
150064410		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150011610		四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
150204950		頸動脈鞘動脈瘤手術
150204950		頸動脈鞘動脈瘤手術
150108110		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150011810		四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
150063310		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150316410		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150335310		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
C # 別に定める手術（6日間）		150262910
	150064410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011610	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150204950	頸動脈鞘動脈瘤手術
	150108110	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150011810	四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
	150063310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150316410	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	150335310	頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
	C # 別に定める手術（6日間）	150262910
150064410		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）
150011610		四肢・軟骨軟部腫瘍摘出術（上肢）
150204950		頸動脈鞘動脈瘤手術
150204950		頸動脈鞘動脈瘤手術
150108110		頸動脈鞘動脈瘤手術（頸部手術）

腫瘍度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	15021010	女子外性器悪性腫瘍手術（切除）
	15027010	神経移植術
	150316710	動脈（皮）・筋（皮）傘を用いた乳房再建術（乳房切除後）（二次的）
	15033410	全層腹皮術（2.0cm以上）
	15038510	乳腺悪性腫瘍手術（乳房切除後）（腋窩部清を伴う）
	15038510	乳腺悪性腫瘍手術（乳房切除後）（腋窩部清を伴う）
	15038510	下顎骨形成術（組織）
	150390150	結皮の動脈血管形成術
	150118810	顔面下垂（口皮）の顔面筋形成手術（副甲狀腺全摘、一部筋肉移植）
	150322810	リンパ管経路清術（骨髄）
	150049250	内反足手術
	150113210	顔面多発神経腫瘍の手術
	150099410	鼻前庭神経腫瘍手術（切除）
	150384710	内視鏡下結核的腫瘍摘出術（顕微鏡下摘出）（下葉体腫瘍を除く）
	150083110	推助板摘出術（前方摘出術）
	150387510	経鼻的腫瘍摘出術（レーザーを使用）
	150274210	鼻骨変形矯正骨折整骨術
	150046310	聴覚的閉塞性中耳炎（鼓膜）
	150004210	内視鏡下鼻内腫瘍摘出術（内視鏡下）
	150354910	舌腫瘍摘出術（複発）
	150054010	切開四肢再接合術（指）
	150035210	顔面神経腫瘍の手術（骨）
	150394910	腎臓癌摘出・部分切除（冷凍凝固）
	150118410	耳下腺悪性腫瘍手術（全摘）
	150118310	耳下腺悪性腫瘍手術（切除）
	150253010	内耳手術術
	150365410	膀胱尿管逆流症手術（治療用注入材）
	150073310	脊髄腫瘍摘出術（髄内）
	150071010	結核的うっ血性腫瘍摘出術
	150035310	閉塞性外傷性腫瘍の手術（骨）
	150204210	結尿道的腎盂尿管腫瘍摘出術
	150112210	右肺葉腫瘍手術（肺全摘）
	150315010	脳神経腫瘍手術（骨髄）
	150052850	化膿性又は結核性関節炎腫瘍手術（骨）
	150109310	喉頭形成手術（舌骨転位術、軟骨転位術、軟骨除去術）
	150110810	腎・自家腎移植手術（腎移植）
	150029910	変形性股関節症手術（全摘）
	150136410	リンパ管経路清術（頸部）（深在性）
	150384410	内視鏡下胆嚢腫瘍摘出術
	150345310	嚥下機能手術（喉頭気管分断術）
	150049110	聴覚的閉塞性中耳炎（骨）
	150341110	内視鏡下胆嚢腫瘍摘出術（内視鏡下）
	150108210	下咽頭悪性腫瘍手術（摘出、開腔、腹腔等の操作による再建を含む）
	150110910	顎・自家腎移植手術（骨移植を伴う）（片側）
	150371710	頸部血管腫瘍手術（頸動脈下血管摘出）（乳房再建術）
	150301410	口唇裂手術（唇裂手術）（特殊内視鏡手術による）
	150114210	口唇裂手術（片側）（鼻唇裂形成を伴う）
	150389810	皮膚腫瘍手術（結核性）（腫瘍切除を伴う）
	150107210	喉頭悪性腫瘍手術（切除）
	150316610	動脈（皮）・筋（皮）傘を用いた乳房再建術（乳房切除後）（一次的）
	150121810	乳腺悪性腫瘍手術（乳房切除術・胸筋切除を併施する）
	150045810	聴覚的閉塞性中耳炎（鼓膜）
	150260050	結皮の大動脈手術
	150045410	聴覚的閉塞性中耳炎（鼓膜）
	150028910	黄色肉芽腫手術
	150387810	血管移植術、ハイパス移植術（膝蓋動脈）
	150308710	四肢・軟骨軟部悪性腫瘍手術（軟骨）
	150107910	喉頭悪性腫瘍手術（全摘）
	150028950	化膿性又は結核性関節炎腫瘍手術（骨）
	150204810	膝蓋下裂形成手術
	150011810	四肢・軟骨軟部悪性腫瘍手術（大腸）
	150372110	腎臓腫瘍手術
	150384210	内視鏡下胆嚢腫瘍摘出術（腫瘍切除を伴う）
	150333910	全層腹皮術（1.0cm以上2.0cm未満）
	150353410	内視鏡下胆嚢腫瘍摘出術（腫瘍切除を伴う）
	150266510	人工心臓移植術
	150360510	血管移植術、ハイパス移植術（下腿、足部動脈）
	150152010	腎臓悪性腫瘍手術（腎切除）
	150320610	結皮の冠状動脈移植術
	150243210	体外式心臓固定術
	150009210	自家腎移植術（腎臓移植）（顕微鏡下血管吻合）
	150080810	皮膚形成術・移動性・切開術・移植手術（1.0cm以上）
	150118210	耳下腺腫瘍摘出術（耳下腺摘出術）
	150112110	悪性腫瘍手術（切除）
	150313010	顔面下垂（口皮）の顔面筋形成手術（副甲狀腺全摘、一部筋肉移植）
	150389410	乳腺悪性腫瘍手術（乳房切除術）（腋窩部清を伴わない）
	150149610	動脈血腫内腫瘍摘出術（その他）
	150382410	顔面下垂（口皮）の顔面筋形成手術（副甲狀腺全摘）
	150372310	内視鏡下胆嚢腫瘍摘出術
	150009010	結（皮）手術
	150371810	喉頭及手術（顕微鏡下血管吻合）（その他）
	150035050	化膿性又は結核性関節炎腫瘍手術（骨）
	150354310	内視鏡下胆嚢腫瘍摘出術（複発）
	150042610	閉塞性外傷性腫瘍の手術（骨）
	150045210	聴覚的閉塞性中耳炎（鼓膜）
	150285810	喉頭悪性腫瘍手術（その他）
	150119310	ハセドワ甲狀腺全摘（部分摘）術（両側）
	150197010	結尿道的尿管移植術
	150129410	腎臓腫瘍手術（骨）
	150073210	脊髄腫瘍摘出術（髄外）
	150384610	内視鏡下結核的腫瘍摘出術（下葉体腫瘍）
	150346510	結皮の動脈形成術
	150194010	結皮の経路修正術
	150008810	動脈（皮）手術
	150006710	全層腹皮術（2.0cm以上）
	150086210	脊髄腫瘍手術
	150384310	内視鏡下胆嚢腫瘍摘出術（腫瘍切除を伴わない）
	150322710	動脈血腫内腫瘍摘出術（内頸動脈）
	150089410	網膜剥離術
	150118110	耳下腺腫瘍摘出術（耳下腺摘出術）
	150119610	甲状腺悪性腫瘍手術（全摘及び部分全摘）
	150094110	腎臓腫瘍手術
	150043010	閉塞性外傷性腫瘍の手術（骨）
	150119410	甲状腺悪性腫瘍手術（切除）
	150362710	乳腺悪性腫瘍手術（乳房部分切除術）（腋窩部清を伴う）
	150337110	結皮の動脈形成術（結核性）
	150365710	結尿道的レーザー前立腺切除術（ホルミウムレーザー）
	150379610	結尿道的レーザー前立腺切除術（顕微鏡下血管吻合）
	150301710	水腫手術（シラット手術）
	150314410	内視鏡下胆嚢腫瘍摘出術（切開）術（後方摘出術）
	150343810	内視鏡下胆嚢腫瘍摘出術（摘出）
	150398210	腎臓癌手術（部分切除術）
	150398610	腎臓癌手術（部分切除術）
	150121710	乳腺悪性腫瘍手術（乳房切除術・胸筋切除を併施しない）
	150373610	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅱ型（乳前鼻鏡手術）
	150063210	推助板摘出術（後方摘出術）
	150313710	内視鏡下胆嚢腫瘍摘出術（1.0cm未満）
	150392490	脊髄腫瘍（自家腎又は非自家腎移植）と人工骨移植の併施、その他
	150316510	乳腺悪性腫瘍手術（乳房部分切除術）（腋窩部清を伴わない）
	150373510	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅲ型（選択的）（複発性）（副鼻腔手術）
	150303110	乳腺悪性腫瘍手術（乳房部分切除術）（腋窩部清を伴わない）

医療区分・ADL区分等に係る評価票 評価の手引き

「医療区分・ADL区分等に係る評価票」の記入に当たっては、各項目の「項目の定義」に該当するか否かを判定すること。また、各項目の評価の単位については、「評価の単位」及び「留意点」に従うこと。

なお、「該当する」と判定した場合には、診療録にその根拠を記載すること。ただし、判定以降に患者の状態等の変化がない場合には、診療録に記載しなくても良いが、状態等の変化が見られた場合には診療録にその根拠を記載すること。

I. 算定期間に限りがある区分

(1) 【医療区分3(別表第五の二)】

1. 24時間持続して点滴を実施している状態

項目の定義

24時間持続して点滴を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう24時間持続して点滴を実施している状態とは、経口摂取が困難な場合、循環動態が不安定な場合又は電解質異常が認められるなど体液の不均衡が認められる場合に限るものとする。(初日を含む。)
また、連続した7日間を超えて24時間持続して点滴を行った場合は、8日目以降は該当しないものとする。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

(2) 【医療区分2(別表第五の三)】

2. 尿路感染症に対する治療を実施している状態

項目の定義

尿沈渣で細菌尿が確認された場合、もしくは白血球尿(>10/HPF)であって、尿路感染症に対する治療を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

連続する14日間を限度とし、15日目以降は該当しない。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

3. 傷病等によりリハビリテーションが必要な状態(原因となる傷病等の発症後、30日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。)

項目の定義

傷病等によりリハビリテーションが必要な状態(原因となる傷病等の発症後、30日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

実施されるリハビリテーションは、医科点数表上のリハビリテーションの部に規定されるものであること。リハビリテーションについては、継続的に適切に行われていれば、毎日行われている必要はないものとする。

4. 脱水に対する治療を実施している状態、かつ、発熱を伴う状態

項目の定義

脱水に対する治療を実施している状態、かつ、発熱を伴う状態

評価の単位

1日毎

留意点

発熱に対する治療を行っている場合に限る。
尿量減少、体重減少、BUN/Cre比の上昇等が認められ、脱水に対する治療を実施している状態。
連続した7日間を超えて脱水に対する治療を行った場合は、8日目以降は該当しない。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

5. 消化管等の体内からの出血が反復継続している状態

項目の定義

消化管等の体内からの出血が反復継続している状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう消化管等の体内からの出血が反復継続している状態とは、例えば、黒色便、コーヒー残渣様嘔吐、喀血、痔核を除く持続性の便潜血が認められる状態をいう。
出血を認めた日から7日間まで、本項目に該当するものとする。

6. 頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態、かつ、発熱を伴う状態

項目の定義

頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態(1日に複数回の嘔吐がある場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

発熱に対する治療が行われている場合に限る。
嘔吐のあった日から3日間は、本項目に該当する。

7. せん妄に対する治療を実施している状態

項目の定義

せん妄に対する治療を実施している状態(せん妄の症状に対応する治療を行っている場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

「せん妄の兆候」は、以下の6項目のうち「この7日間は通常の状態と異なる」に該当する項目が1つ以上ある場合、本項目に該当するものとする。

- a. 注意がそらされやすい
- b. 周囲の環境に関する認識が変化する
- c. 支離滅裂な会話が時々ある
- d. 落ち着きがない
- e. 無気力
- f. 認知能力が1日の中で変動する

7日間を限度とし、8日目以降は該当しないものとする。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

8. 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態

項目の定義

経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態

評価の単位

1日毎

留意点

発熱又は嘔吐に対する治療を行っている場合に限る。
連続する7日間を限度とし、8日目以降は該当しないものとする。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

9. 頻回の血糖検査を実施している状態

項目の定義

頻回の血糖検査を実施している状態(1日3回以上の血糖検査が必要な場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

糖尿病に対するインスリン製剤又はソマトメジンC製剤の注射を1日1回以上行い、1日3回以上の頻回の血糖検査が必要な状態に限る。なお、検査日から3日間まで、本項目に該当するものとする。

II. 算定期間に限りがない区分

(1) 【医療区分3(別表第五の二)】

10. スモン

項目の定義

スモン(「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日衛発第242号)に定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

特定疾患医療受給者証の交付を受けているもの又は過去に当該疾患の公的な認定を受けたことが確認できる場合等をいう。

11. 欠番

12. 医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態

項目の定義

循環動態および呼吸状態が不安定なため、常時、動脈血酸素飽和度、血圧、心電図、呼吸等のバイタルサインを観察する必要がある等、医師及び看護職員により、24時間体制での監視及び管理を必要とする状態

評価の単位

1日毎

留意点

少なくとも連続して24時間以上「項目の定義」に該当する状態にあること。(初日を含む。)
動脈血酸素飽和度、血圧、心電図、呼吸等のバイタルサインが、少なくとも4時間以内の間隔で観察されていること。ただし、医師による治療方針に関する確認が行われていない場合は該当しない。
なお、当該項目は、当該項目を除く医療区分3又は医療区分2の項目に、1つ以上の該当項目がある場合に限り医療区分3として取り扱うものとし、それ以外の場合は医療区分2として取り扱うものとする。

13. 中心静脈栄養を実施している状態

項目の定義

中心静脈栄養を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう中心静脈栄養とは、消化管の異常、悪性腫瘍等のため消化管からの栄養摂取が困難な場合に行うものに限るものとし、単に末梢血管確保が困難であるために行うものはこれに含まない。ただし、経管栄養のみでカロリー不足の場合については、離脱についての計画を作成し実施している場合に限り、経管栄養との一部併用の場合も該当するものとする。
なお、毎月末において、当該中心静脈栄養を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。

14. 人工呼吸器を使用している状態

項目の定義

人工呼吸器を使用している状態

評価の単位

1日毎

留意点

診療報酬の算定方法の別表第一第二章第9部の「J045 人工呼吸」の「3 5時間を超えた場合(1日につき)」を算定している場合に限る。

15. ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態

項目の定義

ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

胸腔または腹腔のドレーン又は洗浄を実施しているものに限る。

16. 気管切開又は気管内挿管が行われており、かつ、発熱を伴う状態

項目の定義

気管切開又は気管内挿管が行われており、かつ、発熱を伴う状態

評価の単位

1日毎

留意点

投薬、処置等、発熱に対する治療が行われている場合に限る。

17. 酸素療法を実施している状態(密度の高い治療を要する状態に限る。)

項目の定義

酸素療法を実施している状態であって、次のいずれかに該当するもの

- ・常時流量3L/分以上を必要とする場合
- ・肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合
- ・NYHA 重症度分類のⅢ度又はⅣ度の心不全の状態である場合

評価の単位

1日毎

留意点

酸素非投与下において、安静時、睡眠時、運動負荷いずれかで動脈血酸素飽和度が 90%以下となる状態であって、以下の(1)又は(2)の状態。

(1) 安静時に3L/分未満の酸素投与下で動脈血酸素飽和度 90%以上を維持できないが、3L/分以上で維持できる状態。

(2) 安静時に3L/分未満の酸素投与下で動脈血酸素飽和度90%以上を維持できる状態であって、肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合又は NYHA 重症度分類のⅢ度若しくはⅣ度の心不全の状態である場合。なお、肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合については、点滴を実施した日から 30 日間まで、本項目に該当するものとする。

なお、毎月末において当該酸素療法を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。

18. 感染症の治療の必要性から隔離室での管理を実施している状態

項目の定義

感染症の治療の必要性から隔離室での管理を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

感染症に対する治療又は管理が行われている期間に限る。

(2) 医療区分2(別表第五の三)

19. 筋ジストロフィー

項目の定義

筋ジストロフィー(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)として定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

筋ジストロフィーに罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。

20. 多発性硬化症

項目の定義

多発性硬化症(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)として定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

多発性硬化症に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。

21. 筋萎縮性側索硬化症

項目の定義

筋萎縮性側索硬化症(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)として定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

筋萎縮性側索硬化症に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限

22. パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。))

項目の定義

パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))に罹患している状態。

進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病については、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。))に係るものに限る。)として定めるものを対象とする。

評価の単位

—

留意点

進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症又はパーキンソン病に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。また、パーキンソン症候群は含まない。

23. その他の指定難病等

項目の定義

以下の(1)、(2)又は(3)に掲げる疾患に罹患している状態。

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。))に係るものに限る。ただし、筋ジストロフィー、多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症及びパーキンソン病関連疾患を除く。

(2) 「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日衛発第242号)に掲げる疾患(当該疾患に罹患している患者として都道府県知事から受給者証の交付を受けているものに限る。)。ただし、スモンを除く。

(3) 「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱について」(平成元年7月24日健医発第896号)に掲げる疾患(当該疾患に罹患している患者として都道府県知事から受給者証の交付を受けているものに限る。)

評価の単位

—

留意点

(1)については、指定難病に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。
(2)及び(3)については、受給者証の交付を受けているものに限る。

24. 脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)

項目の定義

脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)

評価の単位

—

留意点

頸椎損傷の場合に限り該当するものとする。

25. 慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズ分類がV度の状態に該当する場合に限る。)

項目の定義

慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズ分類がV度の状態に該当する場合に限る。)

評価の単位

—

留意点

—

26. 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態

項目の定義

人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態

評価の単位

月1回

留意点

人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法について、継続的に適切に行われていれば、毎日行われている必要はないものとする。

27. 欠番

28. 省略

29. 悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)

項目の定義

悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

ここでいう医療用麻薬等とは、WHO's pain ladder に定められる第2段階以上のものをいう。

30. 肺炎に対する治療を実施している状態

項目の定義

肺炎に対し画像診断及び血液検査を行い、肺野に明らかな浸潤影を認め、血液検査上炎症所見を伴い、治療が必要な状態

評価の単位

1日毎

留意点

—

31. 褥瘡に対する治療を実施している状態 (DESIGN-R 分類d2以上の場合又は褥瘡が2カ所以上に認められる場合に限る。)

項目の定義

褥瘡に対する治療を実施している状態 (DESIGN-R 分類d2以上に該当する場合若しくは褥瘡が2カ所以上に認められる状態に限る。)

- d0: 皮膚損傷・発赤無し
- d1: 持続する発赤
- d2: 真皮までの損傷
- D3: 皮下組織までの損傷
- D4: 皮下組織を超える損傷
- D5: 関節腔、体腔に至る損傷
- DU: 深さ判定が不能の場合

評価の単位

1日毎

留意点

部位、大きさ、深度等の褥瘡の程度について診療録に記載し、それぞれについての治療計画を立て治療を実施している場合に該当するものとする。

ただし、入院又は転院時既に発生していた褥瘡に限り、治癒又は軽快後も 30 日間に限り、引き続き医療区分2として取り扱うことができる。ただし、当該取り扱いを行う場合については、入院している患者に係る褥瘡の発生割合について、患者または家族の求めに応じて説明を行うこと。

32. 末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態

項目の定義

末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態 (以下の分類にて第2度以上に該当する場合に限る。)

第1度: 皮膚の発赤が持続している部位があり、圧迫を取り除いても消失しない (皮膚の損傷はない)

第2度: 皮膚層の部分的喪失: びらん、水疱、浅いくぼみとして表れる

第3度: 皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある

第4度: 皮膚層と皮下組織が消失し、筋肉が露出している

評価の単位

1日毎

留意点

—

33. うつ症状に対する治療を実施している状態

項目の定義

うつ症状に対する治療を実施している状態(精神保健指定医の処方によりうつ症状に対する薬を投与している場合、入院精神療法、精神科作業療法及び心身医学療法など、「診療報酬の算定方法」別表第一第二章第8部の精神科専門療法のいずれかを算定している場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

「うつ症状」は、以下の7項目のそれぞれについて、うつ症状が初めてみられた日以降において、3日間のうち毎日観察された場合を2点、1日又は2日観察された場合を1点として評価を行う。

- a. 否定的な言葉を言った
- b. 自分や他者に対する継続した怒り
- c. 現実には起こりそうもないことに対する恐れを表現した
- d. 健康上の不満を繰返した
- e. たびたび不安、心配事を訴えた
- f. 悲しみ、苦悩、心配した表情
- g. 何回も泣いたり涙もろい

本評価によって、3日間における7項目の合計が4点以上であり、かつ、うつ症状に対する治療が行われている場合に限る。

なお、医師を含めた当該病棟(床)の医療従事者により、原因や治療方針等について検討を行い、治療方針に基づき実施したケアの内容について診療録等に記載すること。

34. 他者に対する暴行が毎日認められる状態

項目の定義

他者に対する暴行が毎日認められる状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう他者に対する暴行が毎日認められる状態とは、例えば、他者を打つ、押す、ひっかく等が認められる状態をいう。なお、医師又は看護師の合計2名以上(ただし、少なくとも1名は医師であることとする)により「他者に対する暴行が毎日認められる」との判断の一致がある場合に限る。
なお、医師を含めた当該病棟(床)の医療従事者により、原因や治療方針等について検討を行い、治療方針に基づき実施したケアの内容について診療録等に記載すること。

35. 1日8回以上の喀痰吸引を実施している状態

項目の定義

1日8回以上の喀痰吸引を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう1日8回以上の喀痰吸引とは、夜間を含め3時間に1回程度の喀痰吸引を行っていることをいう。

36. 気管切開又は気管内挿管が行われている状態(発熱を伴う状態を除く。)

項目の定義

気管切開又は気管内挿管が行われている状態(発熱を伴う状態を除く。)

評価の単位

1日毎

留意点

—

37. 創傷(手術創や感染創を含む。)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療を実施している状態

項目の定義

創傷(手術創や感染創を含む。)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療を実施している状態(1日2回以上、ガーゼや創傷被覆材の交換が必要な場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

—

38. 酸素療法を実施している状態(密度の高い治療を要する状態を除く。)

項目の定義

酸素療法を実施している状態

評価の単位

1日毎

留意点

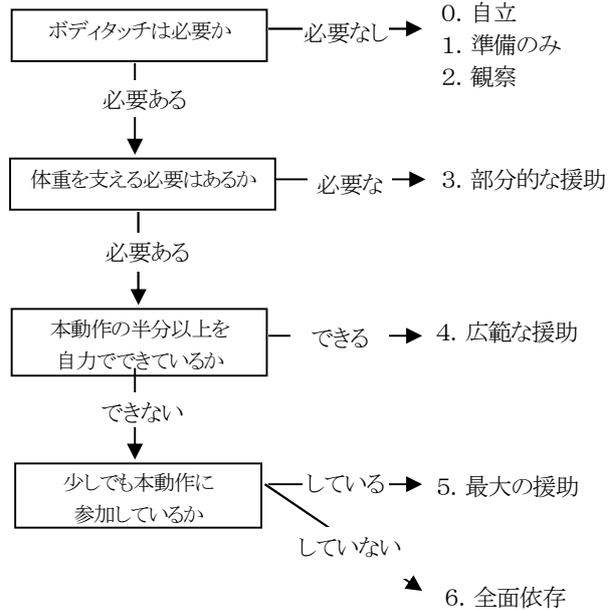
酸素非投与下において、安静時、睡眠時、運動負荷いずれかで動脈血酸素飽和度が 90%以下となる状態であって、医療区分3に該当する状態を除く。すなわち、安静時に3L/分未満の酸素投与下で動脈血酸素飽和度 90%以上を維持できる状態(肺炎等急性増悪により点滴治療を要した状態(点滴を実施した日から30日間までに限る。)及びNYHA重症度分類のⅢ度又はⅣ度の心不全の状態を除く。)をいう。なお、毎月末において当該酸素療法を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。

Ⅲ. ADL区分

当日を含む過去3日間の全勤務帯における患者に対する支援のレベルについて、下記の4項目(a. ~d.)に0~6の範囲で最も近いものを記入し合計する。新入院(転棟)の場合は、入院(転棟)後の状態について評価する。

項目	内容	支援のレベル
a. ベッド上の可動性	横になった状態からどのように動くか、寝返りをうったり、起き上がったり、ベッド上の身体の位置を調整する	
b. 移乗	ベッドからどのように、いすや車いすに座ったり、立ち上がるか (浴槽や便座への移乗は除く)	
c. 食事	どのように食べたり、飲んだりするか。 (上手、下手に関係なく)経管や経静脈栄養も含む	
d. トイレの使用	どのようにトイレ(ポータブルトイレ、便器、尿器を含む)を使用するか。 排泄後の始末、おむつの替え、人工肛門またはカテーテルの管理、衣服を整える(移乗は除く)	
(合計点)		

0 自立 :手助け、準備、観察は不要または1~2回のみ
1 準備のみ :物や用具を患者の手の届く範囲に置くことが3回以上
2 観察 : 見守り、励まし、誘導が3回以上
3 部分的な援助 :動作の大部分(50%以上)は自分でできる・四肢の動きを助けるなどの体重(身体)を支えない援助を3回以上
4 広範な援助 : 動作の大部分(50%以上)は自分でできるが、体重を支える援助(たとえば、四肢や体幹の重みを支える)を3回以上
5 最大の援助 :動作の一部(50%未満)しか自分でできず、体重を支える援助を3回以上
6 全面依存 :まる3日間すべての面で他者が全面援助した(および本動作は一度もなかった場合)



IV. その他

91. 身体抑制を実施している

項目の定義

<p>次のいずれかの行為を1つでも行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四肢の抑制 ・体幹部の抑制 ・ベッドを柵(サイドレール)で囲む ・介護衣(つなぎ服)の着用 ・車いすや椅子から立ち上がることができないようにする(抑制のための腰ベルトや立ち上がることができない椅子の使用) ・ミトンの着用(手指の機能抑制) ・自分の意思で開けることのできない居室等への隔離
--

留意点

<p>身体抑制を実施する場合は、身体抑制実施に係る3つの要件(切迫性・非代替性・一時性)に該当すること。また、3つの要件の該当状況、実施した身体抑制の行為、目的、理由及び抑制時間に関して、診療録等に記録すること。</p>
--

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（抜粋）

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成18年4月3日老発第0403003号） 厚生省老人保健福祉局長通知

障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準（抜粋）

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1 交通機関等を利用して外出する 2 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ 1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車椅子に移乗する
	ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1 自力で寝返りをうつ 2 自力で寝返りもうたない

※判定に当たっては補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について（平成3年11月18日 老健第102-2号） 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知

超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準

以下の各項目に規定する状態が 6 か月以上継続する場合^{※1}に、それぞれのスコアを合算する。

1. 運動機能：座位まで	
2. 判定スコア	(スコア)
(1) レスピレーター管理 ^{※2}	=10
(2) 気管内挿管, 気管切開	= 8
(3) 鼻咽頭エアウェイ	= 5
(4) O ₂ 吸入又は SpO ₂ 90%以下の状態が 10%以上	= 5
(5) 1 回/時間以上の頻回の吸引	= 8
6 回/日以上以上の頻回の吸引	= 3
(6) ネブライザー 6 回/日以上または継続使用	= 3
(7) IVH	=10
(8) 経口摂取（全介助） ^{※3}	= 3
経管（経鼻・胃ろう含む） ^{※3}	= 5
(9) 腸ろう・腸管栄養 ^{※3}	= 8
持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	= 3
(10) 手術・服薬にても改善しない過緊張で、 発汗による更衣と姿勢修正を 3 回/日以上	= 3
(11) 継続する透析（腹膜灌流を含む）	=10
(12) 定期導尿（3 回/日以上） ^{※4}	= 5
(13) 人工肛門	= 5
(14) 体位交換 6 回/日以上	= 3

〈判定〉

1 の運動機能が座位までであり、かつ、2 の判定スコアの合計が 25 点以上の場合を超重症児（者）、10 点以上 25 点未満である場合を準超重症児（者）とする。

^{※1} 新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が 1 か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が 6 か月以上継続する場合とする。

^{※2} 毎日行う機械的気道加圧を要するカマシ・NIPPV・CPAP などは、レスピレーター管理に含む。

^{※3} (8) (9) は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

^{※4} 人工膀胱を含む

強度行動障害児(者)の医療度判定基準

I 強度行動障害スコア

行動障害の内容	行動障害の目安の例示	1点	3点	5点
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをはぐなど。	週1回以上	日1回以上	1日中
2 ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など。	月1回以上	週1回以上	1日に頻回
3 激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの行為で止めても止めきれないもの。	週1回以上	日1回以上	1日に頻回
4 激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服をなんとしてでも破ってしまうなど。	月1回以上	週1回以上	1日に頻回
5 睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座っていれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異常をきたした偏食など。	週1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7 排泄つに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。強迫的に排尿排便行為を繰り返すなど。	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
8 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出しをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険なところに入る。	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	たえられない様な大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続く。	ほぼ毎日	1日中	絶えず
10 パニックへの対応が困難	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさまられずつきあつていかれない状態を呈する。			困難
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。			困難

II 医療度判定スコア

1 行動障害に対する専門医療の実施の有無	
① 向精神薬等による治療	5点
② 行動療法、動作法、TEACCHなどの技法を取り入れた薬物療法以外の専門医療	5点
2 神経・精神疾患の合併状態	
① 著しい視聴覚障害（全盲などがあり、かつ何らかの手段で移動する能力をもつ）	5点
② てんかん発作が週1回以上、または6ヶ月以内のてんかん重積発作の既往	5点
③ 自閉症等によりこだわりが著しく対応困難	5点
④ その他の精神疾患や不眠に対し向精神薬等による治療が必要	5点
3 身体疾患の合併状態	
① 自傷・他害による外傷、多動・てんかん発作での転倒による外傷の治療（6ヶ月以内に）	3点
② 慢性擦過傷・皮疹などによる外用剤・軟膏処置（6ヶ月以内に1ヶ月以上継続）	3点
③ 便秘のため週2回以上の浣腸、または座薬（下剤は定期内服していること）	3点
④ 呼吸器感染のための検査・処置・治療（6ヶ月以内にあれば）	3点
⑤ その他の身体疾患での検査・治療 （定期薬内服による副作用チェックのための検査以外、6ヶ月以内にあれば）	3点
4 自傷・他害・事故による外傷等のリスクを有する行動障害への対応	
① 行動障害のため常に1対1の対応が必要	3点
② 行動障害のため個室対応等が必要（1対1の対応でも開放処遇困難）	5点
③ 行動障害のため個室対応でも処遇困難（自傷、多動による転倒・外傷の危険） ※） いずれか一つを選択	10点
5 患者自身の死亡に繋がるリスクを有する行動障害への対応	
① 食事（異食、他害につながるような盗食、詰め込みによる窒息の危険など）	3. 5点
② 排泄（排泄訓練が必要、糞食やトイレの水飲み、多動による転倒・外傷の危険）	3. 5点
③ 移動（多動のためどこへ行くか分からない、多動による転倒・外傷の危険）	3. 5点
④ 入浴（多動による転倒・外傷・溺水の危険、多飲による水中毒の危険）	3. 5点
⑤ 更衣（破衣・脱衣のための窒息の危険、異食の危険） ※） 次により配点 ・常時1対1で医療的観察が必要な場合及び入院期間中の生命の危機回避のため個室対応や個別の時間での対応を行っている場合（5点） ・時に1対1で医療的観察が必要な場合（3点）	3. 5点

注) 「強度行動障害児(者)の医療度判定基準 評価の手引き」に基づき評価を行うこと。
「I」が10点以上、かつ「II」が24点以上。

「強度行動障害児(者)の医療度判定基準」評価の手引き

I 強度行動障害スコア

- 1 行動障害は、過去半年以上その行動が続いている場合を評価する。周期性のある行動障害についても半年を基準に、その行動の出現有無でチェックする。例えば、情緒不安定でパニックを起こしても評価時から6カ月以前の行動であれば該当しない。
- 2 定期薬服用者は服用している状態で評価する（向精神薬・抗てんかん薬など）。
- 3 頓服の不穏時薬・不眠時薬・注射等は使用しない状態で評価する。
- 4 現在身体疾患で一時的にベッド安静などの場合は、半年以内であれば治癒・回復を想定して評価する。半年以上継続していれば現在の状態で評価する。
- 5 評価は年1回以上定期的に行い、複数職種（医師、児童指導員、看護師など）でチェックを行う。
- 6 項目別留意点
 - (1) 「1 ひどい自傷」は、自傷行為を防ぐための装具（ヘッドギアなど）は着用していない状態を想定して評価する。
 - (2) 「4 はげしい物壊し」は、器材や玩具などを自由に使用できる環境を想定して評価する。
 - (3) 「5 睡眠の大きな乱れ」は、問題行動があつて個室使用している場合は大部屋を想定して評価する。
 - (4) 「6 食事関係の強い障害」は、離席や盗食防止のための身体拘束があれば、開放状態を想定して評価する。問題行動のために食事場所を変える・時間をずらすなどの状態であれば本来の場所・時間を想定して評価する。
 - (5) 「7 排泄関係の著しい障害」は、オムツ使用であればその状態で評価する。つなぎなどの予防衣使用者は着用していない状態を想定して評価する。
 - (6) 「8 著しい多動」の項目は、開放病棟・行動制限なしの状況で評価する。

II 医療度判定スコア

- 1 患者特性に応じた個別の治療をチームとして統一性と一貫性のある計画的な診療を行うため、次を実施することを前提として配点
 - (1) 多面的な治療を計画的に提供するため、医師、看護師、児童指導員、保育士、臨床心理士、作業療法士等から構成されるチームにより、カンファレンスを実施し、患者の治療・観察必要性の評価、治療目標の共有化を図り、各職種の専門性を生かした診療計画を立案。
 - (2) 当該診療計画の実施について、当該チームによる定期的なカンファレンスを実施し、評価を

行い、診療録に記載。

- (3) 患者の状態に応じ、当該診療計画に見直しも行いつつ、評価、計画、実施、再評価のサイクルを重ねる。

2 行動障害に対する専門医療の実施有無

- (1) ①の「向精神薬等」とは、抗精神病薬、抗うつ薬、抗躁薬、抗てんかん薬、気分安定薬 (mood stabilizers)、抗不安薬、睡眠導入剤のほか、漢方薬なども含む。
- (2) ②は行動療法・動作法・TEACCHなどの技法を取り入れた薬物療法以外の治療的アプローチによる行動修正を行う専門医療。

3 神経・精神疾患の合併状態

- (1) ③の「自閉症等」とは広汎性発達障害全般（自閉症スペクトラム障害全般）を指す。
- (2) ④の「その他の精神疾患」とは、統合失調症、気分障害などを指す。「向精神薬等」は2-(1)と同様。

4 身体疾患の合併状態

- (1) ①は抗生剤等の内服・点滴、創部処置、縫合を含む。
- (2) ④は胸部レントゲン検査や抗生剤内服または点滴治療などを含む。
- (3) ⑤の「その他の身体疾患」とは、低体温、GER・反すうを繰り返すことによる嘔吐・誤嚥、眼科・耳鼻科疾患、婦人科的疾患、循環器疾患、骨折やその他の整形外科的疾患、機能悪化・維持・改善のためのリハビリなども含む。

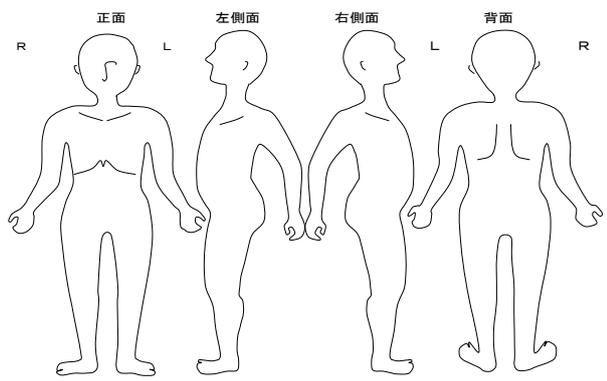
5 自傷・他害・事故による外傷等のリスクを有する行動障害への対応

- (1) ①、②、③はいずれか一つをチェックする。
- (2) ②の「個室対応等」とは、個別の環境設定やスケジュール調整などにより、本来は個室使用が必要な患者を個室以外で保護・重点観察している場合も含める。

6 患者自身の死亡に繋がるリスクを有する行動障害への対応

現在患者が生活している環境で評価するが、各項目に関連する理由で個室対応や個別の時間での対応を行っている場合は5点とみなす。

褥瘡リスクアセスメント票・褥瘡予防治療計画書

氏名： 様		病棟	評価日 年 月 日
生年月日： (歳)		性別 男・女	評価者名
診断名：	褥瘡の有無（現在） 有・無	褥瘡の有無（過去） 有・無	
<p>褥瘡ハイリスク項目〔該当すべてに○〕</p> <p>ベッド上安静、ショック状態、重度の末梢循環不全、麻薬等の鎮痛・鎮静剤の持続的な使用が必要、6時間以上の手術（全身麻酔下、特殊体位）、強度の下痢の持続、極度な皮膚の脆弱（低出生体重児、GVHD、黄疸等）、医療関連機器の長期かつ持続的な使用（医療用弾性ストッキング、シーネ等）、褥瘡の多発と再発</p>			
<p>その他の危険因子〔該当すべてに○〕</p> <p>床上で自立体位変換ができない、いす上で座位姿勢が保持できない、病的骨突出、関節拘縮、栄養状態低下、皮膚の湿潤（多汗、尿失禁、便失禁）、浮腫（局所以外の部位）</p>			
褥瘡の発生が予測される部位及び褥瘡の発生部位		リスクアセスメント結果	
		<p>重点的な褥瘡ケアの必要性</p> <p style="text-align: right;">要 ・ 不要</p>	
		褥瘡管理者名	
<p>褥瘡予防治療計画 〔褥瘡ハイリスク患者ケアの開始年月日 年 月 日〕</p>			
<p>褥瘡ケア結果の評価 〔褥瘡ハイリスク患者ケアの終了年月日 年 月 日〕</p>			

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1	心電図モニターの管理	なし	あり	
2	輸液ポンプの管理	なし	あり	
3	動脈圧測定(動脈ライン)	なし		あり
4	シリンジポンプの管理	なし	あり	
5	中心静脈圧測定(中心静脈ライン)	なし		あり
6	人工呼吸器の管理	なし		あり
7	輸血や血液製剤の管理	なし		あり
8	肺動脈圧測定(スワンガンツカテーテル)	なし		あり
9	特殊な治療法等 (CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO)	なし		あり
				A得点

B	患者の状況等	患者の状態			介助の実施		評価
		0点	1点	2点	0	1	
10	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない			点
11	移乗	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
12	口腔清潔	自立	要介助		実施なし	実施あり	点
13	食事摂取	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
14	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり	点
15	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ				点
16	危険行動	ない		ある			点
							B得点

注) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入にあたっては、
 「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき行うこと。
 ・Aについては、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。
 ・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

<特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る基準>
 モニタリング及び処置等に係る得点(A得点)が4点以上かつ患者の状況等に係る得点(B得点)が3点以上。

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、救命救急入院料及び特定集中治療室管理料を届け出ている治療室に入院している患者であり、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びD P C対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者（基本診療料の施設基準等第十の三（3）及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料に係る要件を満たす場合に限る。）は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等（A項目）、患者の状況等（B項目）について、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。

外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該治療室に在室していた時間があった場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。

退室日は、当日の0時から退室時までを評価対象時間とする。退室日の評価は行うが、基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院（死亡退院を含む）した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

当該治療室内を評価の対象場所とし、当該治療室以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所に含めない。

5. 評価対象の処置・介助等

当該治療室で実施しなければならない処置・介助等の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該治療室に所属する看護職員でなければならない。ただし、一部の評価項目において、薬剤師、理学療法士等が治療室内において実施することを評価する場合は、治療室所属の有無は問わない。

なお、A項目の評価において、医師が単独で処置等を行った後に、当該治療室の看護職員が当該処置等を確認し、実施記録を残す場合も評価に含めるものとする。

A項目の処置の評価においては、訓練や退院指導等の目的で実施する行為は評価の対象に含めないが、B項目の評価においては、患者の訓練を目的とした行為であっても評価の対象に含めるものとする。

A項目の薬剤の評価については、臨床試験であっても評価の対象に含めるものとする。

6. 評価者

評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

7. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場合は評価できないため、A項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。A項目の評価においては、後日、第三者が確認を行う際に、記録から同一の評価を導く

根拠となる記録を残しておく必要があるが、項目ごとの記録を残す必要はない。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該治療室の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び当該治療室の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること。

なお、B項目については、「患者の状態」が評価の根拠となることから、重複する記録を残す必要はない。

A モニタリング及び処置等

1 心電図モニターの管理

項目の定義

心電図モニターの管理は、持続的に看護職員が心電図のモニタリングを実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

持続的な心電図のモニタリングを実施しなかった場合をいう。

「あり」

持続的な心電図のモニタリングを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

心電図の誘導の種類や誘導法の種類は問わない。

機器の設置・準備・後片付けは含めない。心電図モニターの装着時間や回数は問わないが、医師の指示により、心機能や呼吸機能障害を有する患者等に対して常時観察を行っている場合であって、看護職員による心電図の評価の記録が必要である。心電図の機器による自動的な記録のみの場合は心電図モニターの管理の対象に含めない。

心電図検査として一時的に測定を行った場合は含めない。ホルター心電図は定義に従い、看護職員による持続的な評価の記録がある場合に限り含める。

2 輸液ポンプの管理

項目の定義

輸液ポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプにセットしていても、作動させていない場合や、灌流等患部の洗浄に使用している場合には使用していないものとする。

携帯用であっても輸液ポンプの管理に含めるが、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

3 動脈圧測定（動脈ライン）

項目の定義

動脈圧測定は、動脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

動脈圧測定を実施していない場合をいう。

「あり」

動脈圧測定を実施している場合をいう。

4 シリンジポンプの管理

項目の定義

シリンジポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

携帯用であってもシリンジポンプの管理の対象に含めるが、PCA（自己調節鎮痛法）によるシリンジポンプは、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

5 中心静脈圧測定（中心静脈ライン）

項目の定義

中心静脈圧測定は、中心静脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に中心静脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施していない場合をいう。
「あり」
中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテルによる中心静脈圧測定についても中心静脈圧測定（中心静脈ライン）の対象に含める。
中心静脈圧の測定方法は、水柱による圧測定、圧トランスデューサーによる測定のいずれでもよい。

6 人工呼吸器の管理

項目の定義

人工呼吸器の管理は、人工換気が必要な患者に対して、人工呼吸器を使用し管理した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
人工呼吸器を使用していない場合をいう。
「あり」
人工呼吸器を使用している場合をいう。

判断に際しての留意点

人工呼吸器の種類や設定内容、あるいは気道確保の方法については問わないが、看護職員等が、患者の人工呼吸器の装着状態の確認、換気状況の確認、機器の作動確認等の管理を実施している必要がある。また、人工呼吸器の使用に関する医師の指示が必要である。
NPPV（非侵襲的陽圧換気）の実施は含める。

7 輸血や血液製剤の管理

項目の定義

輸血や血液製剤の管理は、輸血（全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等）や血液製剤（アルブミン製剤等）の投与について、血管を通して行った場合、その投与後の状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
輸血や血液製剤の使用状況の管理をしなかった場合をいう。
「あり」
輸血や血液製剤の使用状況の管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わないが、腹膜透析や血液透析は輸血や血液製剤の管理の対象に含めない。自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合は

含める。

8 肺動脈圧測定（スワンガンツカテーテル）

項目の定義

肺動脈圧測定は、スワンガンツカテーテルを挿入し、そのカテーテルを介して直接的に肺動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
肺動脈圧測定を実施していない場合をいう。
「あり」
肺動脈圧測定を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテル以外の肺動脈カテーテルによる肺動脈圧測定についても肺動脈圧測定の評価に含める。

9 特殊な治療法等（CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP 測定, ECMO）

項目の定義

特殊な治療法等は、CHDF（持続的血液濾過透析）、IABP（大動脈バルーンパンピング）、PCPS（経皮的心肺補助法）、補助人工心臓、ICP（頭蓋内圧）測定、ECMO（経皮的肺補助法）を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
特殊な治療法等のいずれも行っていない場合をいう。
「あり」
特殊な治療法等のいずれかを行っている場合をいう。

B 患者の状況等

B項目共通事項

1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
3. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果をもとに「患者の状態」を評価すること。動作の確認をできなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「自立」とする。
4. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、各選択肢の留意点を参考に評価する。この場合、医師の指示に係る記録があること。ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「自立」とする。
5. B11「移乗」、B12「口腔清潔」、B13「食事摂取」、B14「衣服の着脱」については、「患者の状態」と「介助の実施」とを乗じた点数とすること。

10 寝返り 項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。
ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」
何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。
「何かにつかまればできる」
ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。
「できない」
介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかませる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。
医師の指示により、自力での寝返りを制限されている場合は「できない」とする。

11 移乗 項目の定義

移乗時の介助の必要の有無と、介助の実施状況の評価する項目である。
ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

(患者の状態)
「自立」
介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。
「一部介助」
患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る必要がある場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が必要な場合をいう。
「全介助」
1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が必要な場合をいう。
(介助の実施)
「実施なし」
評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。
「実施あり」
評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具の使用が必要な場合は「全介助」となる。
車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行うことができる（力が出せる）場合は「一部介助」となる。
医師の指示により、自力での移乗を制限されている場合は「全介助」とする。また、介助による移乗も制限されている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。

1.2 口腔清潔 項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、1人でできない場合に看護職員等が見守りや介助を実施したかどうかを評価する項目である。
一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。
口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「要介助」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。
また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。
医師の指示により、自力での口腔清潔が制限されている場合は「要介助」とする。また、介助による口腔清潔も制限されている場合は、「要介助」かつ「実施なし」とする。

1.3 食事摂取 項目の定義

食事介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。
ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。
食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子へ

の移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部に介助が必要な場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為(小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等)が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助が必要な場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要する場合は「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般(普通)食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行う必要がある場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行うことができる場合は「自立」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等を行う必要がある場合は「一部介助」とする。

医師の指示により、食止めや絶食となっている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「実施なし」とする。

1.4 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱について、介助の必要の有無と、介助の実施状況の評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりすることができる場合をいう。自助具等を使って行うことができる場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が必要な場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げる必要がある場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助する必要はないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示を行う必要がある場合

<p>等も「一部介助」とする。</p> <p>「全介助」 衣服の着脱の行為すべてに介助が必要な場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行うことができても、着脱行為そのものを患者が行うことができず、看護職員等がすべて介助する必要がある場合も「全介助」とする。</p> <p>(介助の実施)</p> <p>「実施なし」 評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。</p> <p>「実施あり」 評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。</p>

判断に際しての留意点

<p>衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。 通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。 靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。</p>
--

1 5 診療・療養上の指示が通じる

項目の定義

<p>指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。</p>
--

選択肢の判断基準

<p>「はい」 診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。</p> <p>「いいえ」 診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。</p>
--

判断に際しての留意点

<p>精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。 医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。</p>
--

1 6 危険行動

項目の定義

<p>患者の危険行動の有無を評価する項目である。 ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。</p>

選択肢の判断基準

<p>「ない」</p>

過去 1 週間以内に危険行動がなかった場合をいう。
「ある」
過去 1 週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点
1	創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、 ②褥瘡の処置)	なし	あり
2	蘇生術の施行	なし	あり
3	呼吸ケア (喀痰吸引のみの場合及び人工呼吸器の装着の場 合を除く)	なし	あり
4	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり
5	心電図モニター管理	なし	あり
6	輸液ポンプの管理	なし	あり
7	動脈圧測定(動脈ライン)	なし	あり
8	シリンジポンプの管理	なし	あり
9	中心静脈圧測定(中心静脈ライン)	なし	あり
10	人工呼吸器の管理	なし	あり
11	輸血や血液製剤の管理	なし	あり
12	肺動脈圧測定(スワンガンツカテーテル)	なし	あり
13	特殊な治療法等 (CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO)	なし	あり
			A得点

B	患者の状況等	患者の状態				介助の実施		評価
		0点	1点	2点		0	1	
14	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない	×			点
15	移乗	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり	点
16	口腔清潔	自立	要介助			実施なし	実施あり	点
17	食事摂取	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり	点
18	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり	点
19	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ					点
20	危険行動	ない		ある				点
								B得点

注) ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入にあたっては、
 「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき行うこと。
 ・Aについては、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。
 ・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

<ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る基準>
 モニタリング及び処置等に係る得点(A得点)が3点以上かつ患者の状況等に係る得点(B得点)が4点以上。

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、ハイケアユニット入院医療管理料を届け出ている治療室に入院している患者であり、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者（基本診療料の施設基準等第十の三（3）及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料に係る要件を満たす場合に限る。）は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等（A項目）、患者の状況等（B項目）について、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該治療室に在室していた時間があつた場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。

退室日は、当日の0時から退室時までを評価対象時間とする。退室日の評価は行うが、基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院（死亡退院を含む）した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

当該治療室内を評価の対象場所とし、当該治療室以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所には含めない。

5. 評価対象の処置・介助等

当該治療室で実施しなければならない処置・介助等の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該治療室に所属する看護職員でなければならない。ただし、一部の評価項目において、薬剤師、理学療法士等が治療室内において実施することを評価する場合は、治療室所属の有無は問わない。

なお、A項目の評価において、医師が単独で処置等を行った後に、当該治療室の看護職員が当該処置等を確認し、実施記録を残す場合も評価に含めるものとする。

A項目の処置の評価においては、訓練や退院指導等の目的で実施する行為は評価の対象に含めないが、B項目の評価においては、患者の訓練を目的とした行為であっても評価の対象に含めるものとする。

A項目の薬剤の評価については、臨床試験であっても評価の対象に含めるものとする。

6. 評価者

評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

7. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場合は評価できないため、A項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。A項目の評価においては、後日、第三者が確認を行う際に、記録から同一の評価を導く

根拠となる記録を残しておく必要があるが、項目ごとの記録を残す必要はない。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該治療室の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び当該治療室の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること。

なお、B項目については、「患者の状態」が評価の根拠となることから、重複する記録を残す必要はない。

A モニタリング及び処置等

1 創傷処置

項目の定義

創傷処置は、①創傷の処置（褥瘡の処置を除く）、②褥瘡の処置のいずれかの処置について、看護職員が医師の介助をした場合、あるいは医師又は看護職員が自ら処置を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
創傷処置のいずれも実施しなかった場合をいう。
「あり」
創傷処置のいずれかを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

創傷処置に含まれる内容は、各定義及び留意点に基づいて判断すること。

① 創傷の処置（褥瘡の処置を除く）

【定義】

創傷の処置（褥瘡の処置を除く）は、創傷があり、創傷についての処置を実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう創傷とは、皮膚又は粘膜が破綻をきたした状態であり、その数、深さ、範囲の程度は問わない。

縫合創は創傷処置の対象に含めるが、縫合のない穿刺創は含めない。粘膜は、鼻、口腔、膣及び肛門の粘膜であって、外部から粘膜が破綻をきたしている状態であることが目視できる場合に限り含める。気管切開口、胃瘻及びストーマ等については、造設から抜糸までを含め、抜糸後は、滲出液が見られ処置を必要とする場合を含める。

ここでいう処置とは、創傷の治癒を促し感染を予防する目的で、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入及び塗布、ガーゼやフィルム材等の創傷被覆材の貼付や交換等の処置を実施した場合をいい、診察、観察だけの場合やガーゼを剥がすだけの場合は含めない。

また、陰圧閉鎖療法、眼科手術後の点眼及び排泄物の処理に関するストーマ処置は含めない。

② 褥瘡の処置

【定義】

褥瘡の処置は、褥瘡があり、褥瘡についての処置を実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう褥瘡とは、NPUAP分類Ⅱ度以上又はDESIGN-R分類d2以上の状態をいう。この状態に達していないものは、褥瘡の処置の対象に含めない。
ここでいう処置とは、褥瘡に対して、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入及び塗布、ガーゼやフィルム材等の創傷被覆材の貼付や交換等の処置を実施した場合をいい、診察、観察だけの場合やガーゼを剥がすだけの場合は含めない。また、陰圧閉鎖療法は含めない。

【参考】

NPUAP分類 (National Pressure Ulcer of Advisory Panel) Ⅱ度以上
DESIGN-R分類 (日本褥瘡学会によるもの) d2 以上

2 蘇生術の施行

項目の定義

蘇生術の施行は、気管内挿管・気管切開術・人工呼吸器装着・除細動・心マッサージのいずれかが、蘇生を目的に施行されたかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
蘇生術の施行がなかった場合をいう。
「あり」
蘇生術の施行があった場合をいう。

判断に際しての留意点

当該治療室以外での評価は含まないため、手術室、救急外来等で蘇生術が行われたとしても、当該治療室で行われていなければ蘇生術の施行の対象に含めない。
蘇生術の施行に含まれている人工呼吸器の装着とは、いままで装着していない患者が蘇生のために装着したことであり、蘇生術以外の人工呼吸器管理は、「A-10 人工呼吸器の管理」の項目において評価される。

3 呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合及び人工呼吸器の装着の場合を除く）

項目の定義

呼吸ケアは、酸素吸入、痰を出すための体位ドレナージ、スクウィーピングのいずれかの処置に対して、看護職員等が自ら行うか医師の介助を行った場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
呼吸ケアを実施しなかった場合をいう。
「あり」
呼吸ケアを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

喀痰吸引のみの場合は呼吸ケアの対象に含めない。
呼吸ケアにおける時間の長さや回数は問わない。酸素吸入の方法は問わない。
なお、気管切開の患者が喀痰吸引を行っているだけの場合は含めない。また、エアウェイ挿入、ネブライザー吸入は呼吸ケアには含めない。

4 点滴ライン同時3本以上の管理

項目の定義

点滴ライン同時3本以上の管理は、持続的に点滴ライン（ボトル、バッグ、シリンジ等から末梢静脈、中心静脈、動静脈シャント、硬膜外、動脈、皮下に対する点滴、持続注入による薬液、輸血・血液製剤の流入経路）を3本以上同時に使用し、看護職員が管理を行った場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
同時に3本以上の点滴の管理を実施しなかった場合をいう。
「あり」
同時に3本以上の点滴の管理を実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

施行の回数や時間の長さ、注射針の刺入個所の数は問わない。
2つのボトルを連結管で連結させて1つのルートで滴下した場合は、点滴ラインは1つとして数える。1カ所に刺入されていても三方活栓等のコネクターで接続された点滴ラインは本数に数える。これら点滴ラインを利用して、側管から持続的に点滴する場合は数えるが、手動で注射を実施した場合は、持続的に使用しているといえないため本数に数えない。
スワングンツカテールの加圧バッグについては、薬液の注入が目的ではないため本数に数えない。PCA（自己調節鎮痛法）による点滴ライン（携帯用を含む）は、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ本数に数える。

5 心電図モニターの管理

項目の定義

心電図モニターの管理は、持続的に看護職員が心電図のモニタリングを実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
持続的な心電図のモニタリングを実施しなかった場合をいう。
「あり」
持続的な心電図のモニタリングを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

心電図の誘導の種類や誘導法の種類は問わない。
機器の設置・準備・後片付けは含めない。心電図モニターの装着時間や回数は問わないが、医師の指示により、心機能や呼吸機能障害を有する患者等に対して常時観察を行っている場合であって、看護職員による心電図の評価の記録が必要である。心電図の機器による自動的な記録のみの場合は心電図モニターの管理の対象に含めない。
心電図検査として一時的に測定を行った場合は含めない。ホルター心電図は定義に従い、看護職員による持続的な評価の記録がある場合に限り含める。

6 輸液ポンプの管理

項目の定義

輸液ポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプにセットしていても、作動させていない場合や、灌流等患部の洗浄に使用している場合には使用していないものとする。

携帯用であっても輸液ポンプの管理に含めるが、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

7 動脈圧測定（動脈ライン）

項目の定義

動脈圧測定は、動脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

動脈圧測定を実施していない場合をいう。

「あり」

動脈圧測定を実施している場合をいう。

8 シリンジポンプの管理

項目の定義

シリンジポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

携帯用であってもシリンジポンプの管理の対象に含めるが、PCA（自己調節鎮痛法）によるシリンジポンプは、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

9 中心静脈圧測定（中心静脈ライン）

項目の定義

中心静脈圧測定は、中心静脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に中心静脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施していない場合をいう。
「あり」
中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワングアンツカテーテルによる中心静脈圧測定についても中心静脈圧測定（中心静脈ライン）の対象に含める。
中心静脈圧の測定方法は、水柱による圧測定、圧トランスデューサーによる測定のいずれでもよい。

10 人工呼吸器の管理

項目の定義

人工呼吸器の管理は、人工換気が必要な患者に対して、人工呼吸器を使用した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
人工呼吸器を使用していない場合をいう。
「あり」
人工呼吸器を使用している場合をいう。

判断に際しての留意点

人工呼吸器の種類や設定内容、あるいは気道確保の方法については問わないが、看護職員等が、患者の人工呼吸器の装着状態の確認、換気状況の確認、機器の作動確認等の管理を実施している必要がある。また、人工呼吸器の使用に関する医師の指示が必要である。
NPPV（非侵襲的陽圧換気）の実施は含める。

11 輸血や血液製剤の管理

項目の定義

輸血や血液製剤の管理は、輸血（全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等）や血液製剤（アルブミン製剤等）の投与について、血管を通して行った場合、その投与後の状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
輸血や血液製剤の使用状況の管理をしなかった場合をいう。
「あり」
輸血や血液製剤の使用状況の管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わないが、腹膜透析や血液透析は輸血や血液製剤の管理の対象に含めない。自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合は含める。

1 2 肺動脈圧測定（スワンガンツカテーテル）

項目の定義

肺動脈圧測定は、スワンガンツカテーテルを挿入し、そのカテーテルを介して直接的に肺動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
肺動脈圧測定を実施していない場合をいう。
「あり」
肺動脈圧測定を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテル以外の肺動脈カテーテルによる肺動脈圧測定についても肺動脈圧測定の評価に含める。

1 3 特殊な治療法等（CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO）

項目の定義

特殊な治療法等は、CHDF（持続的血液濾過透析）、IABP（大動脈バルーンポンピング）、PCPS（経皮的心肺補助法）、補助人工心臓、ICP（頭蓋内圧）測定、ECMO（経皮的肺補助法）を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
特殊な治療法等のいずれも行っていない場合をいう。
「あり」
特殊な治療法等のいずれかを行っている場合をいう。

B 患者の状況等

B項目共通事項

1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
3. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果をもとに「患者の状態」を評価すること。動作の確認をできなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「自立」とする。
4. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、各選択肢の留意点を参考に評価する。この場合、医師の指示に係る記録があること。ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「自立」とする。
5. B15「移乗」、B16「口腔清潔」、B17「食事摂取」、B18「衣服の着脱」については、「患者の状態」と「介助の実施」とを乗じた点数とすること。

1 4 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。
ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」
何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。
「何かにつかまればできる」
ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。
「できない」
介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことにより患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかませる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。
医師の指示により、自力での寝返りを制限されている場合は「できない」とする。

1.5 移乗 項目の定義

移乗時の介助の必要の有無と、介助の実施状況の評価する項目である。
ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

(患者の状態)
「自立」
介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。
「一部介助」
患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る必要がある場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が必要な場合をいう。
「全介助」
1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が必要な場合をいう。
(介助の実施)
「実施なし」
評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。
「実施あり」
評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具の使用が必要な場合は「全介助」となる。
車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行うことができている（力が出せる）場合は「一部介助」となる。
医師の指示により、自力での移乗を制限されている場合は「全介助」とする。また、介助による移乗も制限されている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。

1.6 口腔清潔 項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、1人でできない場合に看護職員等が見守りや介助を実施したかどうかを評価する項目である。
一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中に見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。
口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)
「自立」
口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。
「要介助」
口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。
(介助の実施)
「実施なし」
評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。
「実施あり」
評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。
また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。
医師の指示により、自力での口腔清潔が制限されている場合は「要介助」とする。また、介助による口腔清潔も制限されている場合は、「要介助」かつ「実施なし」とする。

1.7 食事摂取 項目の定義

食事介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。
ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。
食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部に介助が必要な場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助が必要な場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要する場合は「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行う必要がある場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行うことができる場合は「自立」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等を行う必要がある場合は「一部介助」とする。

医師の指示により、食止めや絶食となっている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「実施なし」とする。

18 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱について、介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりすることができる場合をいう。自助具等を使って行うことができる場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が必要な場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げる必要がある場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助する必要はないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示を行う必要がある場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が必要な場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行うことができても、着脱行為そのものを患者が行うことができず、看護職員等がすべて介助する必要がある場合も「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」
評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。
「実施あり」
評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。
通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。
靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

19 診療・療養上の指示が通じる

項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」
診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。
「いいえ」
診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。
医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

20 危険行動

項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。
ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」
過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。
「ある」
過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に

含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

リハビリテーション総合実施計画書

計画評価実施日 年 月 日

患者氏名	男・女	生年月日(明・大・昭・平・令)	年	月	日(歳)	利き手	右・右(矯正)・左				
主治医	リハ担当医	PT	OT	ST	看護	SW等					
原因疾患(発症・受傷日)		合併疾患・コントロール状態 (高血圧, 心疾患, 糖尿病等)		廃用症候群 <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 重度 <input type="checkbox"/> 起立性低血圧 <input type="checkbox"/> 静脈血栓		リハビリテーション歴					
日常生活自立度: J1, J2, A1, A2, B1, B2, C1, C2				認知症高齢者の日常生活自立度判定基準: I, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV, M							
評価項目・内容(コロン(:)の後に具体的内容を記入)											
心身機能・構造	<input type="checkbox"/> 意識障害:(3-3-9:) <input type="checkbox"/> 認知症: <input type="checkbox"/> 知的障害: <input type="checkbox"/> 精神障害: <input type="checkbox"/> 中枢性麻痺 (ステージ・グレード) 右上肢: 右手指: 右下肢: 左上肢: 左手指: 左下肢: <input type="checkbox"/> 筋力低下(部位, MMT:) <input type="checkbox"/> 不随意運動・協調運動障害:			<input type="checkbox"/> 知覚障害(<input type="checkbox"/> 視覚, <input type="checkbox"/> 表在覚, <input type="checkbox"/> 深部覚, <input type="checkbox"/> その他:) <input type="checkbox"/> 音声・発話障害(<input type="checkbox"/> 構音障害, <input type="checkbox"/> 失語症)(種類:) <input type="checkbox"/> 失行・失認: <input type="checkbox"/> 摂食機能障害: <input type="checkbox"/> 排泄機能障害: <input type="checkbox"/> 呼吸・循環機能障害: <input type="checkbox"/> 拘縮: <input type="checkbox"/> 褥瘡: <input type="checkbox"/> 疼痛:							
	基本動作	立位保持(装具:) <input type="checkbox"/> 手放し, <input type="checkbox"/> つかまり, <input type="checkbox"/> 不可 平行棒内歩行(装具:) <input type="checkbox"/> 独立, <input type="checkbox"/> 一部介助, <input type="checkbox"/> 全介助 訓練室内歩行(装具:) <input type="checkbox"/> 独立, <input type="checkbox"/> 一部介助, <input type="checkbox"/> 全介助									
活動	自立度	日常生活(病棟)実行状況:「している“活動”」				訓練時能力:「できる“活動”」					
	ADL・ASL等	自	監	一	全	非	独	監	一	全	非
		立	視	助	助	施	立	視	助	助	施
	屋外歩行										
	階段昇降										
	廊下歩行										
	病棟トイレへの歩行										
	病棟トイレへの車椅子駆動(昼)										
	車椅子・ベッド間移乗										
椅子座位保持											
ベッド起き上がり											
食事											
排尿(昼)											
排尿(夜)											
整容											
更衣											
装具・靴の着脱											
入浴											
コミュニケーション											
活動度	日中臥床: <input type="checkbox"/> 無, <input type="checkbox"/> 有(時間帯: 理由) 日中座位: <input type="checkbox"/> 椅子(背もたれなし), <input type="checkbox"/> 椅子(背もたれあり), <input type="checkbox"/> 椅子(背もたれ, 肘うけあり), <input type="checkbox"/> 車椅子, <input type="checkbox"/> ベッド上, <input type="checkbox"/> キャッチアップ										
栄養※	身長 ^{#1} : ()cm, 体重: ()kg, BMI ^{#1} : ()kg/m ² #1 身長測定が困難な場合は省略可 栄養補給方法(複数選択可): <input type="checkbox"/> 経口(食事, <input type="checkbox"/> 補助食品), <input type="checkbox"/> 経管栄養, <input type="checkbox"/> 静脈栄養(<input type="checkbox"/> 末梢, <input type="checkbox"/> 中心) 嚥下調整食の必要性: <input type="checkbox"/> 無, <input type="checkbox"/> 有(学会分類コード:) 栄養状態: <input type="checkbox"/> 問題なし, <input type="checkbox"/> 低栄養, <input type="checkbox"/> 低栄養リスク, <input type="checkbox"/> 過栄養, <input type="checkbox"/> その他() 【「問題なし」以外に該当した場合、以下も記入】 必要栄養量: ()kcal, たんぱく質()g 総摂取栄養量 ^{#2} (経口・経管・静脈全て含む): ()kcal, たんぱく質()g #2 入院直後等で不明の場合は総提供栄養量でも可										
参加	職業 (<input type="checkbox"/> 無職, <input type="checkbox"/> 病欠中, <input type="checkbox"/> 休職中, <input type="checkbox"/> 発症後退職, <input type="checkbox"/> 退職予定) (職種・業種・仕事内容:) 経済状況 ()					社会参加(内容・頻度等) 余暇活動(内容・頻度等)					
心理	障害の受容(<input type="checkbox"/> ショック期, <input type="checkbox"/> 否認期, <input type="checkbox"/> 怒り・恨み期, <input type="checkbox"/> 悲観・抑うつ期, <input type="checkbox"/> 解決への努力期, <input type="checkbox"/> 受容期) 機能障害改善への固執(<input type="checkbox"/> 強い, <input type="checkbox"/> 中程度, <input type="checkbox"/> 普通, <input type="checkbox"/> 弱い)					依存欲求(<input type="checkbox"/> 強い, <input type="checkbox"/> 中程度, <input type="checkbox"/> 普通, <input type="checkbox"/> 弱い) 独立欲求(<input type="checkbox"/> 強い, <input type="checkbox"/> 中程度, <input type="checkbox"/> 普通, <input type="checkbox"/> 弱い)					
環境	同居家族: 親族関係:					家屋 : 家屋周囲: 交通手段:					
第三利者の	発病による家族の変化 <input type="checkbox"/> 社会生活: <input type="checkbox"/> 健康上の問題の発生: <input type="checkbox"/> 心理的問題の発生:										

※回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定する場合は必ず記入のこと(本計画書上段に管理栄養士の氏名も記入)

基本方針	本人の希望
	家族の希望
リスク・疾病管理(含:過用・誤用)	
リハビリテーション終了の目安・時期	外泊訓練の計画

	目標(到達時期)	具体的アプローチ
参加目標	退院先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親族宅 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> その他: 復職 <input type="checkbox"/> 現職復帰 <input type="checkbox"/> 転職 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他: (仕事内容:) 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有: 家庭内役割: 社会活動: 趣味:	
活動実況	自宅内歩行 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (装具・杖等:) 屋外歩行 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (装具・杖等:) 交通機関利用 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (種類:) 車椅子 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 電動 <input type="checkbox"/> 手動 (使用場所:) (駆動 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助)(移乗 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助:) 排泄 <input type="checkbox"/> 自立:形態 <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 立ち便器 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 介助: 食事 <input type="checkbox"/> 箸自立 <input type="checkbox"/> フォーク等自立 <input type="checkbox"/> 介助: 整容 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: 更衣 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: 入浴 <input type="checkbox"/> 自宅浴槽自立 <input type="checkbox"/> 介助: 家事 <input type="checkbox"/> 全部実施 <input type="checkbox"/> 非実施 <input type="checkbox"/> 一部実施: 書字 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 利き手交換後自立 <input type="checkbox"/> その他: コミュニケーション <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり:	
心身機能構造	基本動作(訓練室歩行等) 要素的機能(拘縮・麻痺等)	
心理	機能障害改善への固執からの脱却:	
環境	自宅改造 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 福祉機器 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 社会保障サービス <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 身障手帳 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> その他: 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要:	
第三者利用の	退院後の主介護者 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族構成の変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族内役割の変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族の社会活動変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要:	

退院後又は終了後のリハビリテーション計画(種類・頻度・期間)	備考
--------------------------------	----

本人・家族への説明	年	月	日	本人サイン	家族サイン	説明者サイン
-----------	---	---	---	-------	-------	--------

(リハビリテーション実施計画書及びリハビリテーション総合実施計画書記入上の注意)

- 日常生活自立度の欄については、「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について(平成3年11月18日 老健第102-2号)厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知によるランクJ1,J2,A1,A2,B1,B2,C1又はC2に該当するものであること。
- 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の欄については、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について(平成5年10月26日 老健第135号)厚生省老人保健福祉局長通知によるランクⅠ,Ⅱa,Ⅱb,Ⅲa,Ⅲb,Ⅳ又はMに該当するものであること。
- 日常生活(病棟)実行状況:「している“活動”」の欄については、自宅又は病棟等における実生活で実行している状況についてであること。
- 訓練時能力:「できる“活動”」の欄については、機能訓練室又は病棟等における訓練・評価時に行うことができる能力についてであること。

リハビリテーション総合実施計画書

計画評価実施日： 年 月 日

患者氏名： 男・女		生年月日(西暦) 年 月 日(歳)			利き手	右・右(矯正)・左
主治医	リハ担当医	PT	OT	ST	看護	SW等
診断名、障害名(発症日、手術日、診断日)：		合併症(コントロール状態)：			リハビリテーション歴：	
日常生活自立度： J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2		認知症高齢者の日常生活自立度判定基準： I, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV, M				

評価項目・内容 (コロン()の後ろに具体的内容を記入)				短期目標 (___ヶ月後)	具体的アプローチ		
心身機能・構造	<input type="checkbox"/> 意識障害 (JCS、GCS) : <input type="checkbox"/> 見当識障害: <input type="checkbox"/> 記銘力障害: <input type="checkbox"/> 運動障害: <input type="checkbox"/> 感覚障害: <input type="checkbox"/> 摂食障害: <input type="checkbox"/> 排泄障害: <input type="checkbox"/> 呼吸、循環障害: <input type="checkbox"/> 音声、発話障害(構音、失語): <input type="checkbox"/> 関節可動域制限: <input type="checkbox"/> 筋力低下: <input type="checkbox"/> 褥瘡: <input type="checkbox"/> 疼痛: <input type="checkbox"/> 半側空間無視: <input type="checkbox"/> 注意力障害: <input type="checkbox"/> 構成障害: <input type="checkbox"/> その他:						
	基本動作	寝返り (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助): 起き上がり (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助): 座位 (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助): 立ち上がり (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助): 立位 (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助):					
活動	活動度 (安静度の制限とその理由、活動時のリスクについて)						
	ADL (B, I.)	自立	一部介助	全介助	使用用具(杖、装具)、介助内容	短期目標	具体的アプローチ
	食事	10	5	0			
	移乗	15	10 ←監視下				
	座れるが移れない→		5	0			
	整容	5	0	0			
	トイレ動作	10	5	0			
	入浴	5	0	0			
	平地歩行	15	10←歩行器等		歩行:		
	車椅子操作が可能		→ 5	0	車椅子:		
	階段	10	5	0			
	更衣	10	5	0			
	排便管理	10	5	0			
	排尿管理	10	5	0			
合計(0~100点)	点						
コミュニケーション	理解						
	表出						

	評価	短期目標	具体的アプローチ
参加	職業 (<input type="checkbox"/> 無職、 <input type="checkbox"/> 病欠中、 <input type="checkbox"/> 休職中、 <input type="checkbox"/> 発症後退職、 <input type="checkbox"/> 退職予定) 職種・業種・仕事内容: 経済状況: 社会参加(内容、頻度等): 余暇活動(内容、頻度等):	退院先 (<input type="checkbox"/> 自宅、 <input type="checkbox"/> 親族宅、 <input type="checkbox"/> 医療機関、 <input type="checkbox"/> その他) 復職 (<input type="checkbox"/> 現職復帰、 <input type="checkbox"/> 転職、 <input type="checkbox"/> 配置転換、 <input type="checkbox"/> 復職不可、 <input type="checkbox"/> その他) 復職時期: 仕事内容: 通勤方法: 家庭内役割: 社会活動: 趣味:	
栄養 (※)	身長 ^{#1} : ()cm、体重:()kg、 BMI ^{#1} : ()kg/m ² #1 身長測定が困難な場合は省略可 栄養補給方法(複数選択可): <input type="checkbox"/> 経口(<input type="checkbox"/> 食事、 <input type="checkbox"/> 補助食品) <input type="checkbox"/> 経管栄養、 <input type="checkbox"/> 静脈栄養(<input type="checkbox"/> 末梢、 <input type="checkbox"/> 中心) 嚥下調整食の必要性: <input type="checkbox"/> 無、 <input type="checkbox"/> 有(学会分類コード:) 栄養状態: <input type="checkbox"/> 問題なし、 <input type="checkbox"/> 低栄養、 <input type="checkbox"/> 低栄養リスク <input type="checkbox"/> 過栄養、 <input type="checkbox"/> その他() 【「問題なし」以外に該当した場合、以下も記入】 必要栄養量: ()kcal、たんぱく質()g 総摂取栄養量 ^{#2} (経口・経管・静脈全て含む): ()kcal、たんぱく質()g #2 入院直後等で不明な場合は総提供栄養量でも可	摂取栄養量:(目標: kcal) 体重増加/減量:(目標: kg) 栄養補給方法(複数選択可): <input type="checkbox"/> 経口(<input type="checkbox"/> 食事、 <input type="checkbox"/> 補助食品) <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 静脈栄養(<input type="checkbox"/> 末梢、 <input type="checkbox"/> 中心) その他:	
心理	抑うつ: 障害の否認: その他:		
環境	同居家族: 親族関係: 家屋: 家屋周囲: 交通手段:	自宅改造 <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 要: 福祉機器 <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 要: 社会保障サービス <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 身障手帳、 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> その他: 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 要:	
第三者の不利	発病による家族の変化 社会生活: 健康上の問題の発生: 心理的問題の発生:	退院後の主介護者 <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 要: 家族構成の変化 <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 要: 家族内役割の変化 <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 要: 家族の社会活動変化 <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 要:	
1ヵ月後の目標:		本人の希望:	
		家族の希望:	
リハビリテーションの治療方針:		外泊訓練計画:	
退院時の目標と見込み時期 :			
退院後のリハビリテーション計画 (種類・頻度・期間):			

退院後の社会参加の見込み:	説明者署名:
---------------	--------

本人・家族への説明: 年 月 日	説明を受けた人:本人、家族() 署名:
------------------	----------------------

(リハビリテーション実施計画書及びリハビリテーション総合実施計画書記入上の注意)

1. 日常生活自立度の欄については、「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について(平成3年1月18日 老健第102-2号)厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知によるランクJ1, J2, A1, A2, B1, B2, C1又はC2に該当するものであること。
2. 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の欄については、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について(平成5年10月26日 老健第135号)厚生省老人保健福祉局長通知によるランクⅠ,Ⅱa,Ⅱb,Ⅲa,Ⅲb,Ⅳ又はMに該当するものであること。
3. 活動の欄におけるADLの評価に関しては、Barthel Index に代えてFIMを用いてもよい。

※ 回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定する場合は、「栄養」欄も必ず記入のこと(本計画書上段に管理栄養士の氏名も記入)

日常生活機能評価票

患者の状況	得点		
	0点	1点	2点
床上安静の指示	なし	あり	
どちらかの手を胸元まで持ち上げられる	できる	できない	
寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない
起き上がり	できる	できない	
座位保持	できる	支えがあればできる	できない
移乗	介助なし	一部介助	全介助
移動方法	介助を要しない移動	介助を要する移動 (搬送を含む)	
口腔清潔	介助なし	介助あり	
食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
他者への意思の伝達	できる	できる時とできない時がある	できない
診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	
危険行動	ない	ある	
※ 得点：0～19点 ※ 得点が低いほど、生活自立度が高い。		合計得点	点

日常生活機能評価票 評価の手引き

1. 評価の対象は、回復期リハビリテーション病棟入院料を届け出ている病棟に入院している患者とし、日常生活機能評価について、入院時と退院時又は転院時に評価を行うこと。ただし、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者（入院した日から起算して5日までに退院した患者に限る。）は評価の対象としない。
2. 評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。
3. 評価は、院内研修を受けた者が行うこと。院内研修の指導者は、関係機関あるいは評価に習熟した者が行う指導者研修を概ね2年以内に受けていることが望ましい。
4. 評価の判断は、項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。
5. 評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。
6. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
7. 評価時間帯のうちに状態が変わった場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
8. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、「できない」又は「全介助」とする。この場合、医師の指示に係る記録があること。
9. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果を評価すること。動作の確認をしなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「介助なし」とする。
10. ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「介助なし」とする。
11. 日常生活機能評価に係る患者の状態については、看護職員、理学療法士等によって記録されていること。

1 床上安静の指示 項目の定義

医師の指示書やクリニカルパス等に、床上安静の指示が記録されているかどうかを評価する項目である。『床上安静の指示』は、ベッドから離れることが許可されていないことである。

選択肢の判断基準

「なし」
床上安静の指示がない場合をいう。
「あり」
床上安静の指示がある場合をいう。

判断に際しての留意点

床上安静の指示は、記録上「床上安静」という語句が使用されていなくても、「ベッド上フリー」、「ベッド上ヘッドアップ30度まで可」等、ベッドから離れることが許可されていないことを意味する語句が指示内容として記録されていれば『床上安静の指示』とみなす。

一方、「ベッド上安静、ただしポータブルトイレのみ可」等、日常生活上、部分的にでもベッドから離れることが許可されている指示は「床上安静の指示」とみなさない。
「床上安静の指示」の患者でも、車椅子、ストレッチャー等で検査、治療、リハビリテーション等に出棟する場合があるが、日常生活上は「床上安静の指示」であるため「あり」とする。

2 どちらかの手を胸元まで持ち上げられる 項目の定義

『どちらかの手を胸元まで持ち上げられる』は、患者自身で自分の手を胸元まで持

っていくことができるかどうかを評価する項目である。
ここでいう「胸元」とは、首の下くらいまでと定め、「手」とは手関節から先と定める。座位、臥位等の体位は問わない。

選択肢の判断基準

「できる」
いずれか一方の手を介助なしに胸元まで持ち上げられる場合をいう。座位ではできなくても、臥位ではできる場合は、「できる」とする。

「できない」
評価時間帯を通して、介助なしにはいずれか一方の手も胸元まで持ち上げられない場合、あるいは関節可動域が制限されているために介助しても持ち上げられない場合をいう。

判断に際しての留意点

関節拘縮により、もともと胸元に手がある場合や、不随意運動等により手が偶然胸元まで上がったことが観察された場合は、それらを自ら動かさないことから「できない」と判断する。上肢の安静・ギブス固定等の制限があり、自ら動かない、動かすことができない場合は「できない」とする。評価時間内にどちらかの手を胸元まで持ち上げる行為が観察できなかった場合は、この行為を促して観察する。

3 寝返り 項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。
ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」
何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。

「何かにつかまればできる」
ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」
介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかませる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

4 起き上がり 項目の定義

起き上がりが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等、何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。
ここでいう『起き上がり』とは、寝た状態（仰臥位）から上半身を起こす動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

1人で起き上がることができる場合をいう。ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまれば起き上がることが可能な場合も含まれる。また、電動ベッドを自分で操作して起き上がれる場合も「できる」となる。

「できない」

介助なしでは1人で起き上がることができない等、起き上がりに何らかの介助が必要な場合をいう。途中まで自分でできて最後の部分に介助が必要である場合も含まれる。

判断に際しての留意点

自力で起き上がるための補助具の準備、環境整備等は、介助に含まれない。起き上がる動作に時間がかかっても、補助具等を使って自力で起き上がることができれば「できる」となる。

5 座位保持 項目の定義

座位の状態を保持できるかどうかを評価する項目である。ここでいう『座位保持』とは、上半身を起こして座位の状態を保持することである。

「支え」とは、椅子・車椅子・ベッド等の背もたれ、患者自身の手による支持、あるいは他の座位保持装置等をいう。

選択肢の判断基準

「できる」

支えなしで座位が保持できる場合をいう。

「支えがあればできる」

支えがあれば座位が保持できる場合をいう。ベッド、車椅子等を背もたれとして座位を保持している場合「支えがあればできる」となる。

「できない」

支えがあつたり、ベルト等で固定しても座位が保持できない場合をいう。

判断に際しての留意点

寝た状態（仰臥位）から座位に至るまでの介助の有無は関係ない。さらに、尖足・亀背等の身体の状態にかかわらず、「座位がとれるか」についてのみ判断する。
ベッド等の背もたれによる「支え」は、背あげ角度がおおよそ 60 度以上を目安とする。

6 移乗 項目の定義

移乗時の介助の状況の評価する項目である。

ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、ベッドからストレッチャーへ、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。

「一部介助」

患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る場合、あるいは1

人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が行われている場合をいう。

「全介助」

1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具を使用する場合は「全介助」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行い（力が出せており）、看護職員等が介助を行っている場合は「一部介助」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されていた場合は「全介助」とする。

移乗が制限されていないにもかかわらず、看護職員等が移乗を行わなかった場合は「介助なし」とする。

7 移動方法

項目の定義

『移動方法』は、ある場所から別の場所へ移る場合の方法を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「介助を要しない移動」

杖や歩行器等を使用せずに自力で歩行する場合、あるいは、杖、手すり、歩行器等につかまって歩行する場合をいう。また、車椅子を自力で操作して、自力で移動する場合も含む。

「介助を要する移動（搬送を含む）」

搬送（車椅子、ストレッチャー等）を含み、介助によって移動する場合をいう。

判断に際しての留意点

この項目は、患者の能力を評価するのではなく、移動方法を選択するものであるため、本人が疲れているからと、自力走行を拒否し、車椅子介助で移動した場合は「介助を要する移動」とする。

8 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、あるいは看護職員等が見守りや介助を行っているかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「介助あり」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が行われている場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

ただし、口腔清潔が制限されていないにもかかわらず、看護職員等による口腔清潔がされなかった場合は、「介助なし」とする。

9 食事摂取

項目の定義

食事介助の状況进行评估する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほか、自助具等を使用する場合も含まれる。食止めや絶食となっている場合は、食事の動作を制限しているとはいえ、介助は発生しないため「介助なし」とする。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部を介助する場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が行われている場合をいう。患者の心身の状態等かの理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助されている場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要した場合は「全介助」とする。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行っている場合は「全介助」となり、患者が自立して1で行った場合は「介助なし」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が行う、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等は「一部介助」とする。

セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「介助なし」とする。

10 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱を看護職員等が介助する状況进行评估する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりしている場合をいう。また、当日、衣服の着脱の介助が発生しなかった場合をいう。自助具等を使って行っている場

合も含む。
「一部介助」
衣服の着脱に一部介助が行われている場合をいう。例えば、途中までは自分でやっているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げている場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助はしていないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示が行われている場合等も「一部介助」とする。
「全介助」
衣服の着脱の行為すべてに介助が行われている場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行っても、着脱行為そのものを患者が行わず、看護職員等がすべて介助した場合も「全介助」とする。

判断に際しての留意点

衣類の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。
通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。
靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

1 1 他者への意思の伝達

項目の定義

患者が他者に何らかの意思伝達ができるかどうかを評価する項目である。
背景疾患や伝達できる内容は問わない。

選択肢の判断基準

「できる」
常時、誰にでも確実に意思の伝達をしている状況をいう。筆談、ジェスチャー等で意思伝達が図れる時は「できる」と判断する。
「できる時とできない時がある」
患者が家族等の他者に対して意思の伝達ができるが、その内容や状況等によって、できる時とできない時がある場合をいう。例えば、家族には通じるが、看護職員等に通じない場合は、「できる時とできない時がある」とする。
「できない」
どのような手段を用いても、意思の伝達ができない場合をいう。また、重度の認知症や意識障害によって、自発的な意思の伝達ができない、あるいは、意思の伝達ができるか否かを判断できない場合等も含む。

判断に際しての留意点

背景疾患や伝達できる内容は問わない。

1 2 診療・療養上の指示が通じる

項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」
診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。
「いいえ」
診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診察・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

1.3 危険行動

項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。

ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

栄養管理計画書

計画作成日 _____

フガナ

氏名 _____ 殿 (男・女)

病棟 _____

年 月 日生 (歳)

担当医師名 _____

入院日； _____

担当管理栄養士名 _____

入院時栄養状態に関するリスク

--

栄養状態の評価と課題

--

栄養管理計画

目標	
栄養補給に関する事項	
栄養補給量 ・エネルギー kcal ・たんぱく質 g ・水分 ・	栄養補給方法 <input type="checkbox"/> 経口 <input type="checkbox"/> 経腸栄養 <input type="checkbox"/> 静脈栄養 嚥下調整食の必要性 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (学会分類コード：) 食事内容 留意事項
栄養食事相談に関する事項	
入院時栄養食事指導の必要性 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容	実施予定日： 月 日
栄養食事相談の必要性 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容	実施予定日： 月 日
退院時の指導の必要性 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容	実施予定日： 月 日
備考	
その他栄養管理上解決すべき課題に関する事項	
栄養状態の再評価の時期 実施予定日： 月 日	
退院時及び終了時の総合的評価	

感染防止対策地域連携加算チェック項目表

評価基準	A:適切に行われている、あるいは十分である B:適切に行われているが改善が必要、あるいは十分ではない C:不適切である、あるいは行われていない X:判定不能(当該医療機関では実施の必要性がない項目、確認が行えない項目等)
------	---

評価実施日： 年 月 日 評価対象医療機関名：

A. 感染対策の組織		評価	コメント
1. 院内感染対策委員会	1)委員会が定期的に開催されている		
	2)病院長をはじめとする病院管理者が参加している		
	3)議事録が適切である		
2. 感染制御を実際に行う組織(ICT) ※医師または看護師のうち 1人は専従であること	1)専任の院内感染管理者を配置、感染防止に係る部門を設置している		
	2)感染対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師がいる		
	3)感染対策に5年以上の経験を有し、感染管理に関わる適切な研修を修了した専任看護師がいる		
	4)3年以上の勤務経験を有し、感染対策に関わる専任の薬剤師がいる		
	5)3年以上の勤務経験を有し、感染対策に関わる専任の検査技師がいる		
B. ICT活動		評価	コメント
1. 感染対策マニュアル	1)感染対策上必要な項目についてのマニュアルが整備されている		
	2)必要に応じて改定がなされている		
2. 教育	1)定期的に病院感染対策に関する講習会が開催されている		
	2)講習会に職員1名あたり年2回出席している		
	3)必要に応じて部署ごとの講習会や実習が行われている		
	4)全職員に対し院内感染について広報を行う手段がある		
	5)外部委託職員に教育を実施している(または適切に指導している)		
3. サーベイランスと インターベンション	1)部署を決めて必要なサーベイランスが行われている		
	2)サーベイランスデータを各部署にフィードバックしている		
	3)サーベイランスのデータに基づいて必要な介入を行っている		

	4)アウトブレイクに介入している		
	5)検査室データが疫学的に集積され、介入の目安が定められている		
4. 抗菌薬適正使用	1)抗菌薬の適正使用に関する監視・指導を行っている		
	2)抗MRSA薬の使用に関する監視・指導を行っている		
	3)抗菌薬の適正使用に関して病棟のラウンドを定期的に行っている		
	4)抗MRSA薬やカルバペネム系抗菌薬などの広域抗菌薬に対して使用制限や許可制を含めて使用状況を把握している		
5. コンサルテーション	1)病院感染対策に関するコンサルテーションを日常的に行っている		
	2)コンサルテーションの結果が記録され、院内感染対策に活用されている		
	3)迅速にコンサルテーションを行うシステムが整っている		
6. 職業感染曝露の防止	1)職員のHBs抗体の有無を検査している		
	2)HB抗体陰性者にはワクチンを接種している		
	3)結核接触者検診にQFTを活用している		
	4)麻疹、風疹、ムンプス、水痘に関する職員の抗体価を把握し、必要に応じてワクチン接種を勧奨している		
	5)針刺し、切創事例に対する対応、報告システムが整っている		
	6)安全装置付きの機材を導入している		
7. ICTラウンド	1)定期的なICTラウンドを実施している		
	2)感染対策の実施状況についてチェックを行っている		
	3)病棟のみならず、外来、中央診療部門等にもラウンドを行っている		
C. 外来		評価	コメント
1. 外来患者の感染隔離	1)感染性の患者を早期に検出できる(ポスターなど)		
	2)感染性の患者に早期にマスクを着用させている		
	3)感染性の患者とそれ以外の患者を分けて診療できる		
2. 外来診察室	1)診察室に手洗いの設備がある		

	2)各診察室に擦式速乾性手指消毒薬がある		
	3)各診察室に聴診器などの医療器具の表面を消毒できるアルコール綿などがある		
3. 外来処置室	1)鋭利器材の廃棄容器が安全に管理されている (廃棄容器の蓋が開いていない、など)		
	2)鋭利器材の廃棄容器が処置を行う場所の近くに設置してある		
	3)検査検体が適切に保管してある		
4. 抗がん化学療法外来	1)薬剤の無菌調製が適切に実施されている		
	2)咳エチケットが確実に実施されている		
	3)患者および職員の手指衛生が適切に行われている		
D. 病棟		評価	コメント
1. 病室	1)部屋ごとに手洗い場がある		
	2)床や廊下に物品が放置されていない		
	3)必要なコホーティングが行われている		
	4)隔離個室の医療器具は専用化されている		
	5)隔離個室には必要なPPEが準備されている		
	6)空調のメンテナンスが行われ、HEPA filterが定期的に交換されている		
2. スタッフステーション	1)水道のシンク外周が擦拭され乾燥している		
	2)鋭利器材の廃棄容器が適切に管理されている		
	3)鋭利器材の廃棄容器が必要な場所に設置されている		
	4)臨床検体の保存場所が整備されている		
3. 処置室	1)清潔区域と不潔区域を区別している		
	2)滅菌機材が適切に保管され、使用期限のチェックが行われている		
	3)包交車が清潔と不潔のゾーニングがなされている		
	4)包交車に不要な滅菌機材が積まれていない		

4. 薬剤の管理	1) 清潔な状況下で輸液調整が実施されている		
	2) 希釈調製したヘパリン液は室温に放置されていない		
	3) 薬品保管庫の中が整理されている		
	4) 薬剤の使用期限のチェックが行われている		
	5) 薬剤開封後の使用期限の施設内基準を定めている		
	6) 保冷库の温度管理が適切になされている		
E. ICU		評価	コメント
1. 着衣および環境	1) 入室時に手指衛生を実施している		
	2) 処置者は半そでの着衣である		
	3) 処置者は腕時計をはずしている		
	4) ベッド間隔に十分なスペースがある		
	5) 手洗いや速乾式手指消毒薬が適切に配置されている		
F. 標準予防策		評価	コメント
1. 手洗い	1) 職員の手指消毒が適切である		
	2) 職員の手洗いの方法が適切である		
	3) 手袋を着用する前後で手洗いを行っている		
	4) 手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている		
2. 手袋	1) 手袋を適切に使用している		
	2) 手袋を使用した後、廃棄する場所が近くにある		
3. 個人防護具(PPE)	1) 必要ときにすぐ使えるように個人防護具(PPE)が整っている		
	2) マスク、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、ガウンなどのPPEの使用基準、方法を職員が理解している		
	3) 個人防護具(PPE)の着脱方法を教育している		
G. 感染経路別予防策		評価	コメント
1. 空気感染予防策	1) 結核発症時の対応マニュアルが整備されている*		

	2)陰圧個室が整備されている		
	3)麻疹発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	4)水痘発生時の対応マニュアルが整備されている*		
	5)N95マスクが常備してある		
2. 飛沫感染予防対策	1)インフルエンザ発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	2)風疹発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	3)流行性耳下腺炎発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	4)可能ならば個室隔離としている		
	5)個室隔離が困難な場合、コホーティングしている		
	6)ベッド間隔が1メートル以上取られている		
	7)サージカルマスクの着用が入室前に可能である		
	8)飛沫感染対策が必要な患者であることが職員に周知されている		
3. 接触感染予防策	1)MRSAが検出された場合の対応マニュアルが整備されている*		
	2)手袋が適切に使用されている		
	3)必要なPPEが病室ごとに用意されている		
	4)処置時にはディスポのエプロンを用いている		
	5)処置時必要な場合はマスクを着用している		
	6)必要な場合には保菌者のスクリーニングを行っている		
	7)シーツやリネン類の処理が適切である		
	* マニュアルの評価項目:連絡体制。感受性者サーベイランスの期間、範囲が明瞭である。ワクチンやγ-グロブリンの接種対象者が明確である。消毒薬の選択と実施方法、接触感受性職員の就業制限が規定してある、などを確認する		
H. 術後創感染予防		評価	コメント
	1)除毛は術直前に行っている		
	2)周術期抗菌薬がマニュアルで規定されている		

3) 必要な場合、抗菌薬の術中追加投与が行われている		
4) バンコマイシンをルーチンに使用していない(または使用基準がある)		

I. 医療器材の管理		評価	コメント
------------	--	----	------

1. 尿道カテーテル	1) 集尿バッグが膀胱より低い位置にあり、かつ床についていない		
	2) 閉塞や感染がなければ、留置カテーテルは定期的に交換しない		
	3) 集尿バッグの尿の廃棄は、排尿口と集尿器を接触させない		
	4) 尿の廃棄後は患者毎に未滅菌手袋を交換している		
	5) 日常的に膀胱洗浄を施行していない		
	6) 膀胱洗浄の際に抗菌薬や消毒薬をルーチンに局所に用いることはない		
2. 人工呼吸器	1) 加湿器には滅菌水を使用している		
	2) 気管内吸引チューブはディスポのシングルユース又は閉鎖式である		
	3) 定期的に口腔内清拭を行っている		
3. 血管内留置カテーテル	1) 中心静脈カテーテル管理についてのマニュアルがある		
	2) 中心静脈カテーテルの挿入はマキシマルバリアプリコーション(滅菌手袋、滅菌ガウン、マスク、帽子、大きな覆布)が行われている		
	3) 高カロリー輸液製剤への薬剤の混入はクリーンベンチ内で行っている		
	4) 輸液ラインやカテーテルの接続部の消毒には消毒用エタノールを用いている		
	5) ラインを確保した日付が確実に記載されている		
	6) ライン刺入部やカテ走行部の皮膚が観察できる状態で固定されている		
	7) 末梢動脈血圧モニタリングにはディスポーザブルセットを使用している		

J. 洗浄・消毒・滅菌		評価	コメント
-------------	--	----	------

1. 医療器具	1) 病棟での一次洗浄、一次消毒が廃止されている(計画がある)		
	2) 生物学的滅菌保証・化学的滅菌保証が適切に行われている		
	3) 消毒薬の希釈方法、保存、交換が適切である		

	4) 乾燥が適切に行われている		
2. 内視鏡	1) 内視鏡洗浄・管理が中央化されている(計画がある)		
	2) 専任の内視鏡検査技師もしくは看護師が配置されている		
	3) 手洗いが適切に行われている		
	4) 管腔を有する内視鏡は消毒ごとにアルコールフラッシュを行っている		
	5) 消毒薬のバリデーションが定期的に行われている		
	6) 自動洗浄・消毒機の管理責任者がいる		
	7) 自動洗浄・消毒機の液の交換が記録されている		
	8) 自動洗浄・消毒機のメンテナンスの期日が記録されている		
	9) 内視鏡の保管が適切である		
	10) 内視鏡の表面に損傷がない		
K. 医療廃棄物		評価	コメント
	1) 廃棄物の分別、梱包、表示が適切である		
	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている		
	3) 最終保管場所が整備されている		
	4) 廃棄物の処理過程が適切である		
L. 微生物検査室		評価	コメント
1. 設備・機器	1) 安全キャビネット(クラスII以上)を備えている		
	2) 安全キャビネットは定期点検(HEPAフィルターのチェック・交換等)が行われている		
	3) 菌株保存庫(冷凍庫等)は、カギを掛けている		
	4) 検査材料の一時保管場所が定められている		
2. 検査業務	1) 安全対策マニュアル等が整備されている		
	2) 業務内容によりN95マスク、手袋、専用ガウン等を着用している		

3) 抗酸菌検査、検体分離等は安全キャビネット内で行っている		
4) 遠心操作は、安全装置付き遠心機を使用している		
5) 感染性検査材料用輸送容器が準備されている		
6) 廃棄容器にバイオハザードマークが表示されている		
7) 感染防止のための手洗い対策が適正である		
8) 感染性廃棄物が適正に処理されている		
9) 関係者以外の立ち入りを制限している		

評価実施医療機関名:

(評価責任者名:

[記載上の注意]

- 1) チェック項目について、当該医療機関の実情に合わせて適宜増減しても差し支えない。
- 2) 評価を受ける医療機関は、当日までに根拠となる書類等を準備しておくこと。
- 3) 評価を実施する医療機関は、コメント欄で内容を説明すること。特にB、C判定については、その理由を説明すること。
- 4) 評価を実施した医療機関は、できるだけ早期に本チェック項目表を完成させ、報告書として評価を受けた医療機関へ送付すること。また、評価を実施した医療機関は、報告書の写しを保管しておくこと。